

令和3年第3回定例会

大江町議会会議録

令和3年 9月3日 開会
令和3年 9月15日 閉会

大江町議会

令和3年第3回大江町議会定例会会議録目次

| | |
|---------------------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |
| 第 1 号 (9月3日) | |
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 4 |
| ○出席議員 | 5 |
| ○欠席議員 | 5 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 5 |
| ○本会議に職務のため出席した者 | 5 |
| ○感謝状贈呈 | 6 |
| ○開会の宣告 | 6 |
| ○開議の宣告 | 7 |
| ○議事日程の報告 | 7 |
| ○会議録署名議員の指名 | 7 |
| ○会期決定 | 7 |
| ○諸般の報告 | 8 |
| ○行政報告 | 9 |
| ○副議長の選挙 | 12 |
| ○所信表明会 | 13 |
| ○各常任委員会委員の選任について | 16 |
| ○各常任委員会正副委員長の選任について | 18 |
| ○議会運営委員会委員の選任について | 19 |
| ○議会運営委員会正副委員長の選任について | 19 |
| ○西村山広域行政事務組合議会議員の選挙について | 20 |
| ○議会選出委員等の推薦について | 21 |
| ○議案の上程・審議 | 21 |
| ○請願第4号の審査委員会付託 | 22 |

| | |
|--------------------------|-----|
| ○要請第 1 号の審査委員会付託 | 2 3 |
| ○要請第 2 号の審査委員会付託 | 2 3 |
| ○諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 2 4 |
| ○議第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 2 5 |
| ○議第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 2 6 |
| ○議第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 2 7 |
| ○議第 5 6 号～議第 7 5 号の一括上程 | 2 8 |
| ○提案理由の説明 | 2 8 |
| ○監査委員報告 | 3 4 |
| ○散会の宣告 | 4 0 |

第 2 号 (9月6日)

| | |
|-------------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 4 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 4 1 |
| ○出席議員 | 4 2 |
| ○欠席議員 | 4 2 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 2 |
| ○本会議に職務のため出席した者 | 4 2 |
| ○開議の宣告 | 4 3 |
| ○議事日程の報告 | 4 3 |
| ○一般質問 | 4 3 |
| 土 田 勳 一 君 | 4 3 |
| 結 城 岩太郎 君 | 5 2 |
| 藤 野 広 美 君 | 6 4 |
| 櫻 井 和 彦 君 | 7 2 |
| ○散会の宣告 | 8 1 |

第 3 号 (9月7日)

| | |
|--------------|-----|
| ○議事日程 | 8 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 8 3 |

| | |
|---------------------------------|-------|
| ○出席議員 | 8 4 |
| ○欠席議員 | 8 4 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 8 4 |
| ○本会議に職務のため出席した者 | 8 4 |
| ○開議の宣告 | 8 5 |
| ○議事日程の報告 | 8 5 |
| ○一般質問 | 8 5 |
| 関野幸一君 | 8 5 |
| 橋本彩子君 | 9 9 |
| 毛利登志浩君 | 1 1 2 |
| 宇津江雅人君 | 1 2 6 |
| 菊地邦弘君 | 1 3 4 |
| ○散会の宣告 | 1 4 5 |

第 4 号 (9月13日)

| | |
|---------------------------------|-------|
| ○議事日程 | 1 4 7 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 4 7 |
| ○出席議員 | 1 4 8 |
| ○欠席議員 | 1 4 8 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 4 8 |
| ○本会議に職務のため出席した者 | 1 4 8 |
| ○開議の宣告 | 1 4 9 |
| ○議事日程の報告 | 1 4 9 |
| ○議第56号の説明、質疑、討論、採決 | 1 4 9 |
| ○議第57号の説明、質疑、討論、採決 | 1 5 1 |
| ○議第58号の説明、質疑、討論、採決 | 1 6 0 |
| ○議第59号の説明、質疑、討論、採決 | 1 6 2 |
| ○議第60号の説明、質疑、討論、採決 | 1 6 5 |
| ○議第61号の説明、質疑、討論、採決 | 1 9 1 |
| ○議第62号の説明、質疑、討論、採決 | 1 9 2 |

| | |
|--------------------|-----|
| ○議第63号の説明、質疑、討論、採決 | 194 |
| ○議第64号の説明、質疑、討論、採決 | 195 |
| ○議第65号の説明、質疑、討論、採決 | 196 |
| ○議第66号の説明、質疑、討論、採決 | 199 |
| ○議第67号の説明、質疑、討論、採決 | 200 |
| ○決算特別委員会設置及び付託 | 202 |
| ○散会の宣告 | 203 |

第 5 号 (9月15日)

| | |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 205 |
| ○本日の会議に付した事件 | 205 |
| ○出席議員 | 207 |
| ○欠席議員 | 207 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 207 |
| ○本会議に職務のため出席した者 | 207 |
| ○開議の宣告 | 208 |
| ○議事日程の報告 | 208 |
| ○決算特別委員会報告 | 208 |
| ○議第68号～議第75号の質疑、討論、採決 | 209 |
| ○発議第2号の説明、質疑、討論、採決 | 210 |
| ○請願第4号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決 | 211 |
| ○要請第1号の要請審査委員会報告、質疑、討論、採決 | 212 |
| ○要請第2号の要請審査委員会報告、質疑、討論、採決 | 213 |
| ○日程の追加 | 214 |
| ○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 215 |
| ○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 216 |
| ○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 216 |
| ○閉会の宣告 | 217 |
| ○署名議員 | 219 |

大江町告示第45号

令和3年第3回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月31日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和3年9月3日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 橋本彩子君 | 2番 | 菊地邦弘君 |
| 3番 | 藤野広美君 | 4番 | 櫻井和彦君 |
| 5番 | 関野幸一君 | 6番 | 毛利登志浩君 |
| 7番 | 宇津江雅人君 | 8番 | 伊藤慎一郎君 |
| 9番 | 結城岩太郎君 | 10番 | 土田勵一君 |
| 11番 | 菊地勝秀君 | | |

不応招議員（なし）

令和3年第3回大江町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月3日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 各常任委員会委員の選任
- 日程第 7 各常任委員会正副委員長の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 議会運営委員会正副委員長の選任
- 日程第10 西村山広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 議会選出委員等の推薦
- 日程第12 請願第4号 米の需給調整に関する請願
- 日程第13 要請第1号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書の議決について
- 日程第14 要請第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書の提出について
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 議第53号 大江町監査委員の選任について
- 日程第17 議第54号 大江町監査委員の選任について
- 日程第18 議第55号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 議第56号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第20 議第57号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第21 議第58号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の
制定について
- 日程第22 議第59号 大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

- 日程第 2 3 議第 6 0 号 令和 3 年度大江町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 4 議第 6 1 号 令和 3 年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議第 6 2 号 令和 3 年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議第 6 3 号 令和 3 年度大江町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議第 6 4 号 令和 3 年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議第 6 5 号 令和 3 年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議第 6 6 号 令和 3 年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議第 6 7 号 令和 3 年度大江町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議第 6 8 号 令和 2 年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 2 議第 6 9 号 令和 2 年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 3 議第 7 0 号 令和 2 年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 4 議第 7 1 号 令和 2 年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 5 議第 7 2 号 令和 2 年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 6 議第 7 3 号 令和 2 年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 7 議第 7 4 号 令和 2 年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 8 議第 7 5 号 令和 2 年度大江町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 9 監査委員報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 橋本彩子君 | 2番 | 菊地邦弘君 |
| 3番 | 藤野広美君 | 4番 | 櫻井和彦君 |
| 5番 | 関野幸一君 | 6番 | 毛利登志浩君 |
| 7番 | 宇津江雅人君 | 8番 | 伊藤慎一郎君 |
| 9番 | 結城岩太郎君 | 10番 | 土田勵一君 |
| 11番 | 菊地勝秀君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 松田清隆君 | 副町長 | 榎英毅君 |
| 教育長 | 犬飼藤男君 | 総務課長 | 五十嵐大朗君 |
| 政策推進課長 | 鈴木利通君 | 税務町民課長 | 阿部美代子君 |
| 健康福祉課長 | 伊藤修君 | 農林課長 | 秋場浩幸君 |
| 建設水道課長 | 櫻井洋志君 | 教育文化課長 | 西田正広君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 清水正紀君 | 代表監査委員 | 安藤宏君 |

本会議に職務のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------------------|-------|
| 議会事務局長 | 金子冬樹君 | 議会事務局 庶務主任 兼庶務係長 | 伊藤美幸君 |
|--------|-------|------------------------|-------|

◎感謝状贈呈

○議会事務局長（金子冬樹君） おはようございます。

議会開会に先立ちまして、町長より永年勤続議員への感謝状の贈呈がありますので、総務課長、よろしく願いいたします。

○総務課長（五十嵐大朗君） それでは、永年勤続議員の方への感謝状贈呈を行います。

町長、前のほうにお願いします。

お名前をお呼びしますので、呼ばれた方は前のほうにお進みください。

菊地勝秀殿。

○町長（松田清隆君） 感謝状。

菊地勝秀殿。

あなたは10年の永きに亘り、大江町議会議員として地方自治の振興と町政発展に寄与された功績は誠に大きいものがあります。

よって、ここに深甚なる感謝の意を表します。

令和3年9月3日 大江町長 松田清隆。（拍手）

○総務課長（五十嵐大朗君） 宇津江雅人殿。

○町長（松田清隆君） 感謝状。

宇津江雅人殿。

あなたは10年の永きに亘り、大江町議会議員として地方自治の振興と町政発展に寄与された功績は誠に大きいものがあります。

よって、ここに深甚なる感謝の意を表します。

令和3年9月3日 大江町長 松田清隆。（拍手）

○総務課長（五十嵐大朗君） 以上で感謝状の贈呈を終わります。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

今議会においても、新型コロナウイルス感染症対策として、全員マスク等着用での議会となりますので、ご協力よろしく申し上げます。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回大江町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

1番 橋本彩子さん

2番 菊地邦弘君

を指名します。

◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日から15日までの13日間にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から15日までの13日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、諸般の報告です。

まず、私から報告いたします。

去る8月18日、関野副議長から、9月2日をもって副議長の職を辞したいとの辞職願が提出されました。議長は同日付でこれを許可しましたので、報告いたします。

また、本町議会選出の西村山広域行政事務組合議会議員の毛利議員、宇津江議員からは9月2日をもっての辞職願が、議会選出の監査委員である伊藤議員からは9月26日をもっての辞職願が、それから国民健康保険運営協議会委員の櫻井議員と結城議員及び社会福祉協議会理事の結城議員からは9月30日をもっての辞職願がそれぞれ提出されておりますので、併せて報告いたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会第1回臨時会の件について報告を求めます。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） それでは、私のほうから、西村山広域行政事務組合第1回臨時会の報告をいたします。

西村山広域行政事務組合議会の第1回臨時会が6月28日、寒河江市議場で開かれ、諸般の報告の中で、議員の辞職及び就任について、議長選挙等が行われました。議長は、寒河江市議会議長の國井輝明氏、副議長には河北町議会議長の漆山光春氏が当選されました。

また、議会運営委員長には寒河江市議会議員の渡邊賢一氏が、副委員長には西川町議会議員の佐藤仁氏が選任されました。

次に、議第7号 監査委員の選任について議題となり、監査委員には大江町議会議長の菊地勝秀氏が選任されました。

最後に、議第8号 財産（高規格救急自動車）の取得についてであります。これにつきましては、山形日産自動車株式会社寒河江店のほか2者を指名し、去る5月18日に入札を行った結果、山形日産自動車株式会社寒河江店が消費税及び自動車重量税等を含め3,284万7,500

円で落札しました。

以上で、西村山広域行政事務組合議会第1回臨時会の報告を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、行政報告です。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

私からの行政報告は2件ございます。

初めに新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況について、最新のものを申し上げたいと思います。

本町のワクチン接種につきまして、9月2日現在の数字でございますが、接種対象者全体、1回目終了が6,220人、接種率が87.6%。2回目の接種終了が5,502人、接種率が77.4%というふうなことになってございます。65歳以上、それからそれ以下というふうな部分についてはこれまでお知らせしてきましたが、全体としての数字がこのような状況であるというふうなことでございます。

当初の希望調査でワクチン接種を希望した方については、既にコールセンターのほうから接種日時などの案内を全て完了しており、順次接種を受けていただいております。また、現在は、65歳以上などの方で、当初は接種を希望していなかった方を対象に、再度、意向確認を行いながら、接種を希望する方については速やかに日程の調整を行っているところであります。

大江町における妊婦の方への対応といたしましては、町内在住の妊婦の方については、既に接種済み、あるいは接種日時が確定しております。また、新たに里帰り出産を希望する妊婦についても、随時相談に応じながら接種を行っており、今後も町のホームページ等で周知しながら、引き続き安心して接種を受けられる環境づくりに努めたいと考えております。

ワクチンの接種については、現時点の予定では9月末までにはおおむね希望する方全員の接種が完了する見込みであり、これまでご協力いただいております2つの医療機関に対して

改めて感謝を申し上げたいと思います。

今後は、引き続き、接種を希望していない方など未接種者への対応、新たに12歳に到達する小学生の方への対応、接種を希望する方全員に取りこぼしがないよう進めていきたいと考えております。

現在、山形県では、感染防止対策特別集中期間を設定し、県民挙げて集中的に感染防止対策に取り組んでおります。町民の皆様には、ワクチンの2回目接種が完了した方も含め、改めてマスク着用など、新たな生活様式の実践をお願いしながら、議員の皆様からのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、令和2年度の健全化判断比率等の算定結果であります。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応ができるよう、財政健全化に関する4つの指標の算定と公表が義務づけられております。

このたび、地方財政状況調査により大江町における令和2年度の算定結果がまとまりましたので、概要を報告させていただきます。

資料1をご覧ください。

1ページが総括表となっております。総括表①健全化判断比率の状況をご覧ください。

上段が大江町の比率、中段が早期に自主的な健全化が必要な段階とされる早期健全化基準と、国による支援とともに確実な再生が必要な段階とされる財政再生基準となっております。それでは、実質赤字比率から順に、それぞれの算定内容についてご説明させていただきます。

2ページ目の総括表②の左側上段をご覧ください。

1つ目の指標となる実質赤字比率につきましては、一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。本町の場合、実質収支額は2億9,504万9,000円の黒字でありましたので、赤字なしという結果になりました。

次に、2つ目の項目であります連結実質赤字比率であります。これについては、本町の場合、一般会計のほか、6つの特別会計と水道事業会計が算定の対象となっております。

2ページの左側下段をご覧ください。

公営事業会計については、ご覧のとおり4つの特別会計が対象であります。全ての会計の実質収支額が黒字となっております。

同じく2ページの右側をご覧ください。

こちらは公営企業会計分ではありますが、上段の法適用企業である水道事業会計、下段の法非適用企業である3つの特別会計ともに資金不足は生じておらず、一般会計なども含めた全ての実質収支額の合計が7億7,794万円の黒字となりました。

以上のことから、連結実質赤字比率につきましても、赤字なしという結果になっております。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、指標の算定が義務づけられた平成20年度以降、赤字なしという状況でございます。

次に、3ページ、総括表③をご覧ください。

実質公債費比率であります。これは、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率になりますが、今回の算定では3か年平均の比率が6.7%となり、前年度の5.2%から1.5ポイント増となっております。

主な要因といたしましては、令和元年度との比較で公債費が増加したことなどが挙げられます。

なお、早期健全化基準は25%となっておりますので、引き続き基準を下回ることになりました。

次に、4ページの総括表④をご覧ください。

将来負担比率であります。この指標は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模などに対する比率であります。早期健全化基準は350%となっておりますが、算定の結果、本町の場合、11.3%となっており、昨年度の20.5%から、9.2ポイント改善したところであります。

主要な要因としては、地方債現在高及び公営企業債等繰入見込額等の減により、将来負担額が減少したことなどが挙げられます。

資金不足比率につきましては、公営企業に係る資金不足額を事業規模とみなされる額で割った比率となるものでありますが、2ページの右側に表記しているとおり、いずれの会計ともに資金不足なしとの結果になったものであります。

以上、算定結果の概要を申し上げましたが、今回の算定では、いずれの比率においても、早期健全化基準を下回るという結果になっております。

全国的な新型コロナウイルスの影響もあり、本町において厳しい景気の見込まれることから、事業実施に当たっては、これまで以上に精査をした上で、特定財源等を確保する

とともに、財政の健全化に努めてまいります。議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） おはようございます。

教育委員会から、令和3年度教育委員会事務事業点検・評価報告書（令和2年度分）について、ご報告申し上げます。

資料2をご覧願います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと定めているところであり、その際には、教育に関して学識を有する方の知見の活用を図るものとされているところであります。

このことから、大江町教育委員会でも、平成22年度から前年度の主要な事務事業の点検・評価を行ってきておりますが、今年度は、学識経験者等の知見を活用するために、十三区の村上雄一氏、七区の小国利宏氏、下モ原区の松田澄子氏のお三方に外部評価委員をお願いし、それぞれのご意見を伺った上で、令和2年度に教育委員会が実施した主な事務事業についての点検・評価報告書を作成いたしましたので、ご覧いただきたいと存じます。

大江町教育委員会では、今後とも、議員各位をはじめ、多くの町民の皆様からのご意見を拝聴しながら、豊かな暮らしにつながる教育事業を推し進め、信頼される教育行政を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いし、ご報告とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告を終わります。

◎副議長の選挙

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙実施に当たり、大江町議会申し合わせ事項に基づきまして、町民に開かれた議会の実現のため、副議長を志す議員が議会運営を行うに当たっての所信及び抱負を表明する所信表明会を開催します。

所信表明会は、本議場において公開するものとし、インターネット中継をそのまま続けますが、休憩中に開催することとされておりますので、一旦本会議を休憩します。

休憩 午前10時20分

◎所信表明会

○進行（土田勵一君） 改めて、おはようございます。10番の土田勵一です。

所信表明会を開催するに当たり、進行役は、大江町議会申し合わせ事項により、所信表明を行う議員及び議長以外の年長の議員が行うことになっていることから、私、土田勵一が進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

所信表明を行う順序は届け出順とし、時間は1人10分以内とされています。残り1分でベルを鳴らしますので、まとめてください。

傍聴される方は、大江町議会傍聴規則を準用し、所信表明者に対して賛意または反意を表す発言や拍手などをしてはならないとされていますので、ご承知おきください。

本日9時までに届け出のあった議員は1人です。

それでは、7番、宇津江雅人君、よろしくお願いいたします。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

副議長選立候補に当たりまして、私の決意を表明いたします。

冒頭ですが、私は若くしてふるさとを離れ、約38年間の県外での勤務を終え、ふるさとにUターンしてまいりました。以前にも申し上げましたが、Uターンした暁には、生まれ育ててくれたふるさとに何か恩返しはできないものかと思い、議員を志した理由であります。その姿勢は現在も変わることはありません。

そして、このたび副議長選に当たり、次の3項目について所信を述べさせていただきます。

1つは、大江町議会基本条例の精神にのっとり、二元代表制を狙う議会が真に町民の負託に応じていくために、議長を積極的な姿勢で補佐し、執行部と緊張関係を保ちながら、働く議会を目指し、議会運営に努めたいということであります。

2つ目は、議員の皆様におかれましては、それぞれ得意分野があると思います。例えば農林業、商工業、教育・文化、子育て、福祉、あるいは危機管理の面などなど、様々あるかと思いますが、その皆さんの能力、知識を互いに切磋琢磨、問題点を共有しながら、1つのチームとしての質問なり政策立案等を執行部に示し、まちづくりに反映できるような議会を

目指していきたいと思ひます。

3つ目は、議会の活性化であります。先人が築いてきました活性化検討委員会を踏襲し、目前にある山積の課題を議員の皆さんと一つ一つクリアし、町民の負託に答えるよう努力してまいります。また、コロナ禍の収束が見えない中におきまして、例えば外部講師による研修などを企画してまいりたいと思ひます。

最後になりますが、71歳と高齢であります、さらに自己研さんに努めてまいる所存であります。ここに議員皆様のご理解とご支援を心よりお願い申し上げ、決意表明とさせていただきます。どうぞよろしくお祈りいたします。

○進行（土田勵一君） ご苦勞さまでございました。

以上で、副議長選挙の所信表明を終わります

ご協力誠にありがとうございました。

ここで議長と交代いたします。

再開 午前10時28分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（菊地勝秀君） 副議長の選挙は、投票により行います。

準備のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（菊地勝秀君） ただいまの出席議員は11人です。

選挙立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人には3番、藤野広美さん、4番、櫻井和彦君を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(菊地勝秀君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の枠内に、適格と認める議員1名の氏名を書いてください。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱と記載台の点検を行います。

立会人の方は、前に出て点検をお願いします。

(投票箱、記載台点検)

○議長(菊地勝秀君) 異状ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票してください。

(事務局長、議席順に点呼。投票)

○議長(菊地勝秀君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人2人は、開票作業に立ち会ってください。

それでは開票してください。

(開 票)

○議長(菊地勝秀君) それでは、投票結果を申し上げます。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち、宇津江雅人君11票、以上であります。

この選挙の法定得票数は3票です。

これを満たしておりますので、宇津江雅人君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開けます。

(議場開鎖)

○議長（菊地勝秀君） ただいま副議長に当選されました宇津江雅人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、本席から当選の告知をいたします。

宇津江雅人君から登壇の上、ご挨拶をいただきます。

○7番（宇津江雅人君） ただいま皆様のご支援により副議長という重責を担わせていただくことになりました。意を新たにしているところでございます。

今後も誠心誠意努力し、頑張っていきますので、どうか今後とも皆様のご協力等よろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、ご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで副議長の選挙を終わります。

◎各常任委員会委員の選任について

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、各常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

各常任委員会委員のほか議会選出の各委員の選考については、8月19日に開催されました全員協議会での協議に基づきまして、総務文教常任委員6名、産業厚生常任委員5名、議会広報常任委員4名、西村山広域行政事務組合議会議員2名、都市計画審議会委員4名、国民健康保険運営協議会委員2名、議会選出監査委員1名を議長が指名する4名の選考委員に選考を委ね、その選考結果に基づいて、議長が会議に諮って指名することとしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員等の選任については、議長が指名する4名の選考委員に選考を委ね、その選考結果に基づいて、議長が議会に諮って指名することに決定しました。

ここで議長から申し上げます。

日程第6、各常任委員会委員の選任から、日程第11、議会選出委員等の推薦までは、議会

内部の構成に関する事項でありますので、執行部の皆さんは連絡を申し上げるまで事務室で待機していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

(執行部退席)

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、議長から選考委員4名を指名いたします。

2番、菊地邦弘君、5番、関野幸一君、6番、毛利登志浩君、8番、伊藤慎一郎君を指名します。

選考委員の方は、第一委員会室で直ちに選考に入ってください。選考が終わりましたら、その結果を議長に報告してください。

選考が終了するまで議会を休憩とします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時25分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

選考委員の皆様、ご苦労さまでした。

選考委員の選考結果を報告いたします。

総務文教常任委員会、3番、藤野広美さん、4番、櫻井和彦君、5番、関野幸一君、9番、結城岩太郎君、10番、土田勵一君、11番、菊地勝秀、以上6名であります。

産業厚生常任委員に、1番、橋本彩子さん、2番、菊地邦弘君、6番、毛利登志浩君、7番、宇津江雅人君、8番、伊藤慎一郎君、以上5名であります。

議会広報常任委員会に、1番、橋本彩子さん、3番、藤野広美さん、4番、櫻井和彦君、7番、宇津江雅人君、以上の4名であります。

このようにそれぞれ指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した諸君を各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎各常任委員会正副委員長の選任について

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、各常任委員会正副委員長の選任についてを議題とします。

直ちに常任委員会を招集します。

なお、あらかじめ総務文教と産業厚生各常任委員会より、それぞれ議会運営委員2名を選出していただき、議長に報告をお願いします。

それでは、総務文教常任委員は第一委員会室で、産業厚生常任委員は第二委員会室で委員会を開催することとし、協議終了後、議会広報常任委員は直ちに第二委員会室にお集まりください。

なお、委員会が12時まで終了しない場合は、12時から午後1時までを休憩とし、午後1時から委員会を再開してください。

それでは、それぞれの委員会が終了するまで議会は休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午後1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

各常任委員会正副委員長の選任の結果を、私からご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に10番、土田勵一君、同じく副委員長に9番、結城岩太郎君。

産業厚生常任委員会委員長に6番、毛利登志浩君、同じく副委員長に2番、菊地邦弘君。

議会広報常任委員会委員長に1番、橋本彩子さん、同じく副委員長に3番、藤野広美さん。

以上のとおり選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員会には、1番、橋本彩子さん、8番、伊藤慎一郎君、9番、結城岩太郎君、10番、土田勵一君の4名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会正副委員長の選任について

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、議会運営委員会正副委員長の選任についてを議題とします。

直ちに議会運営委員会を招集します。

委員諸君は第一委員会室にお集まりください。

それでは、委員会終了まで議会を休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時09分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議会運営委員会正副委員長の選任結果を私からご報告いたします。

議会運営委員会委員長に8番、伊藤慎一郎君、同じく副委員長に9番、結城岩太郎君、以上のとおり選任することに決定いたしました。

なお、本日選任されました各常任委員会及び議会運営委員会委員の任期は9月27日からと

なりますので、よろしくお願ひいたします。

◎西村山広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、西村山広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、西村山広域行政事務組合議会議員には、2番、菊地邦弘君、8番、伊藤慎一郎君、以上の2名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました2名を西村山広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した2人を当選人として決定しました。

当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によりまして、本席から当選の告知をいたします。

◎議会選出委員等の推薦について

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議会選出委員等の推薦についてを議題とします。

選考委員の選考結果に基づき、ただいまから読み上げます。

大江町都市計画審議会委員に、3番、藤野広美さん、4番、櫻井和彦君、7番、宇津江雅人君、10番、土田勳一君。

続きまして、大江町国民健康保険運営協議会委員に、2番、菊地邦弘君、6番、毛利登志浩君。

大江町社会福祉協議会理事には、議会申し合わせ事項により、6番、毛利登志浩君を指名し推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げた諸君を推薦することに決定いたしました。

1時35分まで休憩します。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時35分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案の上程・審議

○議長（菊地勝秀君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略します。

◎請願第4号の審査委員会付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、請願第4号 米の需給調整に関する請願を議題とします。
紹介議員の説明を求めます。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 米の需給調整に関する請願を申し上げます。

コロナ禍による予期せぬ需要減などにより主食用米の民間在庫は業務用米を中心に増加し、令和3年6月末で219万トンと適正水準とされる180万トンを大幅に超過しています。

農林水産省は令和3年7月29日の食糧部会において、3年産米の生産見通し693万トン（作付け転換△6.7万ha）をほぼ達成したとしましたが、この見通しはコロナ禍による予期せぬ需要減まで見込んでいるものではなく、今後の作況が豊作基調となればさらに生産量は増加します。

2年産米がこの秋以降に持ち越されれば、3年産米の需給緩和と米価下落、加えて4年産作付け転換にも上乘せされ、稲作を根幹とする本県農業への甚大な影響が懸念されます。

つきましては、生産者所得の確保と水田農業の維持・発展に向け、国に対し下記事項について意見書の提出をお願いいたしたく、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

記。

コロナ禍による予期せぬ需要減に対して、政府備蓄米の運用改善等あらゆる政策を総動員した市場隔離の実施、さらには倉庫の新設や低温倉庫の改修にかかる支援等、出来秋に向けた出口対策を強化・拡充すること。

令和3年8月19日。

請願者、山形県寒河江市中央工業団地75。

氏名、さがえ西村山農業協同組合、代表理事組合長、安孫子常哉。

さがえ西村山農協農政対策協議会、会長、安孫子常哉。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

審議の上、採択していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 質疑、討論を省略し、お諮りします。

請願第4号 米の需給調整に関する請願については、これを所管の産業厚生常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本請願については、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◎要請第1号の審査委員会付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第13、要請第1号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書の議決についてを議題とします。

本要請は、全国積雪寒冷地帯振興協議会から、本町を含め会員となっている自治体に対して提出されたものであり、さきの議会運営委員会に諮り、本議会では請願の取扱いに準じて議題としたものであります。

質疑、討論を省略し、お諮りします。

要請第1号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書の議決については、これを所管の総務文教常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本要請については、総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎要請第2号の審査委員会付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第14、要請第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

本要請は、県町村議会議長会から構成する町村議会に一斉に提出されたものであり、さき

の議会運営委員会に諮り、本議会では請願の取扱いに準じて議題としたものであります。

質疑、討論を省略し、お諮りします。

要請第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、これを所管の総務文教常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本要請については、総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員を務めていただいている二関敏幸氏の任期は、平成31年1月1日から令和3年12月31日までとなっております。これまで人権相談や男女共同参画についての人権擁護活動に貢献をしていただきましたが、今期限りで退任したいとの申出がございました。このたび、その後任の人権擁護委員候補者として伊藤恵美氏が適任であると認め、諮問するものであります。

伊藤恵美氏は、昭和33年6月14日生まれで、美郷区に在住しておられます。平成31年3月に大江町立本郷東小学校を退職されるまで、長きにわたり小学校教員として勤務され、地域社会において信頼される人格見識を持っている方であります。また、これまでの経験を生かし、子どもや外国人に寄り添った活動がしたいと、人権擁護の職務に積極的な抱負をお持ち

の方であります。

なお、任期については、令和4年1月1日から3年間となります。

以上、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することになっておりますので、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） それでは、諮問第1号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての採択は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定いたしました。

◎議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第16、議第53号 大江町監査委員の選任についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提出者の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第53号 大江町監査委員の選任についてご説明申し上げます。

現在の安藤宏監査委員は、平成21年10月5日に就任され、現在3期目であります。令和3年10月4日をもって任期満了となります。

民間企業で培われた経験も踏まえて、財務管理や経営管理に優れた見識を有しており、令

和3年10月5日から引き続き安藤宏氏を大江町監査委員に選任したいことから、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものであります。

なお、任期は令和7年10月4日までの4年間であります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第53号の質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第53号 大江町監査委員の選任についての採決は、起立により行います。

本件について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第17、議第54号 大江町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、5番、関野幸一君の退席を求めます。

〔5番 関野幸一君退席〕

○議長（菊地勝秀君） 議第54号の議案を書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第54号 大江町監査委員の選任についてご説明申し上げます。

現在、監査委員を務めていただいている伊藤慎一郎委員より、令和3年9月26日をもって監査委員を辞職したい旨の願いが令和3年8月20日付で提出されました。

本職はこれを承認し、議員のうちから選任する後任の大江町監査委員に関野幸一氏を選任

したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第54号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第54号 大江町監査委員の選任についての採決は起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

5番、関野幸一君の入場を許可します。

〔5番 関野幸一君入場〕

◎議第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第18、議第55号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提出者の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第55号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

現在の菊地真里枝委員は、平成30年9月29日に就任され、令和3年9月28日をもって任期満了となります。大江町土地改良区の職員として長らく従事された方で、土地及び農地の状

況に関する知識に加え、3人の委員の中で唯一の女性委員として、女性ならではの視点や感覚を生かして委員を務めていただいていることから、令和3年9月29日から引き続き再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。

なお、任期は令和6年9月28日までの3年間であります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第55号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

議第55号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎議第56号～議第75号の一括上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第19、議第56号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更についてから日程第38、議第75号 令和2年度大江町水道事業会計決算の認定についてまでの20件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（菊地勝秀君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第56号から議第75号までの条例制定など4件、補正予算8件、決算認定8件、合わせて20の議案について一括してご説明申し上げます。

初めに、議第56号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

今回の改正は、西村山広域行政事務組合における交通災害共済事業について、近年の人口減少や民間保険の充実など社会情勢の変化を背景とした加入率の減少に鑑み、事業を廃止することとなったため、それに伴い、本規約における事業に関する部分を削るものであります。

次に、議第57号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについてであります。本町は昭和51年に過疎地域対策緊急措置法により過疎地域の指定を受けて以来、地域振興並びに地域活性化のための計画を定め、それに基づく産業基盤や生活基盤の整備、教育や地域文化の振興、保健や福祉の充実など多岐にわたる施策を推進することにより、過疎からの脱却を目指してまいりました。

令和3年3月末で期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法に代わりまして、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日より施行されましたが、本町においては、昭和50年から平成27年までの40年間における国勢調査による人口減少率が28%を上回ったことから、本町の全域が過疎地域に該当することとなったものであります。

本計画は、新法施行に伴い、今年3月に計画期間が満了した大江町過疎地域自立促進計画に代わり、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画を定めるものであります。

この計画を定めることにより、各種事業に対し、過疎対策事業債の借入れが可能となり、より地域の実情に即した過疎対策を講じることができるものであります。

次に、議第58号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例を制定することについてご説明申し上げます。

過疎地域の自立促進を図ることを目的とする過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、4月1日から新たに過疎地域の持続的発展を支援することを目的とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、本条例を制定する必要があることから提案するものであります。

議第59号 大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、このたびの条例改正は、JR左沢駅の簡易委託化に伴う交流ステーションの運営の見直しを図るため、大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議第60号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正予算につきましては、本年4月の人事異動に伴う職員人件費の各費目間の調整や、新型コロナウイルス感染症に対応するワクチン接種関連経費など、各事業費を精査し、今後の事務事業に支障を来すことがないように予算編成を行ったほか、地方財政法第7条の規定による前年度繰越金の財政調整基金への積立金などを追加しております。

また、さきの全員協議会でご説明いたしましたJR左沢駅を簡易委託駅として運営していくための経費や、老朽化が進んでいる健康温泉館の石風呂等をリニューアルするための設計費用なども計上させていただきました。

歳入につきましては、前年度繰越金を全て計上したほか、普通交付税の追加、歳出の特定財源である国県補助金、特別会計の決算に伴う繰入金など、その所要経費について補正を行うものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,580万円を追加し、補正後の予算総額を55億1,410万円とするものであります。

予算書5ページの第2表、地方債補正は、本年度の起債同意予定額などにに基づき、限度額の変更を行うものであります。

次に、議第61号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

令和2年度決算見込みにより、前年度繰越金及び償還金などを補正するものであります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,656万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億2,126万7,000円とするものであります。

議第62号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、今回の補正は、令和2年度の決算見込みに基づき、前年度の後期高齢者医療保険料に係る広域連合納付金を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ144万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億594万4,000円とするものであります。

次に、議第63号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和2年度の決算に基づき、国庫負担金などの返還金及び一般会計繰出金を追加するものであります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,450万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を11億8,810万2,000円とするものであります。

議第64号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、前年

度の決算に伴う前年度繰越金の計上により、財源を調整するものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ49万1,000円を追加し、補正後の予算総額を2,109万1,000円とするものであります。

議第65号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、今回の補正予算では、処理場補修工事費及び人件費のほか、令和2年度の決算見込みに基づく繰越金などにより、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ832万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出総額を2億5,412万2,000円とするものであります。

次に、議第66号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。人件費の精査のほか、マンホールポンプ設備の修繕に係る委託料の追加及び前年度繰越金の追加により、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ117万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,782万4,000円とするものであります。

議第67号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、本年4月の人事異動に伴う職員人件費を調整するため、既定の予算総額にそれぞれ750万円を追加し、補正後の予算総額を2億4,859万2,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、大山自然公園への水道水供給を安定的に行うため、加圧ポンプ更新工事を追加するものであり、既定の予算総額に550万円を追加し、補正後の予算総額を1億5,381万4,000円とするものであります。

次に、議第68号から議第75号までは、令和2年度一般会計及び各特別会計、水道事業会計の決算認定に係る議案であります。

金額につきましては、1,000円未満を切捨てしてご説明申し上げますので、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

初めに、議第68号 令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。

歳入総額は68億1,402万5,000円、歳出総額は64億8,434万9,000円で、差引額は3億2,967万5,000円であります。翌年度へ繰り越すべき財源3,462万7,000円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は2億9,504万8,000円となりました。

次に、議第69号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額が8億8,312万1,000円、歳出総額は8億4,032万7,000円で、差引額は4,279万4,000円であります。

議第70号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が1億636万7,000円、歳出総額は1億441万2,000円で、差引額は195万4,000円であります。

次に、議第71号 令和2年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が11億5,918万8,000円、歳出総額は10億9,976万3,000円で、差引額は5,942万5,000円であります。

議第72号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が1,101万1,000円、歳出総額は1,047万円で、差引額は54万1,000円であります。

議第73号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が2億5,419万1,000円、歳出総額は2億4,740万5,000円で、差引額は678万5,000円あります。翌年度へ繰り越すべき財源473万6,000円が含まれておりますので、これを除いた実質収支額は204万9,000円となりました。

議第74号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が4,998万1,000円、歳出総額は4,759万2,000円で、差引額は238万8,000円あります。

次に、お手元に配付させていただいております資料6のほうをご覧くださいながら、令和2年度大江町一般会計及び各特別会計決算概要をご覧くださいと思います。

水道事業会計を除く全ての会計の決算額の合計は、歳入総額が92億7,788万6,000円、歳出総額は88億3,432万1,000円で、差引額は4億4,356万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は4億4,202万2,000円となりました。

2ページのほうをご覧ください。

地方債発行額及び地方債年度末現在高の推移であります。

令和2年度末の一般会計及び各特別会計の地方債現在高の合計は74億3,738万6,000円で、前年度より3億1,386万7,000円の減額となりました。地方債は将来に債務を残すものでありますので、発行に当たっては適債性を十分検討し、今後の財政計画に留意しつつ、過疎債をはじめとする優良債の確保に努めてまいります。

3ページは、各種基金の現在高の推移であります。

特別会計分を含めて、町が保有している基金の令和3年3月末の合計額は23億9,792万5,000円で、前年より4,162万6,000円の増となりました。出納整理期間中に積立て処理を行ったふるさとまちづくり寄附基金を含めた令和3年度の5月末の基金の額は24億6,799万7,000円で、前年度より1億1,169万8,000円の増となりました。

最後に、議第75号 令和2年度大江町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総収益2億2,659万3,000円に対し、総費用が2億2,769万6,000円で、差引き110万3,000円が当年度純損失となりました。

資本的収支につきましては、総収入額3,391万9,000円に対し、総支出額が8,451万9,000円で、差引き不足する5,059万9,000円は当年度消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定保留資金、当年度損益勘定保留資金で補填いたしました。

以上、議第56号から議第75号まで一括してご説明いたしましたが、詳細につきましては、会計管理者と担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで午後2時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時30分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

町長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど議案の一括上程ということで説明申し上げましたが、説明の中で一部金額の誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

議第67号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）の説明の中で、既定の予算総額にそれぞれ「75万円」のところを、私、「750万円」ということで説明をさせていただきました。「75万円を追加し」の誤りでございますので、おわびして訂正させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

◎監査委員報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第39、監査委員報告です。

演壇に水差しを置くことを許可します。

決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

安藤代表監査委員。

○代表監査委員（安藤 宏君） 監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました令和2年度大江町一般会計決算並びに大江町国民健康保険特別会計外5件の特別会計決算、地方公営企業第30条第2項の規定による令和2年度大江町水道事業会計決算並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定による資金不足比率について、大江町監査基準に基づき決算審査を行いました。

初めに、一般会計決算の内容について申し上げます。

お手元に配付されております「令和2年度決算審査意見書」の一般会計・特別会計決算審査意見書、4ページをご覧ください。

金額につきましては、1,000円未満を四捨五入して報告させていただきます。

1、決算の規模につきまして、歳入総額は68億1,402万5,000円、歳出総額64億8,435万円で、前年度対比で歳入は13億6,847万8,000円、25.1%の増、歳出は12億1,003万4,000円、22.9%増の決算であります。

令和3年度に繰り越すべき財源である繰越金を除いた実質収支は2億9,504万9,000円となっており、単年度収支は1億2,726万6,000円、財政調整基金などへの積立金や取崩額など収支以外の要因を加味した実質単年度収支は3,157万8,000円となりました。

この実質単年度収支は、令和2年度単年度の財政運営状況を示すものであり、3年連続で黒字を示しております。マイナスに転じれば、財政的な行き詰まりにもつながりかねないことから、長期的な財政計画のもと、適正に事業を実施し、健全で持続的な行政運営に努められますようお願いいたします。特に、国・県からの補助のない町単独事業につきましては、十分に精査されますようお願いいたします。

歳入の概況ですが、歳入科目の構成比は、割合の大きい順に地方交付税36.8%、国庫支出金24.0%、町税11.9%、町債5.9%となっています。

6ページ中段の表をご覧ください。

自主財源と依存財源の推移を見ますと、自主財源が減少し、依存財源が大幅に上昇しています。これは新型コロナウイルス感染症対策のための補助金・交付金が国から支出されたことによるものであります。

7ページをご覧ください。

町税については、収入済額は普通税、目的税、合わせて7億8,947万9,000円で、前年度より1,447万2,000円、1.8%の減となっております。

8ページ中段をご覧ください。

町税における令和2年度課税分の収入未済額は568万3,000円で、前年度より31万1,000円減少しています。収入未済対策は、納税意識を高め、税負担の公平の原則が損なわれないようにする上でも重要であり、自主財源の確保につながることから、今後もお努力をお願いいたします。

9ページ中段をご覧ください。

地方交付税の収入済額は25億1,051万2,000円で、前年度より2億9,134万2,000円、13.1%の増となっております。7月豪雨災害や豪雪の影響で特殊な財政事情があったことなどから、特別交付税が前年度と比べ76.2%の大幅増となっております。

地方交付税は、一般財源の中でも主要な財源であることから、算定の正確さ、情報分析に傾注されるようお願いいたします。

10ページをご覧ください。

行政需要に因應するための財源として発行されている令和2年度町債発行額は3億9,920万円となりました。内訳は過疎対策事業債が道路整備事業などに1億9,100万円で、町債発行に占める割合は47.8%、臨時財政対策債が1億230万円で25.6%、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が農村地域防災減災事業及び左沢小学校トイレ改修工事に6,140万円で15.4%、辺地対策事業債が古寺遊歩道護岸工事に2,300万円で5.8%などとなっております。

町債は将来に債務を残すものですので、引き続き過疎対策事業債や辺地対策事業債など有利な起債を活用し、慎重な発行に努めるようお願いいたします。

11ページをご覧ください。

次に歳出の概況ですが、予算執行率は94.3%、翌年度への繰越明許費を考慮すると、実質的には98.2%となっております。

13ページをご覧ください。

(2) 性質別歳出の状況ですが、歳出決算額を性質別に見ますと、まず義務的経費につき

ましては、人件費が9億452万円で、会計年度任用職員制度導入により、臨時雇用職員の賃金が物件費から人件費となったことなどから、前年度比5,078万5,000円、5.9%増、扶助費は4億6,514万2,000円、前年度比173万9,000円、0.4%の減、公債費は5億8,058万5,000円で、中央公民館建設工事に係る元金の償還が始まったことなどから、前年度比9,735万5,000円、20.1%の増となりました。これにより、義務的経費は全体で19億5,024万7,000円となり、前年度と比較して1億4,640万1,000円、8.1%の増となっております。

投資的経費につきましては、普通建設事業費は5億4,345万8,000円で、町営住宅建設事業や町道改良事業2路線が完了したことなどから、前年度比1億9,825万3,000円、26.7%の減となっております。災害復旧事業は2億4,909万2,000円で、7月豪雨災害に係る災害復旧工事が生じたことから皆増となりました。これにより投資的経費は前年度と比較しまして5,083万9,000円、6.9%の増となっております。

その他の経費としましては、物件費が7億6,971万2,000円で、前年度比1,441万1,000円、1.9%の増となっております。会計年度任用職員制度の導入により、臨時雇用賃金が物件費から人件費になったことによる減があったものの、GIGAスクール構想による小中学校へのタブレット導入などがあり、全体的には増となっております。

維持補修費は1億7,586万7,000円で、大雪により除雪費が増大したことから、前年度対比8,680万7,000円、97.5%の大幅増となっております。

補助費等は18億2,522万3,000円で、特別定額給付金の給付、診療所開設支援補助、商工業者経営支援給付金、緊急経済対策商品券事業など新型コロナウイルス感染症対策として町民や町内業者などへの給付金が大幅に増加したことにより、前年度比11億5,194万9,000円、171.1%の大幅増となっております。

積立金は前年度比2億65万7,000円、35.6%の減、繰出金は前年度比3,924万4,000円、6.2%の減で、その他の経費全体で37億4,155万2,000円となり、前年度と比較しまして10億1,279万4,000円、37.1%の増となっております。

16ページをご覧ください。

財政運営の弾力性を示す経常収支比率は87.6%と前年度より2.8ポイント上昇しております。これは、公債費が増加したこと、会計年度任用職員制度が導入され、経常経費としての人件費が増加したこと、また、令和2年度は豪雪だったことから、維持補修費の除雪経費が増加したことが主な要因として挙げられます。今後も公債費の増加が見込まれる中、新たな事業の執行に当たっては、これまで以上に国・県の補助金の情報収集に努め、できる限り起

債の発行額を抑えるようご努力ください。

なお、物件費も依然として増加傾向にありますので、計画的な事業の執行と、なお一層の経常経費の抑制に努められるようお願いいたします。

17ページをご覧ください。

基金につきましては、ふるさとまちづくり寄附金の増減がゼロとなっておりますが、これは出納整理期間中の取崩し及び積立てになったため、3月31日現在の数字として現れなかったものです。出納整理期間中に取崩し、積立てのあった額を反映させた基金残高は7,007万2,000円増加し、2億6,253万8,000円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来し、融資を受けた中小企業を支援するため、融資に係る利子補給金の財源の一部とすることを目的に、新たに中小企業支援緊急対策基金が創設されております。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る歳入歳出が増加したことから、前年度に比べ決算規模が大きくなったところです。

今後も国・県の動向を注視しつつ、事業の必要性や重要性を十分かつ慎重に見極め、効果的な事業実施と、予算の執行、効率的な行政運営と財政の健全化を確保しながら、町政発展、町民福祉の向上に向け努力されるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

18ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は8億8,312万2,000円で、前年度比2.8%の増、歳出決算額は8億4,032万8,000円で、前年度比4.0%の増となっております。

国民健康保険税の収入状況は、調定額が1億4,320万7,000円、収入済額は1億2,991万円、調定額に対する収入率は90.7%となっております。不納欠損額は76万7,000円、収入未済額は1,253万円で、収入未済額は前年度を下回っており、収納対策の努力が認められます。保険税の徴収につきましては、引き続きご努力をお願いいたします。

19ページをご覧ください。

歳出では保険給付費は全体の66.0%で、前年度に比較して1,178万5,000円、2.2%の増となっております。

20ページ中段をご覧ください。

被保険者1人当たりの保険給付費は30万3,180円で、前年度に比較して1万1,231円増加しております。

国民健康保険基金は、令和2年度末現在高2億5,906万3,000円で、適切に造成が図られています。今後とも安定的な事業運営をお願いします。

21ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は1億636万7,000円で、前年度比4.6%の増、歳出決算額、22ページになります、1億441万2,000円で、前年度比5.0%の増となっております。

23ページをご覧ください。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額は11億5,918万8,000円で、前年度比2.6%の減、歳出決算額は、これも25ページの上段にあります、10億9,976万3,000円で、前年度比3.6%の減となっております。

23ページ中段にお戻りください。

歳入の保険料につきましては、第1号被保険者の介護保険料収入で、調定額が2億1,162万7,000円、収入済額が2億1,035万4,000円、調定額に対する収入率は99.4%となっております。高い水準を維持しておりますが、引き続きご努力をお願いいたします。

25ページをご覧ください。

歳出では保険給付費が9億8,253万円で、全体の89.3%を占め、前年度に比較して4,630万5,000円、4.5%の減となっております。

26ページ下段をご覧ください。

年度間の財政調整を行う介護給付費準備基金は、令和2年度末現在高1億5,499万9,000円で、前年度と比較して1,524万6,000円増加しています。

コロナ禍の中の利用控えなどもあり、保険給付費は減少しましたが、団塊の世代が高齢化するに伴い、介護保険の利用も増加していくものと思われまますので、引き続き安定的な事業運営をお願いします。

27ページをご覧ください。

宅地造成事業特別会計につきましては、歳入決算額は1,101万2,000円で、前年度比80.1%の減、歳出決算額は1,047万円で、前年度比92.4%の減となっております。あおぞら団地の整備事業が完了したことにより大幅減となっております。今後は、あおぞら団地の分譲について、引き続きご努力くださるようお願いいたします。

28ページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は2億5,419万1,000円で、前年度比

16.0%の減、歳出決算額は2億4,740万6,000円で、前年度比17.5%の減となっております。これは、本郷地区の公共下水道管渠布設等工事が完了したことなどが要因となっております。30ページをご覧ください。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は4,998万1,000円で、前年度比11.5%の増、歳出決算額は4,759万2,000円で、前年度比11.2%の増となっております。

特別会計につきましては、それぞれの目的に沿って適切に執行され、その運用がなされております。今後も健全かつ安定的に事業運営がなされますよう、引き続きご努力をお願いいたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

ページをめくっていただいて、水色の中表紙から始まる令和2年度大江町水道事業会計決算審査意見書の2ページをご覧ください。

令和2年度の消費税抜きの総収益は2億2,659万3,000円で、総費用2億2,769万7,000円を差し引くと、110万3,000円の純損失を計上しております。これに前年度から繰越しされた利益剰余金2,999万8,000円を加えると、令和2年度未処分利益剰余金は2,889万4,000円となりました。また、総収益のうち、いわゆる一般会計からの補助金につきましては、令和2年度は558万6,000円であり、前年度と比較して133万7,000円増加しました。

6ページをご覧ください。

中段の5、経営分析についてですが、令和2年度の水道料金体系における有収水量1立方メートル当たりの供給単価は166円74銭、給水原価は175円67銭で、8円93銭の供給損失となりました。供給損失の額が若干大きくなってきていますので、水道事業の健全な運営のため、損失額の縮小に努めていただくとともに、安定的な経営を目指し、良質な水道水の安定供給をはじめとするサービスの向上にご努力をお願いいたします。

なお、決算書及び財務諸表は、事業の経営成績、財政状況を適正に表示し、かつ計数に誤りなく管理運営されていると認められます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、審査意見書のとおり、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、審査に付されました書類は適正であると認められます。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては配付しております決算審査意見書のとおりでありますので、ご覧いただきますようお願いいたします。決算審査の結果報告といたします。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で監査委員報告を終わります。

ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの6日、月曜日まで本会議は休会します。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時56分

令和3年第3回大江町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年9月6日(月)午前10時開議

日程第1 一般質問(4名)

10番 土田勸一

- 移住・定住して頂く為の住宅について

9番 結城岩太郎

- マイナンバーカードの普及促進

3番 藤野広美

- 道の駅おおえ再整備計画の管理者と基本設計発注の進捗状況は
- 健康温泉館入口脇に高齢者専用駐車場の設置を

4番 櫻井和彦

- 区長と町議会議員の関連性について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 橋本彩子君 | 2番 | 菊地邦弘君 |
| 3番 | 藤野広美君 | 4番 | 櫻井和彦君 |
| 5番 | 関野幸一君 | 6番 | 毛利登志浩君 |
| 7番 | 宇津江雅人君 | 8番 | 伊藤慎一郎君 |
| 9番 | 結城岩太郎君 | 10番 | 土田勵一君 |
| 11番 | 菊地勝秀君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 松田清隆君 | 副町長 | 榎英毅君 |
| 教育長 | 犬飼藤男君 | 総務課長 | 五十嵐大朗君 |
| 政策推進課長 | 鈴木利通君 | 税務町民課長 | 阿部美代子君 |
| 健康福祉課長 | 伊藤修君 | 農林課長 | 秋場浩幸君 |
| 建設水道課長 | 櫻井洋志君 | 教育文化課長 | 西田正広君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 清水正紀君 | | |

本会議に職務のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------------------|-------|
| 議会事務局長 | 金子冬樹君 | 議会事務局 庶務主任 兼庶務係長 | 伊藤美幸君 |
|--------|-------|------------------------|-------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（菊地勝秀君） ただいまの出席議員は全員です。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、議場内での写真撮影を許可します。
また、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。
-

◎一般質問

- 議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問の時間は、会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。
質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。
それでは、通告順に順次質問を許可します。
-

◇ 土 田 勵 一 君

- 議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。
10番、土田勵一君。
○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。改めまして、おはようございます。

移住・定住していただくための住宅について提言いたします。

前回の令和3年第2回定例議会の一般質問で、大江町産農産物のブランド化について提言いたしました。ブランド化にすることによって、農産物の向上、農産物の活性化と新規就農者の移住・定住並びに空き家、空き地、耕作放棄地、人口減少、少子・高齢化の抑制につながるのと同時に、移住・定住していただくチャンスが増えるものと思っております。そうしますと、さらに住宅が必要になりますし、空き家を利活用することにより空き家の抑制にもつながります。まさに循環型施策と思っております。

これまで新規就農者住宅5軒を建築してまいりました。現在、5軒全てに入居されており、成果はあったと思っておりますし、間違いではなかったと思っております。また、これまで17名の新規就農者が独立し、家族を含めまして60名の方が町内に移住・定住していただき、農産物の活性化と空き家、空き地、耕作放棄地、人口減少、少子・高齢化の抑制にも貢献していただいております。敬意を表しているところであります。

近年、新規就農者を確保するために、自治体間の競争が激しくなっております。したがって、移住・定住の促進を図るには、それなりに住宅を確保しておかないとなかなか厳しいものと思っておりますし、使い勝手がよい空き家・空き地を有効活用すべきと申し上げてまいりました。これまでも就農者の方々から空き家、空き地、耕作放棄地を有効活用していただいておりますけれども、今後も多くの新規就農者の方々に移住、定住していただき、頑張ってくださいと切に願っております。

それには行政として、それなりのバックアップが必要不可欠と思っております。町として今後も住宅支援や農機具バンクの補助など独自の新規就農者への支援を強化し、OSINの会と連携し協力しながら、今回提言しております施策と空き家バンクも活用し、重要な新規就農者の確保に積極的に取り組んでいただきますよう切に願っているところであります。

昨今、豪雪や豪雨により解体する空き家は増えておりますけれども、空き家も増えております。町には、町営住宅、県営住宅や民間の賃貸住宅もありますけれども、サラリー世帯の方にとっては使い勝手はよいかもしれませんが、新規就農者や就農者世帯の方にとっては、地域や就農の利便性を考えますとどうかと思われれます。現在、移住、定住していただく新規就農者が住む住宅は確保されておられませんし、緊急事態と言っても過言ではありません。

そこで、新規就農者や就農者など、転入者の方々の住宅確保の提言をいたします。

1つ、移住・定住していただくために、新たに土地を買い求め新規就農者住宅を建築する

ことを考えますと、利活用できる空き家を公募し借り上げまして、年に3軒くらいを確保する仕組みのほうが圧倒的に経費はかかりませんし、現実的な施策と思っております。その仕組みづくりを必要と考えております。そして、移住・定住する方がこの家でよいとなり補修・修繕が必要な場合は、上限額を500万とし町が実施する。家賃の年額は、原則としてその家の土地の固定資産税年額とする。附則として、町が家賃を助成することも可能とする。

2つ、公募し所有者が空き家とその土地を町に寄附したい方がありましたら、利活用できることを前提条件に寄附を受け入れ、補修・修繕が必要な場合は、同じく上限額を500万とし町が実施する。家賃の年額は同じくその家と土地の固定資産税年額とする。

3つ、寄附を受け入れた空き家にそのまま入居していただく場合には、家賃の年額は同じくその家と土地の固定資産税年額とする。さらに、8年以上住み続けていただいた世帯で欲しい方には、その家と宅地を無償で差し上げる。ただし、固定資産税は発生し、名義変更の登記費用は全て自己負担とする。その住宅から出られる場合は返還していただき、名義変更の登記費用も全て自己負担とする。

最後の4つ、町外から二十歳未満の2人以上のお子さんと一緒に移住、定住していただける世帯には、仮称移住・定住特別一時給付金を支給する提言であります。

いかがでしょうか。また、町として適切な施策をお持ちであれば伺います。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 移住者用住宅につきまして、土田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、ただいまのご質問では、具体的に様々なご提案とともにご質問いただいたというふうなことで、私ども様々な対応を今、移住・定住に力を入れてやっておりますが、参考となるご意見たくさんあったのかなというふうに捉えさせていただきました。

本町における移住・定住の推進につきましては、これまで新規就農者の受入れ施策と連携しながら様々な取組をしてまいりました。新規就農者住宅及び研修生寮の提供、家賃や農機具購入費などに対する各種の補助金、そして就農研修生受入協議会いわゆるOSINの会の皆さんには経営アドバイスを含めた多岐にわたるサポートをいただいております。その結果、本町の新規就農者への支援体制は非常に充実したものになっていると考えております。就農者の増加は、後継者不足や耕作放棄地の農業における諸問題はもちろん、少子化や集落の担い手不足といった幅広い課題の解決につながっている要素だと思っております。今後も新規就農者

支援との連携をより深めながら移住施策を展開したいと考えております。

一方で、本町への移住・定住をこれまで以上に促進していくためには、議員からただいまありましたとおり、移住希望者の住まいをいかにして確保していくことが必要なのか、これが大きな課題だというふうに思います。

本町ではこれまで、空き家バンクによる中古住宅の紹介や新規就農者住宅や町営住宅の整備、あおぞら団地の分譲などを通じて住宅需要に対応してまいりました。今年度におきましては、空き家バンク登録物件を充実させるため、空き家バンクに物件を登録した方に2万円の奨励金を交付する空き家・空き地バンク登録促進奨励金のほか、移住者向け家賃補助、町内に住宅を新築する方への住宅ローンへの補助などを実施しております。しかしながら、移住希望者に紹介できる住宅について、さらに今後も確保を図る必要があると考えております。

以上のことを踏まえまして、土田議員からいただいた提案についてお答えしたいと思います。

まず1つ目の、町が空き家を借り上げてリフォームし、移住希望者へ賃貸するというご提案でございますが、ほかの町の一例として、町が空き家を10年間借り上げ、リフォームを施し、移住者に賃貸するというものがあります。新規に住宅を整備するよりは費用も抑えられるというメリットがあり、空き家の利活用による地域活性化も期待できると考えます。課題は、小規模な改修で移住者に提供できるような状態のよい空き家をどこまで掘り起こせるかという課題だと思います。また、住宅に係る年間の維持管理経費も相当になると思います。こうした課題を踏まえ、議員のご提案も含めて、移住者の住まいの確保について今後検討を進めたいと思います。

2つ目の、空き家の寄附を町が受け入れて修繕を施し移住者に提供するというご提案であります。1つ目のご提案と同様に、対象となる空き家の状態の見極めが非常に肝要であると考えられます。老朽化が著しく利活用の難しい空き家については、空家除却支援事業補助金の活用などを通して除却を行うしか選択肢がない場合もありますし、移住者向け賃貸住宅として利用可能な空き家につきましても、寄附を受け入れるとすれば、受入れ可能な住宅の築年数や老朽度、こういったことを基準として厳密に取り決めた上で実施する必要があると考えれば、一定条件を示した中で募集ということも一つの方法かもしれません。

移住者向け住宅の家賃の算定方法につきましては、様々な考え方がございます。先ほど議員のほうからありました固定資産税相当額という考え方も一理あるのかもしれませんが、例えば県内におきまして、市町村が負担した住宅の修繕、リフォーム費などに応じて家賃を設

定する事例などもあります。いずれにしましても、移住の希望者にとって過度な負担とはならないことや公平感を確保するため、相場に鑑みて極端な価格設定とならないよう、適切に算定をしなければならないと考えます。

3つ目の、長期間居住した場合に移住者向け住宅とその土地を無償で譲渡する、こういったご提案につきましては、地方公共団体が財産処分のルールや他の住民との公平性といった観点に配慮しながら、慎重に考える必要があると認識しております。家賃負担や居住年数、リフォーム費用などをどうバランスを考えながら無償譲渡のシステムが構築できるか検討しなければならないと思います。

最後に4つ目の、2人以上の子どもを含む移住世帯への一時給付金支給というご提案でございますが、子育て世代に対する支援につきましては、私としても力を入れたい施策の一つであります。本町におきましても目下力を注いでいる誕生祝すくすくベビー券の贈呈、それを今年度より出生児1人につき10万円分に拡充したものであります。高校生までの医療費の無料、幼児の給食副食費の無料、そして小学6年生と中学生の給食費の無料などの支援策を継続して実施したいと思っておりますし、場合によっては拡充の必要もあるのかなと考えております。

移住者を対象とした補助金としては、先ほど申し上げました家賃補助において、子ども1人につき月額5,000円の補助額加算を行っております。こうした制度も拡充の余地はあるかと考えます。あらゆる面から子育てを支える手厚いサポート体制を整えるとともに、ただいま議員からご提案のあった一時給付金につきましても検討を含めながら、今後も子育て世代の移住者に対する支援策の充実を図ってまいります。

最後に、空き家の課題解決と移住者などのための住宅提供については、うまい組合せができれば両方の解決策となることは十分承知しております。物件の状態、所有者の考え、移住者の条件がタイミングよく一致させることができるかどうか鍵になると考えます。さらに先進的な事例も調査研究しながら進めたいと考えております。ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、ありがとうございます。

皆さん、ちょっと気にしていると悪いんで、固定資産税額と私は言っていますけれども、悪い言い方しますとただというふうにとられるとまずいので、やはり額は、その額は払っているわけですから、固定資産税ね、だからそれはそれで固定したものがあつたほうがいいか

など、こういうふうに思っています。役場の収入にも支障を来すわけですから、そういう意味で固定資産税評価額という文言が入っていませんけれども、私はそういう意味で言っております。

それから、あと、8年というふうな言葉がありました。これも新規就農者の方々の住宅支援というか、一応5年になっていますよね。それで、最長延長が3年間があって8年、こういうことですので、8年というのはそういう意味がございます。それ以上の意味はございません。

それと、山形県でも無償で提供するということは、結構、数はそうありませんけれども、あるんですね。まねするわけじゃないんですけども、いいものはいいと思ひまして、私も何かそういうものも少しは勉強して、なるほどという気はしていますので、私もそういうような考えに至ったものでございます。

もらった土地と自宅ですね、空き家、これというのは必ずしもまるきりぼろぼろで使いものにならないというのが普通一般常識だと思います。でも、跡継ぎが誰もいないとなれば、やはりこれもそれなりに使えるものがあると思われまます。亡くなりましてすぐということになりますと、意外と使い道があるんじゃないかなとこういうふうな思いもありまして、それなりに有効活用ができると私は思っています。

私言っていることは、施設に入って亡くなったりしたり、あと子どもさんから一緒に連れていかれて一緒に住んでいるという方は、とにかく結構多いわけです。当事者でないとなかなか分からないところもあるんですが、やっぱりまだおふくろとお父さんがまだ元気なうちは絶対そういうことはあり得ないと思ひますけれども、やはりどっちか1人が亡くなった場合は大いにあり得るので、やっぱりそういうアンテナを立てて、常日頃情報収集に努めていただきたいと思います。

意外と不調法な話になるわけなんです。やはりそれをうまい方法でクリアしていただければ、いいほうにも進んでいくんじゃないかなと、こういうふうには思っています。どうでしょうかね、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどもお答えした中にありましたが、やはりその空き家をうまく活用するというふうなことでは、もちろんその所有者の方の考え方が一番なわけですが、私はタイミングというのが大きな要素ではないかと思ひます。町が空き家を利活用したいというその意思表示と、利活用してもいいですよという所有者の方の意思決定、このタイミング

がうまく合わないとなかなか難しい状況になっていくのかなと思います。これが半年なり1年ずれただけで、やっぱり考え方も全く違ってくるというふうに思います。基本的には、空き家がこれだけ増えてきているわけですから、空き家の解決策として移住者のための住宅として利活用できるような方法に持っていければ、組合せとしては最高の組合せになってくるというふうに思います。

あとは、新規就農者の移住、定住というふうなことでは、県内でも優良事例として紹介されるくらいに、大江町の事例は非常にいい取組ではないかというふうに思います。これを何とか一般の移住、定住の部分の事例として、そのシステムといいますか、今大江町で評価されている部分を、一般の住宅の利活用というふうな部分、移住者の受入れというふうな部分で、うまくそのシステムを利用できないのかなというふうにも思っております。

今年から登録する際の奨励金なども始めました。直接的に所有者の方から町へアポイントいただくというふうなこともあるかと思いますが、周囲、地域の方、そういった方からも情報をいただきながら、優良な物件についてはぜひ活用させていただけるような状態まで話し合いを進められる、そういう環境をつくっていければと考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

私もそのとおりだと思っていますので、この質問の内容はやはりちょっと不備なところもありますけれども、私もそういう思いでございます。一步前進するためにもそういう私の提案しているわけですが、これは一つの踏み台となっていたらいいと、こういうふうに思っています。

今、町長が言ったように、やはりタイミングがすごく難しいんで、何せ人に貸したり、また譲渡して、ただでくれたりするの、何ていうかな、度胸が必要なので、なかなかそういったのはやっぱり、私も分かりますけれども、やっぱりこっちからある程度提供して、そしてあちらのほうからお答えを聞いてみて初めて成り立つものであって。

だから、もう一つ分かりやすく言うと、区長さんがいるわけですが、区長さんの方々にもやっぱり情報提供をいただいて、なかなかはっきり申すことができないかもしれませんが、大きな手だてというか、なるんじゃないかなと。やはり区長さんにそういうふうな、果たしてできるかどうか私は分かりませんが、これも一つ考えてみていいのかなという気はしておりましたんですよ。町長、どうなんですかね、こういうものっ

て。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 土田議員さんのほうからは、4点ほど具体的な例をいただきながらというふうなことでご質問いただきましたが、それぞれいい点、ちょっと改良しなければならない点あるかなというふうに思います。こういったことができるのではないかというふうなことは大変ありがたい提案だというふうに思いますので、これをどう生かしていくか検討させていただきたいなというふうに思います。様々なモデルがあると思います。ぜひ、よりよい方向に進めるように、新たに今年から移住・定住推進室を設けて取り組んでおりますので、検討してまいりたいと思います。

あとは、区長さんというふうなことの情報収集の在り方についてありました。空き家の調査についても、これも区長さんのほうに依頼をしながら空き家の状況等について、件数等についての調査をご協力いただいております。やはり細かいところまで、その地区のその家の状態を知っているのはやっぱり地域の方かなというふうに思います。そういった声はお寄せいただけるように、さらに区長さんなり地域のほうに呼びかける努力もやっていきたいと思っておりますし、また逆に、積極的に地域のほうから情報提供いただければ町の職員が動くというふうなことにつながると思いますので、ぜひその辺の情報についても、議員の皆様からもご協力いただければありがたいと感じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） どうもありがとうございます。

昨今、子どもが生まれる方が少なくなって、やはりここ5年間で相当子どもさんが減っているわけなんですけれども、やっぱり以前、渡邊町長さんが言っていましたとおり、やはり5%の方を増やすことによって人口減少を抑制できるんだと、こういうふうに言っていたね。確かにその時代はそうだったと思うんですが、ここに来ていきなり子どもさんが減ってきたということで、まさに何と申しますかね、やることをやらないと減ってしまうんじゃないかなと、こういうふうに思っています。確かに分母が小さくなって、今まで10人減ったのがここに来てもし5人減ったりすると相当大きいわけなんです。やっぱりそこによく考えてみますと、やっぱり就農者の方、または新規就農者の方、移住、定住していただいて、そして2人ぐらいの子どもを連れてきていただいて定住していただければ、それはそれなりに効果は大きいものと私は判断してこの提言をさせてもらいました。

今後は恐らく平行状態で進んでいくとは思うんですが、それをほったらかしにしておけば

まだまだひどいことになるので、やれることは全部やったほうがいいかなというふうに思いまして、私は考えておりましたので。そういうことは果たしてできるかどうか、お金の面もありますので、最低限のやれるものであったら、私の今提言したものだと思っていましたので、それもやっていただければそれなりの効果はあるんじゃないかと、こういうふうに思っています。町長、最後をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、少子化のお話もございました。私はこの職に就くに当たって、人口減少の問題の中の一つとしてやっぱり少子化の問題をいかに取り組んでいくか、それと人口減少の部分では移住・定住者を確保することが必要だというふうなことをお話しさせてもらいました。移住・定住者を増やすというふうなことは少子化対策にもつながるといふ、この連携した考え方でございます。若いご家族の方が町内に居住されるというふうなことで移住されれば、出生者にプラスアルファというふうなことで少子化の部分も対策として考えられるものであります。

ぜひ、今年取り組んできている様々な移住者への支援策、先ほど申し上げましたが、そういったことをさらにPRしながら、強化しながら、その移住者の確保と少子化対策併せたことで進めてまいりたいと考えておりますので。これは何も町だけがやれるものではありません。地域の方々と一体になって町民の方々の力を借りながら、大江町は住みよい場所だというふうに言ってもらえる、そういう気持ちを持って進めなければならないことだと思いますので、ご協力いただくことをお願いしながら答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） どうもありがとうございました。

誠にありがとうございます。どうのこうの言ってもしょうがない、もうやるしかないと思っておりますので、いろいろな策はあると思っておりますので、お金を使わないでなるべく頭を使ってやってまいりましょう。お願いします。私も頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

11時50分まで休憩します。

〔「10時」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） すみません、失礼しました。

10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 結 城 岩 太 郎 君

○議長（菊地勝秀君） 一般質問を続けます。

次の一般質問は、一問一答方式で行います。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） おはようございます。

様々な物議を醸し出しました東京五輪オリンピック、そしてまたパラリンピック、それから2年ぶりに行われました夏の高校野球大会は無事に終了することができたようであります。

暑かった夏も9月に入り涼しくなり、稲穂も黄金色に色づくなど秋の訪れを感じる今日この頃となりました。

また、新型コロナウイルスの県内累計感染者は、2020年3月31日の感染者の発生から3,000人を超えました。現在、流行第5波では、感染力が強い変異株デルタ株が猛威を振るい県内各地でクラスターが続発するなど、急拡大の様相を呈しております。感染を防ぐための手洗い、マスク、密閉・密集・密接の3密回避も聞き飽きた感じもあると思いますが、自分の命も人の命も守るために、いま一度徹底した感染対策をしていただきたいと、こういうふうに思います。

それでは、一般質問に入らせていただきますが、今回私はマイナンバーカードの普及促進ということで、よろしく願いいたします。

官民のデジタル改革の司令塔となるデジタル庁が9月1日発足しました。デジタル庁は、その推進するデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、誰一人取り残さな

い、人に優しいデジタル化を進めていくとしております。マイナンバー制度の所管庁としてマイナンバーカードの普及にも取り組み、22年度末までにほぼ全国民に行き渡らせるとしておるようであります。

各行政機関は、これまで個人の情報を住民票コードや基礎年金番号などそれぞれ別の番号で管理していたため、異なる機関の間で情報照会などを行う際、個人の特定に時間と労力がかかっておりました。これを効率化するために導入されたのがマイナンバーであります。既に関係機関の間で日常的に活用されております。これに対し、自分のマイナンバーを証明するものとして、任意で取得できるのがマイナンバーカードであります。マイナンバーカードの普及促進について、これは平成28年1月から交付が始まったわけでありましてけれども、様々な形で町民サービスの向上や行政手続の簡素化、役場などでの業務の効率化に寄与するものであります。

令和3年8月1日現在、全国の普及率は35.9%、山形県全体で31.7%という中、本町住民のマイナンバーカード交付率は35.4%と県内6番目と高順位を保っておるようですが、これまでどんな取組などを行ってこられたのかなということ、お知らせいただきたい。また、本町職員の取得率、さらに管理職皆さんの取得率などをお知らせいただきたいと思っております。

マイナンバーカードの交付が始まってからはや5年が経過しているのに、普及率が県内6番目とはいえ全国平均までいっていない、なかなか進まないということは、メリットを町民の方は正しく理解されていないからではないかと思っております。そこで、このマイナンバーカードを持つことのメリットについてお知らせいただきたいと思っております。

マイナンバーカードについてのPRは、これまで何回か町報やお知らせ版などで拝見しております。また、町民へのサービスとして、マイナンバーカード交付の窓口延長や休日窓口として受付していることは、カード普及向上に一定の効果を発揮しているものと理解しております。しかし、もっと強力的に、思い切ったPR方法を考えると、職員の英知を絞って効果的な周知、広報や取組など検討を行い、カード取得の拡大に取り組む努力をすべきものと考え、質問をいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） ただいまご質問のありましたマイナンバーカードの普及促進についてお答えさせていただきたいと思っております。

マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のためのデジタル社会の基盤づくりの礎としてスタートしました。既にマイナンバーの情報連携により、税、社会保障、災害分野の様々な手続において事務の効率化が進められているところがあります。このことは、ただいまご質問いただきました内容にも触れてございました。

全国的な普及率でございますが、先ほどの数値の紹介もございましたが、最新の数字で8月22日現在の数字がございました。全国の交付率は37.2%、山形県全体では33.1%、大江町は36.8%、こういう数字になっているようであります。県内6番目とご紹介がございましたが、その結果、5番目というような数字になってございます。

マイナンバーカード普及促進に向けたこれまでの取組であります。マイナンバーカード専用申請窓口を設置しております。カードの申請から申請に必要な顔写真の撮影サービスなども含めて実施しており、お仕事などで勤務時間内に役場に来ることができない町民の方のために、毎週月曜日は夜7時までの窓口延長及び毎月第2土曜日の休日マイナンバー申請窓口を開設して取り組んでいるところであります。また、昨年度は初の試みとして、申告相談会場でのカード申請受付を実施し、多くの方に申請をいただいたところであります。こうした取組が功を奏し、先ほどご紹介いたしました36%という数字に普及率が上がっているというふうに認識をしております。今後も引き続き、町民の方が取得しやすい体制整備に努めてまいりたいと考えております。

職員の取得率等についてのご質問がございましたが、申請中の者も含め調査したところ、8月末現在では60.7%、特別職と管理職を含めた者に限れば75.0%という状況でございます。

次に、マイナンバーカードの普及が進まない要因というお話がありましたが、カードのメリットが正しく理解されていない部分があるのではないかとということではあります。現在のメリットとしては、免許証などの写真つき身分証明書をお持ちでない方の公的身分証明書としての利用や、電子申請による税の確定申告での利用などがあります。また、今年の10月からは健康保険証として利用が開始される予定になっておりますし、オンラインでの資格の確認が実施されることとなっております。将来的には医療費の限度額認定証の持参が不要になったり、医療機関での限度額以上の医療費一時支払いが不要となることや、特定健康診査及び薬の情報なども連携することでデータに基づく診療や薬の処方を受けられることが期待される、こんな部分もあるかと思えます。

また、マイナンバーカードの個人情報保護や個人情報管理への心理的な嫌悪感を解消することも大切なのではないかと思います。マイナンバーカード自体には税や年金、こういった

個人情報記録されておられません。例えば、他人にマイナンバーを知られたとしても、個人情報を調べることができないことは、意外と認知されていないのかもしれませんが。高いセキュリティが確保されていることももっと周知すべきだと思っております。

さらに、国では「国民の満足度を最大化するデジタル政府・デジタル社会」を目標として、今般のコロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、あらゆる行政手続がスマホなどから簡単にできるようにすることや、緊急時の事務を速やかに処理できるなど様々な個別目標を定め、デジタル基盤の抜本的な改善を図ることとされております。

マイナンバーカードには、行政手続をオンラインで申請する際に必要とする電子証明書の機能がついております。オンライン申請上での本人確認を行うものであり、これからのデジタル社会には必要不可欠なものとなると考えられます。今後、さらなるマイナンバーカードのメリットを実感していただくために、本町においても行政のデジタル化に向けた施策について検討を進める必要があります。

マイナンバーカードの普及促進と行政手続のオンライン化は、並行して進めるべきであります。処理件数が多く住民の利便性向上や業務の効率化に資する手続などを優先に、町においてもできることから着実にデジタル化を進めていきたいと考えております。

今後とも、カードのメリットとともに安全性についても正確な情報を周知するとともに、様々な機会を捉えてカードの普及を図ることを進めたいと思います。

今後、希望する町内企業や各地区・団体等への出張による申請などもどうかというふうなことも検討しております。普及促進に向けて努めてまいりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ご答弁ありがとうございました。

最初の質問になりますけれども、これまでにどんな取組などを行ってこられたのかと、また本町職員の取得率、あるいは管理職の皆さんの取得率ということで、今お聞かせいただいたわけでありまして。取組としては、マイナンバーカードの窓口を設置していると、それからいろいろ申請、申告に来られた方への声がけといいますか、をやっているとか、ほかに写真撮影の無料化とかあるいは窓口の延長業務、それから休日窓口、そういうことでやっておりますけれども、それもなかなかの効果が出ているということでもあります。

このマイナンバーカードについての、最終的には個人の判断でありまして、カードを持た

ない自由も当然あります。制度そのものに反対されている方もいると思います。強制するの
もどうかという考えもあります。しかし、このデジタル社会を構築する上で、できる限り
100%に近づける努力をしなければならないと思います。また、健康保険証への切替え、統
一化も図られる予定でもあります。法律に基づいて進められている制度であって、職員は公
務員という立場からも率先してカードを取得すべきではないかと、こういうふう思うわけ
です。現在、答弁によりますと、本町職員の取得率は60.7%と、住民から見れば非常に高い
数字を表しております。それから、特別職、管理職を含めた皆さんの取得率が75%、高いん
でありますけれども100%にまだいっていないというふうに思います。この取得率について、
職員と管理職のですね、町長はどのように考えますかということでも再質問したいです。お願
いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 特別職と管理職を含めた普及率75%、そして職員が6割というよ
うな状況についてどう思うかというふうなことでございますが、議員から今ありましたとおり、
つくらない選択肢も個人的には認められているというふうなことがまずは前提としてありま
すので、強制はできないというのは職員にとって同じかなというふうに思います。ただ、推
進すべき立場であるというふうなご指摘の中で、そのところはこれまでも呼びかけ、推進
を図ってきたの現在です。それが、75%が高いのか低いのかという判断はそれぞれにお任せ
するしかありませんが、私はよく協力していただいているというふうなことだと思えます。

ぜひ、公的身分のある職員というふうなことのお話もありましたが、議員の皆様におかれ
ましても、ぜひ皆さんから取得していただくこともお願いしますし、町民の方からもご理解
いただいた中で、進めるべき対応を町としてはこれからも十分に取っていききたいというふう
に思っております。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

いろいろ町長としても、職員、管理職に対して呼びかけを図っての75%だと、努力してい
ると思いますが、一般住民の高齢者とまた違いますので、十分100%に、持たない自由はも
ちろんありますけれども、そんなこと言っていられないんですよ、今はね、デジタル庁がも
う発足してやっているわけですので、必ず情報が漏れるということはないのではないかなと、
このように私は信頼をしているわけなんです。やっぱりこういう職員、あるいは
管理職の100%取得というのは、町全体の効率的な事務の執行ということを考えれば、職員

同士の一致団結、あるいは協力体制、これは必要であると思いますし、その横のつながり、課を越えた連携、あるいは職場の輪を大切にする、そういうことが不可欠でありまして、町全体の効率的な事務の運営につながるのではないかなと、こういうふうに思いますので、町職員、そして執行部の100%取得に努力をすべきものと思います。

3番目に質問しましたマイナンバーカードを持つことのメリットについてということですが、いろいろと行政手続のオンライン化、あるいは電子申請とかあるわけですが、公的な身分証明書として使える。それから本町ではまだできていないようですが、コンビニで住民票の写し、印鑑登録証明書を取得できる、これまだできていないですね、多機能端末機が導入されておられませんので。これは後ほど質問させていただきますけれども、これもいち早く導入すべきだなとこのように私は思っております。そういうことによって、正確で迅速なスピーディーで町民サービスが提供できますし、事務の効率化というのが図られる、こういうふうになります。

また、ほかにマイナンバーカードでマイナポイントの利用手続をした人を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスでの買物に使えるポイント、上限5,000円分を国が付与する消費活性化策であります。これは2021年、今年の4月末で終了しています。ポイント還元は今月の末までということで、このメリットのときにも全国的にかなりの効果を発揮したようであります。

町民が受けるメリット、あるいは行政が受けるメリット、メリットばかりではないと思っておりますけれども、こういったメリットというのはまだまだ町民の皆さんには周知できていないものと感じております。やはりこういうメリットをしっかりとPRすることが大事ではないかなというふうに考えますけれども、町長の答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） メリット等については、一般的な部分については私説明を、先ほどお答えさせていただいたこと、そしてただいま結城議員からあったお話、そういったことだというふうに思います。

そのマイナンバーカードを普及するに当たってのメリットというところではありますが、例えばマイナポイントというふうなことで特典をいただける、こういったことも一つの方法だったかもしれません。これから進める上で、国のほうで第2期のマイナポイントのような取組があればさらに進むことができるのではないかなという感じも持っております。ただ、今のところそういった動きはないというふうなことなので、ではというふうなことなんですが、

具体的に、町民の皆さんがマイナンバーカードをお持ちになって、自分にとってこういうふうなものに使えるというメリットが目に見えるものであれば、皆さんカードはつくっていただけるのではないかとこのように思います。

例えば、銀行のキャッシュカードというのがありますが、あれは口座を持っている方が全部持っているわけではありません。自分で申請をして、キャッシュカードをつくるという手続ですね、その人にとってATM等で利用する、そういったメリットがあるから、カードを申請しつくるというふうなことだと思います。マイナンバーカードもこれと同じ考えなのではないかと、基本的には思います。その個人にとって、そのマイナンバーカードがどのような利用の方法ができるのか、この部分を皆さん考えながら取得する、しないの選択をしているのではないかとこのように思います。

なので、先ほど様々なメリットや取組のお話をしてありますが、その辺のところを十分に検討しながら、町民にとって、また国民にとってそのマイナンバーカードのメリットはこれなんだというふうなことをPRしていく必要があると思っております。

その中の大きな一つとしては、健康保険証との連携というふうなことは一つの大きなメリットだというふうに思いますし、ただ、聞いている話では、マイナンバーカードと健康保険証、これについては健康保険証を全く廃止するというふうなことはできないそうです、幾ら100%に近づいたとしても。なので、その辺のところは、少し長期の時間をかけて移行していくしかない部分もあるのかもしれませんが、ぜひ皆さん方にとってメリットと言える、持ちたいと思える、そういうところを探しながら、つくりながら、PRしていきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

町長のデジタル化に向けた取組が必要であるということで、率先していると思うんですけども、私としては先ほどから言うように全町民が100%に向けてやってもらいたいなど、こういうふうに思う、だけれどもそのメリットが今のところ感じられないと、こんな感じもお聞きしたわけでありましてけれども、今のところ健康保険ぐらいしかないような話ですけども、結構かなりのメリットというのがあるんですね。

そこまで、例えば、コンビニでのあれもできていないという関係で、住民票とか印鑑証明とかまだ今のところ取得できない。だから、そこら辺もやってもらいたいんですが。ひとつとにかくほかの県にも負けないぐらいに100%を目指すという観点から、私からちょっと申

し上げますと、マイナンバーカードの普及率を上げるためにどのようにすべきかということで、メリットを前面に出してPRし、普及に努めていく必要があると思います。このPRというのはなかなか難しく、相手に思いが伝わって理解してもらえ、これが非常に大事なことになると思います。

他県の施策を紹介したいなど、このように思います。マイナンバーカードの交付率は先ほど言いましたように、ちょっと数字が変わってきましたけれども、だんだん数字が伸びていると。

全国の市区の中で交付率が最も高いのは、これ令和3年5月1日現在なんですが、石川県の加賀市で交付率は65.1%だった、申請率は既に70%を超えていると。この呼び水となったのは、市が始めた商品券の配布だそうです。新型コロナウイルスの感染拡大を受けた市独自の経済対策として導入された、かが応援商品券であります。市内の小売店、飲食店で使える商品券を、市民1人当たり5,000円配布するという制度であります、1つ条件を設けたと。それはマイナンバーカードの保有者、申請者であることであります。

コロナ禍で苦しむ人たちに条件などつけずに早く配るべきではないかと、市民から反対の声は出なかったかと、宮元市長に直接疑問をぶつけたところ、こう帰ってきたというんです。「ここは僕の独断で決めたと。そうじゃないとできなかつたと思います。現時点では、マイナンバーカードの利便性が感じられないので、こういう機会に抱き合わせでお願いしないと持っていただけないだろうと思った」と。ただ反対はなかった、ゼロだと。

何でこのカードの普及にここまで力を入れようと思ったのかと。市長は即答した。「加賀市は消滅可能性都市なんです」と。「人口減少を食い止め、崖っ縁からはい上がるために利便性の高いスマートシティとなり、人が集い、企業がここで挑戦してみたいと思うエリアにしたい、マイナンバーカードはその基幹インフラだと考えている」と。「加賀市の現在の人口は6万5,000余り、北陸有数の温泉地だが、観光客の落ち込みが深刻で、2040年には人口が5万を下回ると予測されていると。全国に先駆けてマイナンバーカードを普及させ、市民生活の利便性を格段に高めて人や企業を集めたい。施策の裏には、カードを地域再生の切り札に位置づける市の戦略がありました」と。この戦略によって、交付率トップの市となったようであります。

もう一つ、次に高いのが宮崎県の都城市で交付率は51.8%、これはちょっと今年2月の資料でありますけれども、ここにも秘策があるのかなと思つたら、あまり特別なことをやってきた意識はない、しかし、住民ファーストにとことんこだわった地道な取組があつたと。柱

は申請の徹底的なサポートです。本町でもやっておりますけれども、市の職員たちはタブレット端末を用意して、窓口を訪れた人の写真を撮るなど申請手続を手伝っている。カードの申請開始当初から取組を続けてきた都城市、根底にはカードに対する住民の不安を徹底的に解消しよう、そういう思いがあったという。申請が難しそうだと、個人情報漏れるのではないかと、国というどこか遠い存在の制度に対する住民の不安は尽きないと。ならば、おらが町の職員が間に入ることで安心感を持ってもらおうと考えた取組だそうであります。そこまでする必要があったかと当初は議論になったと言いますが、今後必ず社会のインフラになると見越して取組を始めた結果が、マイナンバーカード交付率が伸びていったと、こういうわけですね。

そんなことで、今2つの取組効果を述べましたけれども、この大江を応援する商品券5,000円、これは5月に頂きました。7月にやりましたプレミアム付ファイト大江商品券、これも既に発行済みであります。こういった施策なるものを本町でも実践してはどうかというふうにも考えるんであります。

そのほかに若干、この取組なんであります、県、市、連携による面的なマイナンバーカード取得促進キャンペーン展開している岩手県もあります。それから国・県・民間・住民との協働による幅広いカード取得とコンビニ交付利用の働きかけをしているのが岩手県の宮古市。そのほか、人気漫画とのコラボレーションによる若年層向け普及促進の展開、これは大分県新田市。それからご当地ヒーローショーを活用した子育て世帯向けマイナンバーカード取得促進、これは宮城県栗原市ですか。このご当地ヒーローの場合、この日のイベント会場での申請受付件数が市の1か月分以上の申請件数を実現したなんていうのも書いてあります。ほかにも茨城県守谷市、栃木県宇都宮市、福岡県北九州市、東京都杉並区、石川県小松市、三重県津市とか、数限りなくそういうマイナンバーカード取得の促進のキャンペーンをやっているということでもあります。

だから、いわゆるそういう他県にあるような本町でもやってみようと、こういう英断はできませんかということで、若干お伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ただいま様々な事例についてご紹介いただきました。

ちょっと感想を述べさせていただければ、先ほども私申し上げましたが、マイナンバーや今紹介のあった商品券などの部分で登録を促進する方法、あとは口コミでやる方法、そういったこと、それから職員が出向いてといいますか、そういったことでやっている事例などな

どあるようです。

マイナンバーカードについては、先ほど紹介していただいた全国1位というふうなところでも65.1%という、これが全国一として高いのか低いのかというようなことをどう捉えるかというふうに私は思いました。全国1位ですからね。ただ、普及率だけがどうのこうのではなくて、やっぱりさっきから言っていますように、持っている方と行政側とお互いのメリットを出し合い、やっぱり必要だよねという意識が一番大切なんではないかというふうに思います。

一番最初に、強制的な部分はやらないというふうなことはあるわけで、何かのように強制的に皆さんからつくってもらおうというようなこともあるのかもしれませんが、そこまでは私は絶対できないものだというふうに思います。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、職員が出かけてというふうなことでは、出先に向いての申請なども受付することを考えてみてはどうかというふうなこと。それから、その部分の実績としては、申告相談の会場での申込を受け付けるというようなことをやった際には、非常に効果的に推進することができたというふうなことなどもありますので、その辺が本町のやり方としてはこれから努力すべき課題ではないかなというふうに思っております。

5,000円の商品券でという話があり、うちでも5,000円の商品券を春先やらせていただきましたが、これに付随するような形でマイナンバーとくっつけたというやり方は、ちょっと正直違うのかなというふうに私は感じております。

ぜひ、これから推進に向けた方法について十分検討しながら、無理のないやり方を考えながら進んでまいりたいというふうに思っておりますのでご協力ください。お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

頑張るとは言っていますけれども、なんか聞くところによりますと、積極性があんまり感じられてこないんです、消極的だなというふうに感じるんですけどもね。

会社員などで仕事をされている方にとって大変なことは、平日の昼間に役場などに何か提出をする、あるいは取得をするということで出向くことでもあります。私も会社員のときに、住民票が必要なときに、昼休みに昼食を取らずに役場に来ていたのを思い出すわけなんです。行政サービスの向上に大切なことは、町民の皆さんは何に苦勞されているかと、こういうことを多角的な視点で検討して対策を講じていくことではないのかなと、このようにも思っているわけでありまして。非常に私も苦勞したことがありますので、休めないということ。

もう2つだけ質問させていただきますけれども、マイナンバーカードの取得促進であります、1つは先ほどから言っておりますコンビニエンスストアに多機能端末機を導入することはできないのかなということです。本町には2件のコンビニしかありませんので、ぜひ早急に設置していただきたいというふうに思います。県内のある市によりますと、その多機能端末機は市内のコンビニ52店舗あるそうですが、この52店舗に設置されていると。それで効果を上げているということでもあります。県内では8市町村が各種証明のコンビニ交付を取り入れていると、こういうことも参考にしてぜひ導入をしていただきたい。

それともう一つは、その多機能端末機を使ってマイナンバーカードを利用すると、県内のある市ですよ、交付手数料が400円だった住民票、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書を200円に、半額にね、それから400円だった戸籍全部（個人）事項証明書を250円に引下げにすることはできないものかなと。県内の市でそういうふうなことをやっているということでもあります。だから、とにかくほかの町に遅れを取らないようにすることはどうでしょうかと、お伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） コンビニでの証明書の交付というふうなことのご質問であります、この部分については、マイナンバーカードの先ほどから言っているメリットというふうな部分を効果的に受けられる方法としては非常に有効な手段ではないかというふうに思います。その辺の部分は実際今検討もしておりますが、その部分の行政としてのメリット、デメリットをよく分析しながら進めなければならないのかなというふうに思います。

あと、今8市町村で県内で導入しているというお話がありました。新聞報道等されておりますので、今、市が7つ、そして町が1つというふうな状況のようです。なかなか小規模な自治体にとっては、その辺のところはスケールメリットといいますか、費用対効果というふうな部分では十分に検討しなければならないものかなというふうに思います、デジタル化、それから町民の利便性というふうなものを考えたときには、それを超えるものがあるとなれば可能なかなというふうに思います。やっぱり、この町民の利便性や見込まれる利用率、そして必要性、需要の有無というふうな部分で、まだ町のほうに対して、それが大江町ではできないのでしょうかというようなことは、直接的には町民の方からの問合せ等はない現状であります、一歩進んで検討しなければならないかなと思います。その辺のところ、総合的に考えながらやっていかなければならないと思っております。

それから、手数料の半額化というふうなことでもあります、これは導入する際に検討しな

ければならないと思いますが、県内では1か所というように鶴岡市さんがそのようなことでやられていると。まだ調べてはおりませんが、その辺のところも、要は役場の窓口の業務の一部をコンビニさんの機能で補っていただくということでありますので、その辺の利用頻度と、それから町の業務として外部発注といいますか、外部にその部分をお願いするというふうな部分で経費的にどうなのか、半額にすればコンビニのほうに誘導できるかどうか、その辺のところも検討する必要があるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

これからほかの町でも、そういうような取組が行われるだろうと、こういうふうに思うんですが、費用対効果で何か経費がかかり過ぎることだと思えるんですけども、また使用頻度もあると思うんですけども、それから設置すればいろいろ毎年経費がかかるようになってくると、そういうこともあります。だけれども、先ほども私が言いましたように、仕事を休めない会社員にとって各種証明書の取得は大変だという意味ですね。行政サービスとして設置すべきと私は思います。町として取り残されないよう、町の将来を考えれば導入すべきだなと、こういうふうに今考えている。デジタル庁も発足している今は、そういう時代であるということですね、認識していただきたい。

それから、経費については、窓口業務の人件費を考えれば、多機能端末機は職員の業務を代行する、24時間休まず稼働するロボットでありますので、これ2台で1人の人件費分で賄えるのではないかなと。そういうふうに考えますと、私としては安いなと、こういうふうに思います。ぜひ導入を検討して、導入していただきたいというふうに思います。

最近になって、先週の土曜日8月28日の新聞に、1ページを使って、こういうPRがあったんですよ。皆さんも気づいたと思いますけれども、こういうやつですね、1ページ使っていますね。最近、ここ1週間ほどテレビにもちよくちよく出て、マイナンバーカードを始めましょうということですけどもね、そういう宣伝が出ている。これは内閣府、あるいは総務省、厚生労働省からのメッセージであります。また、同日テレビでも紹介がありました。それだけ危機意識を持って宣伝しているんだと、やっとなかなか腰を上げてきたのかなと、こんなふうにも思うわけではありますが。

いろいろと申し上げてきましたが、これからのこのデジタル化、効率化という中では必要不可欠なことであって、デジタル社会を構築する上で、できる限り取得率100%へ近づける

努力をしなければならないと。頑張っていくということでありますけれども、とにかくほかの町に遅れを取らないように頑張っていたくないなど、こういうふうに思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで結城岩太郎君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤野広美君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野広美です。

道の駅おおえ再整備計画の管理者と基本設計発注の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

5月の議会全員協議会懇談会において執行部からは、道の駅再整備計画の施設管理運営者はまだ決定していないとの報告がありました。課長からは、施設管理運営者を決定し、その後基本設計の発注をすると直接お聞きしております。道の駅おおえ再整備に関しては、誘客という面でも関心の高いものがあり、次の4点について進捗状況をお伺いしたいと思います。

①施設管理運営者は決定したのでしょうか。

②産直に納品する農家の150件目標の交渉状況は、どのように進んでいるのでしょうか。

③道の駅おおえは、寒河江のアグリランド産直センターと道の駅あさひの間に位置するところにあり、産直としての安定した品ぞろえとフードメニューの特徴も求められると思います。道の駅おおえの産直に出される品ぞろえの安定供給はどのように考えているのでしょうか。

④基本設計業者を選定する方法として、指名競争入札、プロポーザル方式、特命などが挙げられると思います。どのような発注方法を考えているのでしょうか。

町長も耳にしていると思いますが、建築業界ではコロナの影響によりウッドショックという現象が発生し、建設資材が高騰している状況にあるようです。過去に中央公民館建設の際に、当初予算より相当超過した建設費で完成したという例もあります。

これらのことから、道の駅おおえ再整備の基本設計の工事予算にもウッドショックの影響が出てくるのが懸念されます。基本設計の発注に当たり、予定されている工事予算の枠内での執行となるよう申し添えさせていただきます。

今、質問させていただいた4つの項目について、町長はどのようにお考えかをお伺いします。

これで、壇上での質問は終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員からの道の駅おおえ再整備についての様々なご質問にお答えさせていただきたいと思います。

これまでも何度か全協も含めて場面を設けながらご説明してきているところではありますが、改めてお話しさせていただきたいと思います。

道の駅おおえの再整備につきましては、4月に基本計画を策定しました。そして周辺エリア全体の基本コンセプトを『最上川舟運の港町の「温泉」に癒され、「食」を楽しみ、「滞在」を促す道の駅』として、道の駅と温泉の連携によるエリア全体の魅力向上を図るべく事業を推し進めたいというふうなことで説明を申し上げてきました。

今年度は、当初予算に計上しておりますとおり、基本設計に着手することにしておりますが、基本設計を進めるに当たりましては、リニューアル後の施設の運営を見据え、造成の規模、建物の配置、施設内レイアウトや機能などを十分に検討していく必要がございます。この部分については、基本計画の中で一定程度資料をお示ししながら計画を進めてきたところではありますが、あくまでも基本計画としての資料であるというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

管理運営方式であります。基本計画でも触れているとおり指定管理者制度を中心に考えておりますが、サウンディング調査の結果は、町内では参入意向のある民間事業者がいなかったということは、これまでお話をさせていただいてきたとおりでございます。

一方、管理運営につきましては、町内の事業者による運営を望む声が多く届いていることも承知しております。町といたしましても、地域の活性化や経済効果を考慮いたしますと、町内の事業者に管理運営を担っていただくのが望ましいのではと考えております。

施設整備に当たりましては、基本計画のコンセプトと管理運営者の経営方針をすり合わせ、連携を深めながら進めなければならないことから、公募によらない指定管理者の選定も視野に入れながら、現在進行形で検討を重ねているところでありますので、ご質問いただいた内容に十分にお答えできる内容の段階ではないということをご理解いただきたいと思います。

このようなこともあり、施設管理運営者の選定までには現時点では至っていない状況でありまして、現在は、山形県観光物産協会や県内の主な道の駅の運営者などを訪問しながら、様々な助言をいただいているところであります。そこでは、やはり地元の経済界が中心となってまとまっていかないと運営していく上では厳しいのではという助言などもいただいておりますので、そういった点も考慮しながら検討を進めているところであります。

産直に納品する農家や、産直の品ぞろえの安定供給、基本設計者の選定については、施設管理運営のめどが一定程度立ってから、具体的にお示しさせていただきたいと考えております。

先般の議会全員協議会懇談会においてお示しいたしました再整備に係る事業費のことでありますが、あくまでも基本設計を策定した段階での概算の額でございます。今後の基本設計や実施設計、そして関係団体との協議を進めていく中で精査をしていかなければならないと考えております。基本計画段階での概算事業費でありますので、予算の枠内でのというお話がありましたが、私としてはできるだけ費用は少なく効率的にやっていきたい、そして道の駅自体が機能的であること、そして見た目的にも内容的にも多くの方が魅力的だと感じてもらえる道の駅であるべきだ、こうしたことを思いながら基本設計を進めてまいりたいと考えております。

町民にとって、よりよい道の駅と、テルメ柏陵エリア全体の魅力向上に向けて事業を推進してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

管理運営者のめどが立ってから詳細を詰めていくという答弁だったと思いますので、具体

的な内容に触れることはできないという中で、通告している質問の順序に合わせて再度お伺いしたいと思います。

①の施設管理運営者については、白紙状態ではなく町内の業者も入れて現在継続検討中であり、まだ確定というふうな報告はできないというふうに理解をさせていただきました。それでよろしいのかということでもあります。

②の道の駅オープンまでに産直に納品する農家の150件目標で立てられたと思いますけれども、その数値目標は可能だというふうに考えておられるのかということもお伺いしたいと思います。

③産直に出される品ぞろえの安定供給については、管理者のめどが立ったらということ、めどが立ったら並行して検討していくというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

④基本設計業者の選定方法は、先ほど質問で申し上げたものが挙げられると思いますが、いずれにしても今年度末までに基本設計をまとめるというふうになっているかと思います。これから管理者を決定して、産直施設の運営方針等を検討し、年度末までの残り6か月で基本設計の完了は可能な日程というふうに捉えていますでしょうか。

以上、4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 最初の施設管理運営者の部分ではありますが、先ほど申し上げたとおりでありまして、まだ、これは相手方のあることでございますので、進めて相談をしながら一定程度合意といいますか、決定した段階でないとお話はできない段階であるというふうなことであります。ただ、今、先ほど説明したように様々な角度から様々な方にご相談なり調査をさせていただいておりますので、まとまったある程度の方向性が見えた段階で、議会のほうには進捗状況なども報告させてもらいながら進めたいとは考えておりますので、ご理解ください。

それから、2番目の農家の150件というふうな件に関しまして可能かどうかというふうなことです、できるだけ多くの農家の方から協力いただくことが必要だというふうに、まず一つは思います。ただ、あまりにも競合するようなことであってもなかなか商品の販売というふうなことでは、その辺に支障が生じることもあるかというふうに思います。できるだけ様々な業種の農家、栽培している農家の方から参加していただくというふうなことでは、目標として可能かどうかというお尋ねなんです、というよりはうまく機能できるようにまとめていくことが必要だというふうに思います。数ではなく中身でしっかりとやっていきたい

というふうに思います。

それから3点目、納品業者の件というふうなことです。これもある程度管理者が詰まった段階で進める、決定していく事項なのかなというふうに思います。安定供給というふうな意味では、店の中の品物がなくなるというふうなことではお客様の確保に非常に苦慮することになりますので、その辺のところは、安定的に販売できるような体制というふうなものをしっかりと管理する予定の方と詰めていきたいというふうに思っております。

それから、基本設計の件でご質問ですが、中身については先ほどお答えしたとおりです。それから、残り6か月で詰めることが可能なのかというふうなことです。議会の皆さんからも様々なアイデアをいただいたり、お話をいただいたりというふうなことで、十分に中身を詰めながら進めなければならないと思っております。もちろん、今年度の予算として計上している以上、年度内の完成というふうなことを目指していく、可能だというふうな思いで現段階では進めております。ただ、設計の中身の部分について様々検討する事項が出てくれば、その辺のところはまた改めてお話をさせていただくことになるかというふうに思いますので、その辺も含めてご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

道の駅の工事予算は、国・県の交付金、地方債、一般財源から成るというふうに、予定だというふうに課長からはお聞きしております。工事予算額が増額となれば、一般財源の支出が増額というふうになるのではないかとということも考えられます。予定されている工事予算額の枠内での執行を見据え、町税が有効に使われるような基本設計の発注をお願いしたいというふうに思いますが、どのようにお考えかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず初めに、基本計画のほうでお示した約10億という総事業費、このことだというふうに思います。その部分については、お仕事柄、設計の部分については詳しいかというふうに思いますが、あくまでも概算事業費で何も材料がない中で、コンサルさんがいろんな想定の中で出した予算だというふうなことは、まずもってご理解いただきたいと思っております。なので、それが予算の枠内の工事だというふうには捉えていただきたくないなというふうに思います。これから必要なものを整理する中で、必要な建物としてこれぐらいの予算になるというのはあくまでも基本設計の中で詰めていく作業だというふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、できるだけ少ない予算で効率的にやっていくというふうなことは1丁目1番地だというふうに思いますので、そのこのところはぜひご理解いただいて、その予算の枠内でどうこうというふうなことではなくて、今後様々な機会にご説明申し上げますので、その部分は、その時点でご意見を賜ればというふうに思います。あくまでもお示した額そのものが事業費だというふうなことではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

あくまでも概算だということだと思いますけれども、やはりそこには皆さんからいただいている町税というものが出てくると思いますので、その辺も加味しながら今後進めていただきたいと思います。

これで、1つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、健康温泉館入口脇に高齢者専用駐車場の設置をという質問をさせていただきます。

現在の健康温泉館を利用する方の駐車場に、身障者専用として3台分が確保されています。常に利用があり、ほかの方が駐車したいと思っても、時間帯によっては駐車できる状況にないようです。

健康温泉館を利用する高齢者の中には、家族の人から車に乗せてもらって温泉を利用している方もいるようです。温泉は利用したいが、歩くのが大変だという利用者もおり、特に冬場は、駐車場から健康温泉館入口までが近いといいのになと感じている高齢者の方の声も聞こえてきます。

このように家族の方が迎えてに来てくれるという方や、歩くのが大変だという方が遠慮なく駐車できるようなスペースの確保が望まれます。そのためには、大江町健康温泉館入口と大江町勤労者総合福祉センター入口の間にある植栽と玉石が敷かれている部分を、高齢者専用駐車場と車寄せのスペースとして整備し、利用者に優しい温泉となるような提案をさせていただきたいと思いますが、町長はどのようにお考えかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、健康温泉館入口脇に高齢者専用駐車場を設置してはどうかというようなご質問でございますが、テルメ柏陵健康温泉館の正面に身体障害者用の駐車スペースがあります。議員おっしゃるとおり現状で3台分確保されています。その運用の状況ではありますが、この施設については、県の身体障害者専用駐車場施設利用認証制度協力施設

というような位置づけになっておりまして、制度の対象者として、1つは身体障害者のうち歩行困難な方、高齢により歩行困難な方、3つ目として知的障害者などのうち歩行困難な方、難病により歩行困難な方、妊産婦の方、それから6番目としてけがまたは病気により歩行が困難な方が適正に利用できるよう利用証を交付する制度となっております。これは、駐車のところをよく見てもらうと分かりますが、利用証を交付した上で利用してもらいたいというようなことになっております。

しかしながら、本当に必要とする方以外の利用もたまに見受けられます。必要とする方にご迷惑とご不便をおかけしているときがあるようでございます。利用者のマナーの問題もありますが、利用方法について、必要とする方が快適に利用できるよう今後もさらに周知をしていく必要があると思っております。

また、議員からご提案のありました植栽と玉石が敷かれている部分への駐車スペースの整備でございますが、当該箇所は出入口には近いものの、屋根から落下する雪の堆積場所、または除雪の堆積場所というふうになってございます。建物の構造上、どうしてもあそこに雪が集まってくる、それから、そんな点から駐車スペースの確保は難しいのかなというふうに現場を見て思っております。ロータリーの車の通路部分については一部送迎の車両や町営バスの乗り入れがあるものの、温泉利用者などの通路となっており、歩行者の安全確保を考えると車両が乗り入れての駐車スペースを確保することは少し難しいと感じているところであります。

先日の全員協議会で申し上げましたが、来年度に健康温泉館石風呂の改築計画を予定しております。隣接するシニアセンターの駐車場との兼ね合いも含めて、施設全体として景観などに配慮した中で、安全で利用しやすい駐車場の配置について今後検討をしていくことも含めていきたいと思っております。藤野議員をはじめ、利用者の方々からご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

現在ある身障者用の3台分の駐車場については、利用者の方に周知をしていくというふうなことを今おっしゃっていただいたと思っております。来年度に健康温泉館石風呂の計画があるということで、施設全体として利用しやすい駐車場の配置を検討するというふうに今ありましたが、それは大変結構なことだというふうに思います。そのことも併せてですけれども、高

高齢者や家族の方が迎えに来てくれるという方は、やはり入り口近くに駐車スペースや車寄せがないと不便だ、大変だということは誰にでも分かることかと思えます。落雪の問題があるというふうにおっしゃいましたが、そこを少し考慮するということも踏まえて、高齢者専用駐車場と車寄せのスペース、これは、整備は必須であるというふうには私は考えますが、その辺は町長どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 駐車場から遠い、歩くのが大変というような声が一部の利用者の方から届いていることは、現場のほうからお聞きをしているところです。ただ、その遠い、歩くのが大変という限度の問題もあるかなというふうに思います。誰もが、できれば入り口の真ん前に車を停めて、そこから入口の中に入っていくというふうなことは望むところかなというのも分かりますが、一定程度のアクセスとして、今の駐車場、駐車場といっても駐車場の手前側から奥の方までかなり広くありますので、その部分は一概には言えませんが、手前のほうから若干歩いていただくというようなことでも遠いのでというふうなことは、それぞれの主観によるところかなというふうな感じもしております。

玄関前のロータリーの部分について先ほどお話をしましたが、ロータリーでの一方通行というふうなことになっております。そこに高齢者の駐車スペースを設けるというふうなことは、逆に高齢者の方の運転というふうな意味では支障になる部分もあるのかなと、安全確保というふうな部分で十分注意してもらい必要がある場所ではないかというふうに思います。一方通行だからです。その辺のところも利用者の方にもご理解いただくことが必要かというふうに思います。

あとは、家族の方が乗り降りをサポートする、もしくはどうしても歩くことが難しいといえますか、大変だというふうな方については、家族の方のご協力をいただきながら、ロータリーで車を回していただいた中で、玄関前で降ろしていただく、また、迎えに来ていただく、そういったことも場合によっては協力をお願いしなければならないかなというふうに思います。

温泉の利用者は様々な方がいらっしゃいます。高齢者の方、子どもの方、そして健常者の方、元気なお年寄りの方も含めてというような中で、全員の方の満足度を満たすようなことの施設を目指していきたいというふうには思いますが、なかなか100%の合格点をいただくのは難しいのかなというふうに思います。その辺のところ、先ほど申し上げました浴槽の改築というふうなことで計画の見直しなどもありますので、ただ玄関前のところは、今のところ

ろは浴槽の改築の部分と、あともう一つ考えられるのは裏側のイベント広場ですね、あの辺のところをどういうふうにしていくかというふうなことも考えなければならない課題だと認識しておりますので、その辺のことを併せて、今いただいた意見を参考にしながら進めたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

安全の面から今の現在の入り口のところには無理なんでないかというふうなお考えのようでもありますけれども、改築計画、今度新しい温泉の計画あると思います、その中に駐車場のことも含めて入れていただいて、利用者の方に喜んでもらえるような施設ということをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） これで藤野広美さんの一般質問を終わります。

1時45分まで休憩します。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時45分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 櫻井和彦君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井和彦です。

東京オリンピック・パラリンピックが終了し、日本人の活躍に感動を覚えました。また、秋になって新聞で左沢小学校、本郷東小学校、大江中学校という文字を見るだけで子どもた

ちの活躍、すごいうれしいものがあります。大江町の人間として心から応援したいと思いません。

今回は、区長と町議会議員の関連性について質問させていただきます。

以前、これは前の町長のときであります。大江町自治会の区長と大江町の町議会議員との関連性を質問した際に、大江町側からの答弁として、前の総務課長から、区長としての立場を利用した町議会議員活動を行わないでほしい旨の回答がありました。法律が改正され、区長は特別職から有償のボランティアに位置づけになったと認識しております。つまり、法律で定めるところの地方議会議員の兼業、兼職には該当しないはずであります。地方自治法第92条等、これ「等」はいろいろ幅広いところにあつたので「等」という形でありました。これでは兼職の禁止、地方自治法第92条の2、これでは兼業の禁止が明記されております。新しい町長になった現在、そのことに対する考え方は従前と同じなのか、または違うのか、現在の町長である松田町長の率直な考え方を確認させていただきたいと思えます。

以前の回答を聞いた直後から、現職の区長さん、または区長の経験者の方から、町は区長に対してそのような見方をしているのかと、怒りと失望の声が上がりました。それは区民のために自分の時間を割いて一生懸命やっている区長さんほど怒りの感情が強いものだとしみじみ感じました。有償のボランティアである区長が町議会議員を兼務してはならない。また、町議会議員が有償のボランティアである区長を兼務してはならないということに対する質問に対して、法律的な根拠も含めて誠実な回答をお願いいたします。

自治会の区長にも、町議会議員にも非常に成り手が少ない現状のこの時代、逆に間口を狭めるような回答を大江町が行ったことに、今でも大変な違和感を感じております。何とぞご回答よろしくをお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、櫻井議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

区長さんには、町のスムーズな行政運営と事務事業に対する住民の理解を深めるため大変重要な役割を担っていただいている、このことのほか、地区と町との橋渡しの役として、地区をまとめるリーダー役、日頃からご難儀をおかけし多大なご貢献をいただいております。この場をお借りいたしまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、ご質問にありました件については、ご承知のとおり、法律改正以前の区長は非常勤特別職という位置づけで条例に明記され、報酬を町からお支払いしていましたが、平成29年

度の地方自治法の改正により行政上の取扱いが変わったことで、町の特別職ではなく、いわば私人扱いとなりました。町長が委嘱することには変わりはありませんが、令和2年度からはその業務・活動に対する対価として報酬ではなく報償をお支払いしているところでもあります。この支出科目からも、先ほどありました有償のボランティアという表現は的を射ているものと言えますが、区長さんとしての責務や業務の重要性は何ら変わりなく、取り巻く社会環境が年々厳しさを増す中であっては、むしろご負担が少し増えているようにも感じられます。

ご質問の、議員が区長を兼ねることについて、法的な解釈なども含めてというお話ではありますが、法的には議員の兼職を禁止する規定に抵触するか否かについて、地方自治法第92条で具体的に禁止されている職としては、国会議員のほか他の地方自治体の議員、地方公共団体の常勤職員及び短時間勤務職員とされています。したがって、区長さんは含まれてはおりませんので、兼職の禁止には法的に抵触することはないと判断しております。

この取扱いは、今回の地方公務員法の改正以前から同様でありますので、法律で明記されている限りは、その時々町長の判断や私見で解釈が変わるものではありません。なお、これまでも町として兼職を禁止していたということはないはずであり、現にこれまでも現職の町議会議員の方が区長の職を兼務していた事例もございました。

地方自治法関係でもう一つ関連する条項として、第92条の2では、議員の当該地方公共団体での請負・兼業を禁止しています。議員と区長を兼ねることに関しましては、92条のほうよりもむしろこちらの条文での規定のほうに抵触するというふうなことでは恐れが高いのかなと感じます。すなわち、区長さんをお願いしている仕事の内容が、業であるか否かがポイントになります。この解釈につきましてはグレーゾーンが多いため、実際に自治体でも判断が分かれている実態があるようであります。私どものほうでも、県の市町村課に問合せをしたりしておりますが、明確な回答は得られない、最終的には各自治体の判断になるというようなことでもあります。

いわゆる区長の業務を業務委託であると判断すれば兼業はできないことにはなりますが、業務の内容からして明らかに公益性が高く有償ではあるものの謝礼的な意味合い、こういった公金支出でありますので、冒頭に申し上げたように、区長さんはボランティアに近い立場の方であると解釈いたします。したがって、建設工事などの一般的な請負契約とは明らかに異なりますので、この条文に関しても抵触しないとの判断が妥当と考えております。そのため、議員と区長を兼ねることに関しまして、明確に禁止している根拠などは見当たらないと考えているところです。

なお、お調べしたところによりますと、法的なものではありませんが、町議会議員と区長との関係について、大江町議会の申し合わせ事項の中に、「議員在職中は区長職に就かない。ただし、特別な事情がある場合は、全員協議会に諮って決定する。」という一文があるとお聞きしました。私なりの推測ではありますが、区長職は重要な職務で業務量も多く、時間が拘束されることも多いことから、議員職に専念してもらうためにも、このような取決めが以前できたのではないかと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

今回、前回の回答からちょっと大分時間あったんですけどずっと調べていたんですね。いろいろ調べて、やっぱりその地方自治法の92条、92条の2、その他広域にわたるところをずっと調べていました。取りあえず、その概要的に地方議会制度の概要で兼職、兼業の禁止の条項をある程度要約したところをちょっと述べさせてもらいます。

地方自治法第92条等、要約しました。兼職の禁止。「議員は次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、公職選挙法第89条等により、公務員である者が議員選挙の立候補者となった場合にはその候補者としての届日に退職したものとされ、地方議員が在職中に次の職に就くような場合にはいずれの職を辞する必要がある」。これは先ほど国会議員とか言われたやつなんですけれども、国会議員、裁判官、ほかの地方公共団体の議員、あとは行政委員会関係では教育委員会の教育長、委員、人事公正委員会の委員、公安委員会の委員、収用委員会の委員及び予備委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員、そのほかに地方公共団体の常勤の職員、先ほど町長が言われていた短時間勤務職員、固定資産評価委員、外部監査委員、港湾局の委員会の委員などがあります。

また、地方自治法第92条の2では兼業の禁止が明記されていまして、「議員は次に掲げる業に従事することができない」とされているほか、「議員在職中にこれらの業務に在職していると議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合には、失職する」とこととされている。これは次の業に従事ということで、それは請負、町長が言われた請負です、これは請負の相手方が地方公共団体、つまり町のほうが請負をしたときに、禁止する業は、請負人、請負人の支配人、主として同一の行為をする支配人の無限責任社員、取締役、監査役、それに準ずべき者、支配人、清算人、同一の行為をする支配人の無限責任社員関係は当該地

方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、請負の重要度が町の職務執行の公正、適正を損なうことが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人というものであります。もし間違っていたら指摘してください、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今おっしゃられた内容は、私が先ほどちょっと概略的に省略して申し上げた内容で、読み上げられている部分については法律のとおりだというふうに認識しております。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

私も要約したんで、大切どころが抜けていたり、いろんところが抜けていたりすると非常に困るので確認させていただきました。

結局、法律的には問題はないということなんですよね、法律的には。実際にやっぱり調べて、いろいろなところも調べました。県内のある市で、今回副議長に新しくなった方がいるんですけれども、そのプロフィールが新聞のほうにこの前載っていたんです。それは、自治会の区長を10年間続けていた、しかもまだ続けておられる方が市議会の議員で、今回新たに副議長になりました。また、「市のためにも地区のためにも頑張ります」みたいなことが書いてあったんで、実際にそうやってやっているところがあるという事実を確認させていただきました。これは本当に大変なんですけれども、やればできるという実績なんで本当に頭が下がる思いです。

実際、大江町の現職の議員で自治会の区長経験者が3人います。そのうちの1名は議員やりながら区長だったのかな、それは地区の人数の関係とかあって、町のほうで申し合わせ事項にあったやつの特例としてやったという経緯があったらしいんですけれども、実際、法律的には問題ないんで、いいんじゃないかという考えはあります。ただ、申し合わせ事項にまだ残っているという形なんで、見直しをする必要もあるんじゃないかなという感じではあります。

実際、いろいろ区長なんかの、区長経験者として区長の仕事をやっていくと、弱者ほど助けの声を上げるのが少ないというのが実感としてあります。家の中でじっと待っていても助けの声がないんで、自分からそれらしい方の家を訪ねていく、なかなか心を開いてくれないんで、何回も何回も行くというのがすごい大切ですね。それをずっと続けていくと少しずつ心を開いてくれて、実は困っているんです、こういうところが困っているんですということ

をやってくれるんですね。そういうのは、やっぱり区長さんでないとなかなかできない。でも民生委員がいるんで民生委員と一緒に助けながらやっていくということがあるんですね。実際は、区長さんの仕事もすごい大切なことで、区民の声、あとは町民の声を上げるには非常に大切なことだと思います。

実際、今回の質問は、これはどうだ、これはどうだというんじゃなくて、一応確認という意味合いがある。あとは区長経験者、現職の区長さんたちがその言葉、前の回答を聞いたときにちょっといろいろしこりが残っているということがありまして、できれば誤解を解きたいという気持ちがあります。議会の申し合わせ事項も改正しなきゃいけないかもしれないし、いろんな議員の方の考え方もありますし、それは町長のほうが言う、口を出す、出せない部分でもあると思いますね。でも考え方としてはどうですか、やっぱり議員でありながら区長という仕事もやることに問題はあると考えられますか、どうですか、町長。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど答弁の中で申し上げましたが、申し合わせ事項としてそういった部分があるというふうな部分に対しての、私の推測ではありますがというふうなことでお話をしました。できるだけ、区の仕事、議会のほうの仕事、その部分は分担してやっていただくことが望ましいのではないかとこのふうには思います。

ただやっぱり、地区の事情でもって、例えば、周り番にしているところの区もあるでしょう。そういった部分について、申し合わせ事項に含まれている意味合いは、これまでの経過の中で大切にしなければならない部分もあると思います。その辺は十分に、議会の中で協議していただいて決めていただければというふうに思いますが、決して私は否定するというふうな立場ではございませんけれども、それぞれの意見を出しながらまとめていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 最近私も大分年を取ってきて、起床がすごい、「キショウ」というのは気性が荒いとかそういうのじゃなくて、起きるのが異常に早くなっているんですね。なんで早いのかと思ったら寝るのが早いから、7時半頃寝て、朝の2時半から3時くらいに目が覚めるという、家事をやりながら防犯パトロール、地区を回ったり、町内を回ったりしているんです。洗濯も4回やらなきゃいけないんで4時間もかかるんで、3時から始まっても7時ぐらいまでかかってしまうという大家族でやっていますので、やっております。

その町内パトロールをしているんですけれども、散歩も兼ねてみたいな感じなんですけれども、朝の早い時間、日の出前から、1か所しかないのかな、葬儀場の前の草刈りとか、草むしりとかやっている方をよく見かけるんです。そのほかに中央公民館の前の草刈りをやっている方とか、もっと向こう行くと下モ原のほうやっていた方とか、よく見ると現職の区長さんとか、あとは前職の、区長経験者の方だったり、大体が区長さんなんです。日の出前から作業を始めて、人通りや通勤、通学時間帯にはもうやめてしまうんです。それは何でかといったら、草刈り機でやったら歯飛びとか、あとは小石を飛ばしてしまうんで車を傷つけたり、通勤、通学者の方に傷つけたり、邪魔になってしまうんじゃないかという気遣いだと思うんですよね。その人たちが日の出からやられるということは、前の日から準備をしていると。次の日行ったら、またやっている、次の日行ったら、またやっている、区域が広いんでやっぱり連日でやらないと終わらないんです。今はコロナ禍でなかなか区民も集められない、三役を集めるにしても仕事している方もいるし、なるべく密にならない形で気を遣っていると思うんですよね。

こういうふうに、ほかの人が気づかない時間帯にやっているというのは、自分をアピールしているわけではないんです。それが前の質問のときに、区長としての立場を利用してとか、やってるぞという姿を見せるのではなくて、本当のボランティアみたいな形、一生懸命地区をきれいにするとか、子どもたちの安全を守るためにガラスの破片を拾ったり、金属片を拾ったり、危険要素を除外しようとする気持ちだと思うんです。あとは、先ほど言ったように、そのほかに民生委員さんと協力しながら老人世帯を声かけ回っているとか、そういう人の気持ちを、町側は軽視をしてはいけないと思うんです。

前の答弁の、区長としての立場を利用した町議会議員活動を行わないでほしいという意味を、多分受けたほうはそのまま言葉どおりに取っているかもしれませんが、やっぱり感情的なものがちょっと残っているようなことがあるんで、そこら辺、町長として何か説明できることがあれば。実際は現職の町長のときの時代じゃないんで、なかなか難しいかと思いますが、何か考えがあれば教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ちょっと、以前にやり取りした内容について十分に理解はしておりますが、これも想像です。ただ、言葉の行き違いというふうなことがあったのではないかなというふうに思います。それには、途中で法律の改正があったと、先ほど有償のボランティアの問題とかそういうふうに身分が変わったというふうなことも含めての経過がその間にあ

って、その部分でちょっとひよっしたら誤解を生むような発言なり、取り方が出てしまったのではないかというふうな感じがしております。

ただ、以前の特別職としての区長さんというふうなことであれば、当然、町の特別職でありますので、これは今度は公職選挙法上の制約というふうな中で、区長という職責の下で、あくまでも地位を利用しての選挙活動はできないという、この部分に引っかかってくる。我々職員も同じです。公務員の身分を利用した選挙運動はできない、選挙活動はできないというふうなことであります。この部分のお話の仕方が少しすれ違いがあったのではないかなというふうに感じております。

ただ、現在、私人として、有償ボランティアとしてという位置づけにはなっておりますので、この取扱いについては先ほどまでお話ししたとおりでございますが、ただ公職選挙法上のこの部分も、解釈というふうになるとは思いますが、あくまでも区長さんは、町からの委嘱された公的な立場を有しているというような部分があると思います。その部分の身分といいますか、職権といいますか、そういった部分を前面に押し出しながら、公職選挙法上定められた域を越えるというふうなことがあってはならないというふうに思いますし、そういったことで、選挙違反などの部分になる可能性が全くなくはないというふうなことを伝えたかったのではないかなというふうに想像しているところであります。

今後、議員と区長さんの身分については先ほどからお話ししている取扱いだというふうに私も認識しておりますし、おおむねの捉え方としてはそれでよろしいかというふうに思いますので、ぜひ住民のためにというふうなことでは、区長も町会議員の職も全て同じかというふうに思いますので、区分といいますか、立場は別にしても町民のために働くというふうな意味合いではご協力をいただければよろしいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 区長さんを町のほうが軽視しているということはないと思うんですね、今の答弁からしてもですね。ただ、言葉の捉え方、そのときの状況で、まして総務課長が答弁したんですけれども、副町長は町長の右腕、総務課長は町長の女房役とかいう、うちでは女房の言うことを私が聞かなきゃいけない立場なんですけれども、なかなか総務課長の考えは町長とイコールでなければ駄目なはずなんです。そのときに何も注意も訂正もなかったということも捉えているのかもしれない。

言葉一つで一生懸命やっている方の心情を逆なでするようなとか、逆鱗にちょっと触れる

ようなことがないように、今後注意していただきたいなと思うんです。私もいろいろ言ったやつで一応法律的な問題とかも言っているんですけども、なかなか納得されないしこりがあるみたいですね、最後にちょっとまとめて、なんかいい形でまとめていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） なかなか言葉の捉え方、感じ方というふうなものは、自分の気持ちを伝えるというふうな意味では難しい部分があるのかもしれませんが。ひょっとしたら、当時言葉の一つの部分だけが気持ちとして伝わってしまった、受け取られてしまったのかもしれないというふうなことがあります。その部分は、今後私自身も気をつけていきたいなというふうに思います。ちょっとあまりにも気をつけ過ぎると、私今日1日、一般質問の答弁をしていて感じるのは、何か少し歯切れが悪いのかなというふうに受け取られてしまうのかなというふうな感じもしておりますが、ただそこはやっぱり様々な言葉を使いながら相手に理解していただくという努力が必要なんだというふうに思います。

元に戻りますが、区長と議員の関係については、法的にも何も問題はないというふうなことで先ほど説明させていただいたとおりであります。ただ、今のところ、現段階では議会の中の申し合わせ事項というふうな中にそういった一文があるというふうなあたりのところは、議会の中で十分検討していただいて、それとて全協の中で諮ってというふうなことがあるわけで、禁止しているわけではないというふうに私は理解しておりますので、十分協議した上で結論を出していただければよろしいのかなというふうに思います。

区長さんにおいては、本当にいろんなことで隅から隅まで町側からの問いかけにも協力していただいたり、地区の問題の解決に当たっては、町と当事者との間に入って様々調整していただいたりと、本当に多大なご協力をいただいていることには頭が下がる思いですし、この場をお借りしながらも感謝を伝えたいというふうに思いますので、皆様方におかれましても、兼業のことは兼業のこととして区の行事、行事といいますか区の様々な業務に関して議会の議員としても一地区民としても、私もそうですが協力をしながら地域づくりをやりたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

まずは、町長の誠実さがよく伝わり、時間をいただきました。ありがとうございます。

今回の答弁を受けて、法律的な状況とあとは大江町の議会の現状なんかを踏まえて、説明

できるところは説明してまいろうかなと思います。また、今後いろんなことで改正できるようなことがあれば、皆さんと協議して進めようかなとは思っています。

以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

あしたは午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

令和3年第3回大江町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年9月7日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問(5名)

5番 関野幸一

- 通学路の安全対策は
- 町内の小中学校のLED化は
- 町内の公園を一括で管理する施設管理課の設置を

1番 橋本彩子

- 教育現場におけるジェンダーフリーへの取り組みは
- 16歳からの健康診断導入を
- 中学校の部活動における土曜日の活動について

6番 毛利登志浩

- 超高齢社会にどのように向き合うのか

7番 宇津江雅人

- 大江町民具資料館(仮称)について

2番 菊地邦弘

- 移住・定住施策について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 橋本彩子君 | 2番 | 菊地邦弘君 |
| 3番 | 藤野広美君 | 4番 | 櫻井和彦君 |
| 5番 | 関野幸一君 | 6番 | 毛利登志浩君 |
| 7番 | 宇津江雅人君 | 8番 | 伊藤慎一郎君 |
| 9番 | 結城岩太郎君 | 10番 | 土田勵一君 |
| 11番 | 菊地勝秀君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 松田清隆君 | 副町長 | 榎英毅君 |
| 教育長 | 犬飼藤男君 | 総務課長 | 五十嵐大朗君 |
| 政策推進課長 | 鈴木利通君 | 税務町民課長 | 阿部美代子君 |
| 健康福祉課長 | 伊藤修君 | 農林課長 | 秋場浩幸君 |
| 建設水道課長 | 櫻井洋志君 | 教育文化課長 | 西田正広君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 清水正紀君 | | |

本会議に職務のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------------------|-------|
| 議会事務局長 | 金子冬樹君 | 議会事務局 庶務主任 兼庶務係長 | 伊藤美幸君 |
|--------|-------|------------------------|-------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

また、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 関野幸一君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） おはようございます。

質問の前に、先日行われました99回を迎えました水郷大江の花火大会は、コロナ感染症の影響で本来の花火大会という姿で実施することはできませんでしたが、昨年商工会青年部が行ったシークレット花火大会が参考になったかは分かりませんが、無観客という形で開催されたことは非常に意義があることだと思っております。来年度の第100回の花火大会に向けて大きな意味があったと、町の歴史でもあり花火大会の開催にご尽力していただきました関係者の方々に感謝を申し上げ、来年こそは3年ぶりに盛大な花火大会になることを期待しております。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてですが、多くの市町村の方から、大江町の取組はすばらしい、羨ましいと多くの声を聞きます。このまま順調にいけば9月中に希望者への接種が終わりそうと話を伺いました。これも平日だけではなく土日祝日と、担当の職員をはじめワクチン接種に関わる全ての方々の献身的な努力によるものだと思います。心より感謝申し上げます。ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に移りたいと思います。今回は3つのことに対して質問をしますので、よろしく願いします。

初めは、通学路における安全対策についてです。小中学校の通学路については、これまでも質問をしていますが、今回は町内の通学路の安全対策についてどのように考えているかを伺います。

幅の広い道路では、ほとんどの道に一段と高い歩道や縁石で守られた歩道が設けられています。そのほかのあまり広くない道、主に生活道路と言われているような道では、白線で車道と歩道とを分けている路側帯のある道も町内の通学路にはまだまだ多く見られます。また、その一部の路側帯では歩道側を緑色に塗り、より運転する方への注意を促している道路もあります。

子どもたちの中には、そのような路側帯を歩いて学校に通っている子どもたちもいます。しかし、生活道路ですから一般の車両も通ります。制限速度はそれなりに遅く設定されていますが、あまり守られていないのではないかと聞いています。歩道や縁石のない生活道路を通学する子どもたちにとっては、かなり危険な道路ということには間違いのないと思います。

今年6月に起きた千葉県八街市の事故でも、確か縁石のない生活道路だったと思います。この事故では、子どもたちはきちんと交通ルールを守って登下校をしていますが、運転をする私たち大人が交通ルールを違反して子どもを巻き込んだ、大変悔しくて残念な事故でした。

私たちの町では、そのようなことは絶対にあってはならないと思います。大江町の子どもたちもしっかりと交通ルールを守っています。我々運転する者もしっかり交通ルールを守り、子どもたちを守る義務があります。しかし、幾ら交通ルールを守っても、町内の通学路には歩道や縁石のない通学路も多くあります。そのような通学路の安全対策、そして子どもたちを守るための対策をどのように考えているか、教育長に伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） おはようございます。

関野議員のご質問にお答えしたいと思います。

千葉県八街市の事故において犠牲になった子どもたちを思うと、本当にいたたまれない気持ちがあふれてまいります。罪のない子どもたちのことを考えましたときに、事故を起こした本人の罪は当然万死に値するような行為だと思いますし、大人社会が行政も含めて不作為であったならば猛省しなければならないことだというふうに思います。

今回の事故だけでなく、全国では、時折、通学途中の子どもたちに車が突っ込むような痛ましい事故が発生しております。私の記憶にあるのは、10年程前に京都府亀山市で通学途中の児童と保護者に無免許の軽自動車突っ込み、子どもを宿した保護者の女性1人、児童2人が犠牲となり、7人が重軽傷を負うという悲痛な事故も起きております。議員のご質問は、そのような事故から子どもを守っていかなければならないということを痛切に訴えるものだというふうに感じております。

本町の通学路の安全対策につきましては、平成27年2月に大江町通学路安全推進会議を発足させ、大江町通学路交通安全プログラムというものを策定いたしました。この会議では、各学校、教育委員会、道路管理者、警察等が参加する合同点検を実施しております。各学校から挙げられた箇所へ赴き現場を確認し、その対策について意見を交換し対応をしていくもので、今年度は点検体制をより強化するために、例年総務課のほうで実施している安全安心なまちづくり危険箇所点検と合同した形で7月27日に実施をいたしました。従来の点検ですと、各学校で危険だと認識している箇所のみ点検となっておりましたが、合同で行うことにより、各地区の方々や町、交通指導員の方々から見た危険箇所も点検することになり、各学校が把握していない状況を確認することができ、点検強化が図られたものと感じております。

また、各学校では、各学期の初めに教職員が通学班とともに通学路を通り、危険箇所の確認やその場での指導を行っております。その中で問題がある場合には、当然教育委員会にも連絡が入り、関係機関へ依頼をし、必要な場合には通学路の変更の措置なども適切に行っているというふうに思っております。これからも通学路に係る危険箇所については、関係機関において情報を共有し、関係機関が連携した対応をとってまいりたいと思っております。

ただいま申し上げましたように、通学路の安全確保については官民挙げて取り組んでいるところですが、それで万全かと問われれば、同じ通路を、議員さんからもお話がありました。人と車が共有しているというふうなことです。どのような対策を講じて、残念ながら絶対に安全であるというふうなことは言い切れない状況だというふうに思います。子どもを守ることは我々の責務ですので、教育委員会といたしましては、道路管理者や警察等の関係各所に改善をお願いをし、より安全な環境をつくり上げていくことに力を尽くしていかなければならないと感じております。これまでも危険と思われる箇所に信号機を設置していただいたり、横断歩道をより安全な場所に移動していただいたりしてまいりました。

今後はこれまでの活動をさらに強化し、例えば見えにくい、いわゆる抜け道となっている道路への安全対策をさらに推し進めたり、通学時間帯のより安全な運転を心がけていただくことなどの啓蒙を図り、子どもの安全の確保に努めてまいりたいと思っております。

冒頭に申し上げた千葉県八街市で起きた事故につきましては、飲酒運転が原因とされています。もちろんこの行為は言語道断であり決して許されるものではありませんが、登校時ではなく下校時であったことも、想定しておかなければならないとはいえ愕然といたしました。登校時は、町で委嘱している交通指導員さんに交通量の多い箇所子どもたちの安全を見守っていただいておりますが、下校時には時間も人数もばらばらですので、子どもたちに対して改めて注意を促すとともに、下校時の安全対策が十分かどうか点検する必要性を改めて感じたところです。

この千葉県の事故を受けまして、国では早急に通学路の安全点検を実施する方針を固めたと報道されましたが、具体的な指示はまだ市町村にはありません。また、国では速度規制や登下校時間帯に限った車両の通行止め、ガードレール整備などを盛り込んだ対策を10月末までをめどに策定し、さらには飲酒運転の根絶を図るための計画も確立するというふうに聞いております。また、菅総理は通学路の安全確保について、これまでの危険箇所に加え、今回の事故現場のように見通しのよい道路や抜け道となっていて車の速度が上がりやすい箇所を追加すると表明していることから、今後、具体的な点検の指示が来ることはと思いますが、

2学期がスタートした時期でもあります。学校や保護者と連携をとりながら、通学路の安全確保が十分かどうか確認して対応してまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、本日議員からいただいたご意見、ご提案を生かし、子どもたちが将来にわたって安心して安全な生活が送れるように配慮しながら、教育行政を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 大変前向きな回答、ありがとうございます。

二、三、教育長のほうに確認したいことがありますので、よろしく願いいたします。

先ほど、平成27年2月に通学路の安全推進委員会ということで、合同で町内の通学路の安全点検をしたということで、様々な問題の箇所が出てきたと思いますが、そこで問題がでてきた場所をその後どういうふうな安全対策を行ったか、具体的に分かれば、その辺を少し教えていただきたいと思います。

また、今年度の八街の事件後に国のほうから全国で一斉だと思えますけれど、そこでも通学路の安全の点検をやれということの指示が来ていると思えますが、今年度はその事件の後の通学路の安全確認は行ったか、その辺のところをいま一度お聞きしたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 点検箇所の詳細まで全て存じておりませんが、聞くところによりますと、町道前田線という、片桐繊維、町長のお宅のところからの道路、役場に通るところが非常に抜け道として使われているということで、子どもたちもグリーンベルトはあるわけですけれども、まだまだ「止まれ」という表示を道路につけるとか、それからもっと速度を緩めてもらえるような対策を取らないといけないねというふうなことで、そこは報告は来ていますが、具体的な動きはこれからだというふうに承知しているところです。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、前田線のお話が出ましたけれども、やはり片桐さんの前のところは以前より道幅は広くなったんですけれど、やはり路側帯で、多分27年の後に歩道に使われる部分がグリーンに塗られたと思っております。また、そのような道路は、御免町というか天神様の前もそのような形であるところも子どもたちが通る、通学路としては相当数の子どもが通る場所ではありますが、そこもやはり生活道路、いわゆる路側帯にグリーンで示した、そういうふうなところの道路になっていると思います。

最初にも言いましたけれど、一段と高くなっている歩道とか、路側帯で守られている歩道を守るいわゆるそういう歩道では、万が一のことがあっても直接、よっぽどのスピードを出さない限り、車が直接子どもたちに突っ込んでくるというようなことは、あまり考えられないこととは思っております。しかし、それも、我々大人が交通ルールを破ってそれ相当のスピードとか、そういうふうに来れば、それを越えるという可能性もありますけれども、今、特にお願いしたいというところは、やはりその生活道路と呼ばれている、境のないそういう道路での事故だと思えます。

今、教育長が言いましたとおりに、例を言えば本郷東小学校のほうにもそういう道路はたくさんあります。一応点検させてもらいました。でも、やはり今言われた前田通りというか片桐さんの前の通りなんかは、やはりあそこは結構通勤で一般の方が、ちょうど子どもの通学する時間帯に通る車の数も相当数あると見ております。その中で、多分30キロだと思えますけれども、30キロ以下で通行される方というのは意外と少ないのではないかと。そういう道路に関して、もしできるのであれば、やはり縁石などをつけてもらったりとか、あと先ほど、進入禁止ですか、例えば何時から何時までの間は通学路につき迂回をしてくださいとか、広い道路があるわけですから。そういうふうな手だてもして、やはり子どもの安全を守るということは、早急に考えていくべきではないかと思っております。

27年にそういうことを全体で見ましたと。各学校の先生方、地区の方々、安全協会、警察の方々、また役場の職員の方で点検しましたけれども、点検は誰でもします。点検した後がやはり大切だと思っておりますので、そういうことを一つ一つ積み重ねていくことが子どもの安心、安全を守るための施策になると思っておりますので、その辺のところを、いつとは言いませんけれども、その辺の前田道路の辺りも、やはり教育長とすればいつ頃までにとというのはなかなか言えないと思っておりますけれども、そこのところも早急に縁石をつけるなり、もう少し通学路を変えるなり、そういうような方法をとらなければならないのではないかと思いますので、その辺を、最後に、教育長はどういうふうに考えているか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 全く議員、おっしゃるとおりだというふうに思いまして、私のうちもすぐ近くなものですから。

朝、異常なスピードで車が通ります。子どもたちの時間帯というのは本当に7時40分前後で、そんなに多くはないんですけれども、危ないなと思うことがありますので、どんな対策がとれるのか、もちろん先ほど申し上げた会で、ある程度点検をして危険箇所は把握してお

りますし、また、左沢小学校学区だけじゃなくて本郷東小学校区についてもそのような場所があるというふうにも聞いておりますので、その辺、いつまでというふうなこと、ちょっと今申し上げることはできませんけれども。早急に対応を、もう一回調査をしながら、進められることは進めていきたいとこのように考えているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 教育長、すみません。

今、最後と言ったんだけど、ちょっと通学路で、以前、菊地議員が冬の通学路の除雪ということで質問したのを思い出しました。今、私が言ったのは夏、今の状態の通学路なんですけれども、やはり同じようなことで生活道路とかそういうところを通る。あとは、また歩道なんですけれども除雪が遅かったりとか、あとはさっき言ったように歩道、縁石がないところで車が滑ってというのもあると思います。

そういうこともあるので、冬道の安全対策も、教育長はどのように考えて。やはり去年菊地議員からもご指摘があったと思うんですけれども、その辺のところをどういうふうに改善していくかを、教育長の考えでお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 冬は冬で本当に大変な状況だというふうに思います。今言った生活道路の中で、雪がたまって子どもたちの通学に影響しているということは十分承知していますし、毎年要望書が来まして、教育委員会ではそれを受けながら状況を見て、関係各課、特に除雪は町道などは町でしている部分もありますし、県道、国道あるわけなんですけれども、とにかく支障のないようにということを申し上げて。

なかなか順番といいますか、そういうものがあって、教育委員会で考えているような子ども優先ということだけではいけないようなところもあるやに聞いておりますが、なるべく支障のないように、行ってもらえるように強力にお話を申し上げて対応していきたいと、このように考えます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 大江町の子どもたちの安全に関わることでありますので、しっかりと町のほうとも話をさせていただきながら、早急に子どもたちの安全を守る対策をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。また次も教育長になります。申し訳ございません。

小中学校のLED化に関して質問させていただきます。

町内の施設において、数年前から少しずつLED化が進んでいると思います。しかし、町内の小中学校はまだLED化が進んでおりません。世界的にSDGsが叫ばれている中、子どもたちの教育環境の改善だけでなく、脱炭素に向けてと早急に町でも進めていくべきと思っております。また、体育館の水銀灯においては間もなく使えなくなるというような話を聞いていますので、体育館等に関してもいち早く対応をしていただきたいと思っております。

しかし、小中学校全て一気にすることは、費用の面や今後考えられる問題もあると思っておりますので、数年かかっても仕方ないと思っております。その辺のところをどのように今後進めていくか、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 引き続き、関野議員のご質問にお答えいたします。

省エネルギー化が叫ばれるようになってから久しくなりますが、昨今の地球温暖化といえますか、そういう原因と考えられる様々な現象、非常に危惧しているところであります。

世界的にも化石燃料の廃止が求められるようになって、風力エネルギーや太陽光発電が急激に増加しておりますが、日本では菅総理大臣が2050年までにいわゆるカーボンニュートラルを目指すことを宣言しております。私たちに直結するものとしては、2030年代の半ばまでに純ガソリン車の新車販売がゼロにされる方針が打ち出されたというニュースがございました。世の中が急速にカーボンニュートラルの世界に近づいていくことを意味しているというふうに理解をしております。

そのような中で、現在、3年ごとに見直され更新されている国のエネルギー政策の基本方針である新たなエネルギー基本計画が去る7月21日に公表されておまして、それによりますと、現在の再生可能エネルギーというのは割合が22%から24%の目標に対して、36から38まで上げるというふうに書いてありますので、すごく急速にそういう再生可能エネルギーの利用への切替えが進んでいくものというふうに感じております。

教育委員会といたしましても、この流れに沿ってできるところから取り組んでいかなければならないものと考えておって、議員から指摘もありました学校をはじめとする町内施設のLED化につきましても、ただいま申し上げました温暖化対策や省電力化のためだけでなく、町内の児童・生徒の学習環境の改善を図る意味でも大変必要なことだというふうに考えているところであります。

施設等のLED化につきましては、町内でも少しずつ進んできており、教育委員会関係の

ものとしては、昨年度、ふれあい会館駐車場の外灯を白熱灯からLEDライトに変更させていただいたところ。また、学校関係につきましては、これまで電気関係が故障または交換が必要な際に少しずつLED化を進めており、大江中学校は平成30年から令和元年度にかけて校舎1階と2階の廊下を、また左沢小学校では3階多目的ルームをLED化してきた経過がございます。

さきに述べましたように、学習環境の改善と省エネルギー化を図る上でLED化は早急に進めなければならないと認識しておりますが、教育委員会では学校施設のほかにもふれあい会館などの社会教育施設、体育センターなどの社会体育施設を有しており、一度にLED化するには無理がありますので、5月に開催された全員協議会でも説明させていただいた施設の長寿命化計画に沿って進めさせていただくことにしております。

その長寿命化計画では、令和4年から5年度にかけて大江中学校を、令和5年度に左沢小学校、そして令和6年度には本郷東小学校のLED化に取り組むこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。また併せて年度ごとのコスト負担の平準化も念頭に置きつつ、町の財政状況の許す範囲において前倒しで進めていく考えでおりますので、今年度まずは体育センターと旧本郷西小学校体育館のLED化を先に実施させていただきたいと考え、このたびの補正予算に計上させていただいておりますので、ご審議ご可決のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議員からご指摘のあった子どもたちの学習環境の改善という観点、つまり学校施設をLED化することにより、蛍光灯特有の時間の経過とともに照度が落ちたり、ちらつきやノイズを発生させたりすることがなくなるため子どもたちの目に優しいこと、またLED化には水銀が含まれていないことから万が一破損しても有害物質を放出する危険性がないことなどから考えると、できるだけ早く学校施設も計画的にLED化を進めてまいりたいと、このように考えているところであります。それから電気代が安価に抑えられるということもありますし、初期の投資という意味ではお金がかかるわけですけれども、長い目でしかも子どもたちのことを考えて早急に進めてまいりたい、このように考えているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） やはり、今話を聞くと、いいものですがけれども、なかなか初期投資がかかるというような話だったと思ひます。その辺をうまく考えていただきながら、今、教育長の説明があったように、4年から順次年度ごとに各学校のLED化を進めていくというような話でありますので、きちんとそういう形になるようにお願ひしたいと思ひます。

ところでちょっと1つ気になったんですけれども、今、教育長が本郷西小学校の体育館のLED化をしようと言ったんですけれども、西小学校の体育館、LED化しなくてもいいんじゃないのと素直に思うんですけれども。何か、また町のほうで利用する価値があると言うのであれば、していただくということもあると思うんですけれども。現在使われていない、また、あまり体育館は聞くところによると利用していないのであれば、LED化はそこはしなくて、ほかのところをすとしたほうがいいのではないかと。西小学校は今どのように使われているか、そのところを1回、ちょっと話がずれると思いますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 使用頻度という意味では、どの程度使われているかはっきりとした数字は持ち合わせておりませんが、社会体育施設として地元の方が使っているというふうなことは聞いておりますので、その対応をしていくというふうなことで、今回挙げさせていただいたところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 言っていることは分かるんですけれども、私はあまり必要ないんじゃないかなと思っております。

だから、教育長は今の私の質問にどのぐらい使っているか分からないんじゃないなくて、本来このぐらい使っている、だからここを早めにするという答弁だったら分かります。だけれど数字を持たないで、ただ地区の方が使っていると言うのは、どういうふうに使っているんだか。というか、今こういう状況で、なかなかその体育館の利用もできない状況の中で、今後、西小学校に関しては、私はあまり、それはおかしいんじゃないかなというようなことで、その分をまた下のほうのもっと利用のあるところであるべきじゃないかと思っておりますので。その辺のところ、決まったと言うならしょうがないんですけれども、検討する余地があるのであれば、もう一度考えていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あとLED化については、今、教育長が言っていたように、これも前向きに進めていくということなのでよろしくお願いいたします。

では次、最後の質問になります。

以前にも公園の件で何度か質問をさせていただきました。

町内には都市公園をはじめ多くの公園があり、地域の方々の憩いの場であり子どもたちの

遊び場になっています。地域の方々に愛されている公園ですが、今年は雑草が伸び放題、垣根も伸び放題、あまり手がかけられていないように見えます。通常であれば、地区民の方々が整備、手入れをしていると聞いております。新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年と今年は地区の方々が公園の手入れをできなかったと聞いております。しかし、本来であれば町の公園ですから、町で整備や手入れするものではないかと思っております。

以前、公園を管理する係、課をつくってはと質問をさせていただきましたが、今もって以前と変わらない状況であります。公園は子どもたちや地区の方から喜んで使われる施設と思っております。年間を通して管理していかなければならないのではないのでしょうか。しかし、町では公園ごとに所管の課が変わり、各課がそれぞれに整備を発注しています。このような発注の仕方では問題も多くあるのではと思います。公園があっても手入れをしない、使えないのであれば、公園を造った意味がないのではないのでしょうか。

1つ場所を挙げれば、ふれあい会館のふれあい公園も手入れがされていないように見えます。最上川の絶景が見えるはずの下の広場も、見事に川は見え竹や樹木が見えるだけです。また、噴水とせせらぎ広場には水はなく、これでは町民も憩いを求めてふれあい公園には来ません。

再度言わせてもらえば、各課でばらばらに公園の整備をしては予算もそれなりにかかるはずです。1つのところでまとめて管理を行えば予算の削減にもなると思います。町内の公園を管理する施設管理係を置き、町内の公園を町民の方々が気持ちよく使え、ふれあい公園のように町のイベントや多くの来館者が訪れたときには絶景の最上川が見られるように整備を進めるべきと思いますが、町長の意見を伺います。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 関野議員の3つ目のご質問になりますが、お答えさせていただきます。

町内には、ふれあい公園などの都市公園をはじめ、大山自然公園や蛍水ふるさと広場など農水省さんの補助事業で整備した公園、さらには住宅団地造成とともに整備した公園など、数多くの公園がございます。ご指摘のとおり、整備当時の担当課がその後の維持管理も担っているのが実情であるというようなことです。補助事業との関係などから、町として一元的な管理にはこれまででなってきた現状がございます。

町内の公園や施設を一括して管理する、いわゆる施設管理課などや管財課のような部署の必要性は、これまで関野議員のような議員さん方だけでなく私や職員の間でも、以前から課

題として認識をされてきました。それが実現に至っていないのは、一番の理由としては職員数が足りていないということに尽きるのではないかと思います。実際にこのような専用部署が設置されているのは県や市などの大規模な自治体がほとんどであり、県内の人口規模で言えば1万人未満の自治体ではこういったところはないように思います。現在の職員数は114人ですが、ピーク時には162人おりました。今は様々な整理を図った中で3割ほど人が減っております。職員数が多かったときでさえ専用部署の設置はかないませんでした。

新たな課を設置するには、必然的に職員総数が増えることにつながります。また、財政基盤が弱く急激な人口減少が今続いている状況下では、それに反比例して職員数を大幅に増やすことなどは現実的ではないというふうにも思いますし、また町民感情的にも町の課題として優先して取り組まなければならないことも様々ございます。財政面からも厳しいように今は感じております。

ただし、今、関野議員からありましたように、公園のよりよい環境を維持し、皆さんから愛される公園にすべきとの思いは同じであります。今お話のありました、言ってみれば行政の縦割りの意識この部分の改革、そして今まで以上に担当部署間の横の連携を密にしていく必要があります。例えば維持管理業務の一括発注など、また内部の公園管理に関する連絡会議など、現体制の中でもでき得る最良の方法を今後検討しながら進めたい、努めていきたいと感じております。

なお、現在の課の体制についても、新たな行政課題に的確に対応していくためには十分ではないと認識しておりますので、再編の必要性を含め新規採用職員の人数も加味しながら、慎重に総合的に判断してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） まず、様々なお話が出た中で、まず以前と変わらないという話の中で、役場の人が少ないと。そういう話に尽きるということで、答弁をいただいたかなと思っております。

役場の職員が少ないどうのこうのじゃなくて、町長、民間の企業というのは、人を減らしてそれでいかに効率を上げるかということで、今頑張っているわけです。やっぱり人がいなくて仕事ができないと言うんじゃなくて、やはりいる職員の数でどれだけの仕事をするかということは、やはり民間の考えを取り入れながらやっていく必要があるんじゃないかと思っております。

例えば、今回は百歩譲って課をつくるというんじゃなくて、係をつくってはいかがですか。例えば1人の係を専従で置く、例えば総務課に置いてもいいと思います。その1人の係の方がいろんなこと、今町長が言ったように各課の横の話をしながら、どのような方向で今年1年はその公園の管理をやっていくか整備をやっていくかというものを決めながら、その1人が責任者となって、例えばシルバーに委託をしたり業者に委託をしたり。そういうことは私の考えでもできるんですから、町長の考えだったらできるんじゃないかなと思っております。

やはり、そういうふうなことで最近いろいろ言うと、限られた人数の中でというのが町長が最近言うんですけれども、その人数の中で何とかするというのが、やはり行政の仕事であるのではないかなと思っております。これは、先ほども言いましたけれども、民間も大変なんですよ。その人がいない中で業績を上げないと、やはり民間は潰れてしまいます。人を入れて同じ仕事をするんじゃなくて、人を減らして同じ仕事それ以上の仕事をしなければ、我々は生き残っていけない。やはりそういうような考えをしていただきながら、再度この問題を検討していただきたいと思っております。

あと昨日、同じ議員の方から質問がありました。やはり公園等とか様々なところで、区長さんが一所懸命草刈りをしていると。区長さんというのは、それだけの責任を負ってそういう仕事をするというのが当たり前ではないと、私は思っておりますけれども、やはりきちんと町のほうで、地区の公園なりそういうものをどういうふうにしていくかを考えながらしていけば、区長さんの手を煩わせることはなく、きちんとした整備、そういうものができるのではないかなと思っておりますので、ちょっとあまりうまく質問にはなっていないと思いますけれども、多分言っていることは、町長は分かっていたかと思っております。

そのことを踏まえて、もう一度、少し前向きな回答をいただけないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まずは、職員数限られた中でもっと工夫をすべきではないかというふうな部分ではありますが、この部分については、今日のやり取りも含めて今後検討させていただきたいというようなことは先ほど申し上げました。その中身としては業務の一括発注などで、あちらの公園はできていないけれどもこちらの公園はできている、こういったアンバランス感をなくすというふうな方法では、それができないのではないかというふうに思います。それをやっていく上で関係する各課、一番は建設課と農林課であります、この部分と例え

ば、ふれあい公園を管理している教育委員会、そういった関係課の方の担当者間の会議を持ちながら、一括した発注に向けてやっていくというふうなことがまずできる形ではないかというふうなことで、非常に前向きに考えさせていただいたところがございますので、ご理解いただきたい。

それから、様々な工夫の中でというふうな部分では、これまで地区の公園というふうなことで、特に農村公園などは、地区の方の農村の活性化というふうな位置づけの中で公園を整備してきました。その際に、設置する際には一番恩恵を受けることになる地区民の協力は必要不可欠である。そういった枠組みの中でその公園の整備を進めていくというふうなことで、協力を願ってきたところでもあります。なかなか集落の規模によっては人の確保が難しいという現状、その中で区長さんが様々苦勞をされてご協力いただいている現状、その部分は本当に心から頭が下がる思いであり、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

人的な、これも管理する集落の高齢化や様々な事情により、今はコロナでありますけれども、そういった事情により管理がなかなか難しくなっているということは、よくそういったやり取りを区長さん方とさせていただいた中では聞いております。この部分を今後全て町が担っていくべきなのか、または場所によっては公園の存在そのものがどうなのかというふうなことも考えなければならない時代にこれから入ってくるというふうにも思います。その辺工夫をしながら管理をしていきたいというふうに思いますし、必要なものについては十分な管理をしながら、皆さんからご利用いただきたいというふうに思います。本当に区との協力なくして農村公園などは特に管理ができないというふうに思いますので、そのところはよく地元の意見を聞きながら対応をしてみたいというふうに思います。

最後にありました課ではなくて係などもという意見、そして係でなくても担当者1人置くだけでも違うのではないかというご意見、その辺のところは今後検討していきながら、先ほど申し上げた今やれるところから始めさせていただくというふうなことを申し上げながら、ご理解をいただくことをお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

やはり今町長が言ったことをきちんと守っていただきながら、まずは今年度はやっていただきたいかと思っております。

今、町の公園がどういうふうになっているかということは、やはり歩いてみないと分からないと思います。先ほど多くの公園をもっているのは建設課、農林課と言っていましたけれ

ども、建設課、農林課の課の人たちは多分外に出て仕事をしながら、ここちょっとうまくないね、ここちょっとあれだねということは多分見ていると思います。そこを今から何ですか役場内で調整をしてどうのこうのというのは、なかなか時間がかかることだと思いますので、ここは総務課長、全部の課のまとめ役として、一回町の中の公園を見て、どういうふうになっているかを町長に言って、ここはこうさんないね、ああさんないということで、総務課長から早急にこうせねば駄目だということをお願いしながら、これから秋にもなるし、やっぱりそういうようなことも、落ち葉も落ちてくると思いますので、その前にまず夏の草も刈っておかないと駄目だとか、生け垣も伸び放題になっているのはここだということをしちんと把握してもらって、早急というか、きちんと公園の管理なり町の施設の現状を見ながら、様々なことを進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、関野幸一君の一般質問を終わります。

11時まで休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 橋 本 彩 子 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 質問の前に、新型コロナウイルスワクチンについて、12歳以上の町民の8割近い方が2回目の接種を終了されたとお聞きしました。ワクチン接種について、ほかの自治体では混乱が生じたところも多くあったとお聞きしますが、この大江町においては大きな混乱もなくスムーズにここまで進んでこられたことは、担当職員の皆様の知恵と努力、各医療機関のご協力、関係者の方々のお力があってこそであったと心から感じております。

本当にありがとうございます。一刻も早くこの危機が収束することを願ってやみません。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

教育現場におけるジェンダーフリーへの取組についてお伺いいたします。

性別を分けない名簿の導入についてお聞きします。今年5月31日の山形新聞において、「性別分けない名簿 浸透」という記事がありました。県教職員組合の調査によると、性別で分けない名簿を使用している学校は県内の小中学校全体の6割を超えているとのことでした。

大江町では、小学校は2校とも性別で分けない名簿を採用していますが、中学校はいまだ採用されていません。性別を分けた名簿を常用することにより、無意識のうちに男性が女性よりも優位であるという刷り込みが起きていると言われていています。性別を分けない名簿を使用することによって、男女が平等であるという社会の意識また性的マイノリティーの生徒への配慮という時代の流れに沿うことができると考えます。そこで、大江中学校においても性別で分けない名簿の導入をすべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

2つ目に、制服のジェンダーフリー化についてお伺いいたします。

女子の制服は県内約4割の中学校でスカートとスラックスの選択が可能となっています。県内の中学校では男子生徒のスカートを着用することが可能になったところもあります。大江中学校卒業生の方の話をお聞きすると、以前は女子生徒がスラックスを選択することもできたという時代があったようですが、現在は選択することができません。スラックスの導入または男女ともに共有できるデザインの標準服を導入するなどのリニューアルは考えておられるのか、お伺いいたします。

壇上からの質問は以上といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 橋本議員の質問にお答えをします。

昨今、ジェンダーフリー、ジェンダーレス、ジェンダーギャップなど様々な言葉を耳にする機会が増えてきたと感じております。この背景には、男女は平等であるべきであり男女に差別があってはならないという本来人間のあるべき姿が、ようやく流れとして全世界的に広まってきたのかなと感じております。性別による古典的な役割分担にとらわれず、男女が平等に自らの能力を生かして行動し生活することは、もはやワールドスタンダードになってきていると思うのですが、アフガニスタンでは、タリバンが宗教を盾に女性の権利、社会進出

を阻もうとしているとして、連日女性によるデモが起きているという報道がありました。性差によらない男女平等な世の中の実現は、その途上にあると言ったほうが正確なのかもしれません。

社会的性差別をなくすこと。つまりは、男性は社会に出て働き女性は家事をするであるとか、子育てや料理は女性の仕事であるとか、男は男らしく女は女らしくあるべきだとか、そういった伝統的あるいは歴史的あるいは社会的な男女の役割を無意識のうちに求めている社会が根本にあるんだろうと思います。

一方で、男らしさ女らしさが差別につながるものとして否定したり、ひな祭りやこいのぼりといった伝統行事まで否定しようとする極端な主張が見受けられることもあり、男女は平等であっても同質ではあり得ず、男女の区別なくして人としての規範はもとより家庭や社会は成り立たないという見方もあり、差別ではなくて男女差を生かした公平な社会を目指すというところがポイントなんだろうというふうに思います。

現在では、ジェンダーフリーに対する認識も次第に浸透しつつある中で、教育現場においても男女の社会的な差別をなくすためには、もっと積極的な姿勢が必要なのではないかということ、暗にご指摘いただいたものと理解しております。

初めに、性別を分けない名簿の導入をとという質問についてであります。学校ではクラス名簿だけでなく様々な形で名簿を使用しております。例えば、児童・生徒の出欠を管理する出席簿、成績管理のための一覧表、健康管理のための健康観察簿などがあります。一度作成した名簿を様々な用途に併用していくのが一般的で、健康診断の結果を記したり、体育の授業の陸上運動や水泳の個人記録を記したりする際にもその名簿を使用しております。

現在中学校では、来年度より基本的な名簿を性別で分けない名簿にしていく方向で検討しており、そのための準備を進めているところですが、中学校では小学校と違い、体育科などで男女分かれて授業が行われますので、男女別の名簿が必要であるということになります。用途によっては男女別名簿を使用する場合があることも、ご理解をいただきたいというふうに思います。そのような現状であります。ジェンダー平等の考え方は学校でも当然理解しており、まずはできることから取り組んでまいりたいと考えているところです。

考えてみますと、問題の本質は、名簿の性別分けをなくすことが目的ではなくて、そこから男女の社会的役割の性差別をなくすための教育にいかにつなげていくかが大事だというふうに思っておりますし、名簿の性別分けをなくすことだけがジェンダーフリーであるということではなく、多様性を認め合いながら共生していける社会を目指すことを子どもたちには

教えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

続きまして、制服のジェンダーフリー化はどのように考えるかというご質問ですが、先ほどの名簿に関する質問と同様に、議員からはジェンダーフリーの取組として制服についてもご質問いただいたわけでありますけれども、名簿と制服については、ジェンダー平等を考える上で同列に扱えるものではないのではないかと感じております。

と申しますのは、先ほども答弁させていただいたとおり、名簿において男女の性別分けをしないことは、男女における社会的な役割の差別をなくすことにつながり、小さい時分から男の子だから女の子だからという意識をなくし、性別によって期待される役割は決して固定化されるものではないのだというジェンダー平等の社会を目指す上でプラスになるというふうに考えます。

一方、制服については、今述べさせていただきました、知らず知らずのうちにできている男女間の役割の固定化から脱却をすることを目指すことよりも、生徒の個性や意志を尊重した取組であるということの意味合いが強いのではないかと。つまり、男女の多様性への配慮をするための取組になるのだろうというふうに、私は思ったところであります。

そのような意味を念頭に置きながら、本町の中学生の制服の在り方について答弁させていただきますと、中学生の制服については県内全ての公立中学校で取り入れられており、中学校の様々な学習及び活動場面に適しているということや、仲間意識、連帯意識を育んだり、親御さんの声としては、私服よりも経済的で私服で通うよりも服装による格差が生まれないということもあり、全国的に見てもほとんどの中学生が制服を着用しているようであります。

次に制服の制定に関してですが、教育委員会で規則を設けてこのようにしなければならないと規定しているものではありません。学校で、学校の判断で定めることができるものであります。そのような状況の中で、大江中学校では、現在生徒や保護者の意向を聞きながらということになるんだと思いますが、スカートとスラックスが選択可能となる方向で検討を進めているとのことであります。以前の中学生女子はスカートに替わってスラックスをはいていた記憶が私もありましたので、制服を扱っている業者に問い合わせてみましたところ、時代の流れもあってか、ある時期からスラックスを注文する人が少なくなって製作をやめたとのことであります。ですが全国的に見ますと、対応が可能な業者もあるというふうなことでありますので、学校での対応を見守ってまいりたいと思います。

このように、ジェンダー平等を意識した取組は学校において進めるべく動き出しておりますので、議員の皆様から見守っていただければありがたい、このように思っているところ

であります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

教育長におかれましては、2問のその意味というか、その大事なところを分かっていただいて本当にありがたく思っています。

1問目の名簿については、その性差別であったり、性別によって平等でないことがあってはならないということ。また、2問目においては、生徒の個性や意志、多様性に配慮していくことを大事にしてほしいということの目的というか、大事なところを分かっていただいて本当にありがたく思っています。

性別を分けない名簿については、15年以上前から話題になっているようで全国的に導入が進められていました。私自身も学生時代は性別を分けた名簿で育ちました。男子が先で女子はその後、男子は前で女子は後ろと無自覚に無意識に、その価値観が今の私に染みついているなというふうに思っています。それが性別による差別、性差であることを最近知りまして、これはやはり学校現場において、男だから女だから、男らしく女らしく、男のくせに女のくせにというような不要な性差別が刷り込まれているんだなという可能性が大きくあるのではないかと感じているところです。個を大切に、その人らしい生き方ができるような教育であってほしいと強く思います。

先ほど申し上げた制服の中の、配慮の必要な性的マイノリティーというお話をしましたが、いわゆるLGBTなどと最近言われていまして、もっと最近ではSOGIとって性的指向であったり性自認というふうに呼びまして、全ての人を対象にした人権問題として捉えるようになっていきます。周りにそのような性的マイノリティーの方がいない、お会いしたことがないから、自分たちには無関係なものだと配慮が欠けてしまいがちではあるんですけども、人口の一定割合存在すると言われていきます。カミングアウトできない社会環境によって、その人らしく生きることができないことが、さらに本人を苦しめていると言われていきます。すぐそばにいるかもしれないその方に対しての配慮を忘れないようにしていきたいと思っております。

中学校では名簿を一応来年度から導入されるというふうにお聞きしました。また、制服も導入を検討されているということです。導入していただくことによって、大江町が大切にしている共生教育もまた深みが増していくのではないかなというふうに思ったところです。早期に制服についても実施いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、16歳からの健康診断導入についてお伺いします。

社会的ひきこもりと言われる状態にある若者の健康状態を悪化させないために、義務教育以降の年代から健康診断を実施してはいかがでしょうか。

若年層のひきこもりと言われる状況の方の多くは、中学校までに起きる不登校から続いていく割合が大きいと言われていています。小中学校の義務教育期間内で行われる健康診断に引き続き、卒業後の子どもたちの年代を対象にした健康診断を実施することで、スムーズに健康診断の受診を可能にできると考えます。この若年層を対象にした健康診断をすることによって、若い年代からの健康の維持促進の大切さを伝えること、また社会的ひきこもり状態の方の社会とのつながり、問診などで悩みを相談することも可能だと思われれます。それも継続できます。

ひきこもり生活においては、昼夜逆転や食事が不規則になってしまうこともあるとお聞きします。そのような生活をする子どもたちの健康を心配しているご家族の方がおられます。年齢も若いため、すぐに大きな病気につながることも少ないかもしれませんが、健康というのは日々の積み重ねでありますので、大病になることを防ぐ効果もある、医療費の抑制にもつながるものと考えています。

なお、参考までに西村山郡にあるほかの3町の若年層健診について確認しましたところ、朝日町と河北町は、二十歳以上の全町民を対象に自己負担金ありで健診を実施されています。西川町は、18歳以上の国民健康保険加入者を対象にした無料の基本健診を実施されています。

この大江町では16歳以上から実施をしてはどうかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、橋本議員の16歳からの健康診断導入をというふうなことでのご質問にお答えをさせていただきます。

定期健康診断には、母子保健法に基づく乳幼児健診、そして学校保健安全法に基づく児童・生徒の健診、労働安全衛生法に基づく事業者健診、そして市町村が実施する健診、それぞれの年齢のステージにおいて、学校や職場そして町で実施されているという現状です。

議員ご指摘のとおり、大江町における現行の制度では、若年層のひきこもりの方には健康診断を受ける機会がない場合があります。健康面の不安、問診などで悩みを相談できる環境を考えれば、検討すべき課題ではないかと考えております。しかしながら、健康診断の目的

は健康状態を評価することにより、健康の維持、疾病の予防、疾病の早期発見に役立てることであり、特定健康診査の対象とされている40歳以上の方と比較すると、疾病に罹患する危険性の低い10代の若年層を健康診断の対象とすることは、費用対効果の面から考えても慎重に検討しなければならない、そういう必要があると感じております。

また、現在、町の検診を委託している総合健診センターのほうでは、健康診査の実施対象年齢を原則的には18歳以上としているというふうなことであります。議員のご提案の16歳以上というふうなところの部分については、その辺の調整といいますか、課題の解決が必要かなというふうに思います。

ひきこもりの要因としては病気や障害が関係している場合も考えられ、かかりつけ医がある場合は、まずは、かかりつけ医さんのほうにおいて必要な治療を受けながら健康観察も行っていくことが必要ではないかと思いますが、かかりつけ医がない場合も想定され、現在、町で実施しているのは30歳以上の若年層検診でありますので、この対象年齢を引き下げることについては、今後、検診を必要としている対象者を、財政的な問題、実施期間等を勘案しながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

先ほど町外の状況の話がありました。私どものほうでも、ご質問にありましたので調べさせていただきました。朝日町さんのほうでは二十歳以上というふうなことでありますが、国保の部分については、国保管理者については負担額がゼロ円、ただし社会保険の部分については負担金ありで1,600円程度というふうにお聞きしております。西川町さんのほうではヤング健診というふうなことで18歳から34歳までの方を対象にやっているようでありますが、こちらのほうは国保限定で自己負担金なし、町立病院さんのほうでやっているというふうなことであります。また、必要に応じて社会保険に加入の方は有料でというようなことで、ちょっと具体的な金額は分かりませんでした。そういう現状がありました。河北町さんは二十歳以上というようなことで、これは自己負担2,000円程度でというふうなことでありますので、こういったことも周辺の自治体のことも参考にしながら、議員がおっしゃっている隙間ですね、いわゆる健診の隙間の部分の対応について少し検討が必要だというふうに、今回のご質問をいただいた中で認識いたしましたので、そのところは検討を加えながら、実施できるかどうか検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

今回、ほかの自治体が一番早くても18歳以上からと指定しているところに対して、大江町

では16歳からと言ったのは、やはりちょっと理由がありまして。中学生までに起きる不登校からというお話しましたけれども、中学校までというのは学校で健康診断は受けるものとして、もうそういうものだと思って子どもたちは毎年毎年しっかり受けていて、もし不登校であったとしても、どこかに伺って健康診断は受けているわけなんですね。そんなに大変なX線とかではないんですけれども、そういうふうを受けている、そういう認識がある、毎年受けるものだという認識がある中で暮らしているんですけれども。それがぱっと空いてしまって、30歳までもし空いてしまったら、やはり健康診断を受けに行くこと自体が、かなり本人の心の負担というか、非常に大きくなるということが考えられます。それが18歳でぱっと行ってくれるものか、ちょっと私には分からないんですけれども、それが16歳から卒業後すぐに行ってくれるのであれば、そういうものだという認識で行ってくれるのではないかなというふうに思っていて、それが社会とのつながりになっていって、ひきこもりという状態がかなり親御さんも大変心配されていることでもありますので、親御さんが少しでも外に出てほしいという願いにもつながっていきまして、健康状態が心配だということの救いの手というか、そういうふうにつながっていくのじゃないかなというふうに私は考えて、今回提案させていただいたところです。

恐らく財源も大変かかるのかなと、予算としてはかかるのかなと思うんですけれども、恐らくですが、手を挙げる方は相当少ないと思っているんです。そのかかる金額というか、予算は多く見なければならぬものなのかもしれないんですけれども、かかる金額というのは恐らく少なく、そして、私も別にこれは無料でお願ひしますとは言っていない。自己負担金があり、もちろんいいと思います。その制度を実施していただくことが、非常に重要だと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大江町の健康検診の場合につきましては、30歳以上を基本としているという中では、2年程前から全て無料にしてというふうなことで基本健診は受けていただく体制を、今整えてあるところであります。

今、議員のほうからありましたが、対象者はそれほど多くないのかなというふうに私も思います。そのような要望があるというふうな部分を踏まえて中学校卒業から、今で言えば30歳であります。その部分の健診の機会を設けるというふうなことは十分に必要な部分かなとも思いますし、財政的な部分についても、そんなに大きな負担というふうになるものではないのかなと予想しますので、その辺のところは、先ほど言いました健診センターと

の調整とか、様々な町の健診に関する連携というふうな意味でメリット、デメリットを十分検証しながら対応していきたいと思いますので、これを機会に進めてまいりたいというふう
に考えております。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ぜひ、お願いします。

総合健診センターでは18歳からということですがけれども、今せっかく大江町にあかざクリニックさんが来られまして、ワクチンも落ち着いたところで通常診療も始まるというふうに書いてありました。それで、あかざさんのホームページを見たところ、健康診断もされているということでしたので、恐らく若年層の方は大きな病気はそこまでお持ちではないので、簡単なものだけでいいのでしてほしいという願いもありますので、この若年層の方だけあかざさんでということは難しいのかどうかは、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 健康検診センターさんのほうと協定を結びながら進めているという原則があります。あとは、恐らく健康診査ですので保険の適用にならないとか、そういった部分もあるかというふうに思います。基本的には、健診センターさんのほうで受けていただけるような体制づくりができれば、そちらのほうを優先して進めることが必要かというふうに現段階では考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 分かりました。

それでは、基本的には協定もあるので総合検診センターさんのほうでお願いするという
ことではあると思うんですけれども、可能性として入れていただけたらと思いますので、よろ
しくお願いいたします。

それでは、中学校の部活動における土曜日の活動についてお伺いいたします。

教職員の働き方改革が叫ばれる中、文部科学省から、休日に教科指導を行わないことと同
様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築をするように、発表があり
ました。土曜日の部活動実施がなくなるのではないかといううわさが、保護者の方から出
ているようです。校長判断になる事案であるかもしれませんが、大江町の教育長はどのように
お考えか、お聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 中学校の部活動が土曜日なくなるのではないかといううわさがあるというふうなお話ですが、県、国の通知などありませんし、新たな動きはございません。

ただ背景に、生徒数減少に伴って今までの活動がしにくく、あるいはできにくくなっているというふうなこともあって、ご心配のことが出てきているのかなというふうに受け止めたところであります。

現在そういう動きはないというふうに、申し上げたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

それでは、今後も土曜日の部活動は今のところ実施する予定であるということで、次の質問に移ります。

土曜日部活動に通うに当たって、平日通学時にスクールバスを利用している地域の場合、自転車または保護者の送迎での通学となります。保護者によって送迎がどうしても難しいという状況があるようです。夏季であれば本人が自転車で通学することは可能ですが、冬季はどうしても難しい状況であると相談を受けました。現在、大江中学校は原則的に全生徒が何らかの部活動に参加することとなっています。学校の活動として行っていることを踏まえ、町でサポートをすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

スクールバスの利用は現実的ではないため、デマンドタクシー、今は乗り合いタクシーとなっていますが、それを活用できないか、ご提案を申し上げます。利用を希望している方に予約をしていただいて利用できたらいいかと思うんですが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 最初に、部活動ということについて申し上げたいのは、部活動は教育課程外の活動だということで、つまり、してもしなくてもいいことなんですね、本来は。ですが、中学生の健やかな育ちというふうなことから、部活動の持つ教育的な意味が非常にプラスになるということで各学校で取り組んでいるというふうなことが、まずございます。

大江中学校の場合は全員部活動に参加をして、それで学校でもサポートをしながら子どもを育てているという状況がありますので、その点において土曜日の部活、なかなか難しい、通えないというふうな状況については、私も承知をしているところではありますが、今の状況だけ申し上げますと、平日にスクールバスを利用して子どもの送迎をしています。

スクールバスは、本来子どもが学校に通うために、学校に児童・生徒を安全に送迎するというふうな点がありまして、そこを考えただけでも課題や保護者からの要望が多くて、部活動の活動にまでそれを回すというふうになりますと、例えば子どもたちが土日に練習試合をするといった場合のスクールバスの手配でありますとか、中学校のバスだけでは足りなくて小学校のバスを運転手さんを配置しながら回しているというふうなことがあって、非常に、正直申し上げて今の状況では難しいというそういう状況でございます。

そこと何とかクリアしないといけないというふうに思っているところなんです、その困り感ということも十分承知しておりますので、どういうふうな対応ができるのか関係各課との相談をしながら、困り感の解消をどういうふうなことができるのか検討させていただくほかないなというふうに、今、質問をお聞きして感じているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 教育長がおっしゃったように、やはり困っている方がいらっしゃって、多くはないんですけれども困っている方がいらっしゃって、その解決案として、今町が実施されている乗り合いタクシーを利用できないかという提案を、保護者の方からされていたわけなんですけれども、それであれば何とかできるんじゃないかというふうに言われました。

それで乗り合いタクシーというのは時間とエリアが決まっています、時間もぴたぴたと1日に4往復というふうに、ありがたいんですが、ちょっとやはり中学校の部活動もいろんな部活が一応あって時間も様々に設定されています、ちょうどしないというか、合わない時間帯も多々ありまして、これだとちょっと利用はできないであるとか。エリアも、スクールバスの利用は富沢区も入っているんですけれども、乗り合いタクシーには富沢区は含まれていないということもありまして、ちょっと利用がしにくいものもあるのかなというふうに感じているところです。

家族の形態も多様化しています、送迎が難しいご家庭が左沢にもあるんですよ。夜遅くまで練習する部活もありまして、土曜日に限らず日曜日でも平日も夜遅い時間であったり朝早い時間であったりというのがありますので、そういうのにご配慮していただくことは可能でしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 乗り合いタクシーを中学の部活動の一部として利用できないかというお尋ねなんです、今発言がありましたとおり、1日4便の時間的な制限がある中での利用であるデマンドタクシーであるという課題が1つ。それから、乗り合いタクシーについては、

全ての地区をフォローできているものではないというふうなこと。恐らく、この質疑をやっている中の課題としてそういうものが表面化している部分については、ある地域の方からの意見なのかなというふうに思います。その部分の地域の解決というふうなことだけ考えれば解決するものではないのかなと、それが中学校のエリア、通学のエリア全体にも波及してくる課題ではないかなというふうなものも、先の心配としてあります。

乗り合いタクシーについては、現状の運行の中でご予約をいただいて、まずは登録が必要なわけですが、中学生も登録をしてもらえば予約をして利用することは、現在でも可能であるというふうなことが1点ございます。今のところ、乗り合いタクシーの中学生の利用登録というようなことは2名ほどいらっしゃるというふうなことです。ちょっと利用の実績等については把握できておりません。やはり利用はできる。それから利用料金についても、中学生の場合は2分の1の100円で利用できるというふうなことにはなっておりますが、実際の利用方法としてやはり時間の問題が出てくるのかなというふうに思います。通学なり部活動の時間に合わせての運行となれば、やはり現在の乗り合いタクシーの利用というふうなことでは難しいというふうに思います。

教育委員会のほうでも、そこら辺のところを、いろいろスクールバスの利用だとか検討しながら現在に至っておりますが、なかなか全てのことが解決できる状況に至っていないというのが、正直な今の現状だというふうに思います。

それで、これからのことなんですが、中学校のスクールバスによる通学全体のこと、それから小学校の通学に関しても様々なご意見をいただいております。その辺のところも含めて、通学全体の在り方またはスクールバスの運行などについて少し検討をして、進めていかなければならないのかなと、そういった部分で今の課題となっていることが解決できる方法がないのかどうかというふうなことを検討してみたいと、今考えているところです。

ちょっと今すぐというふうなことにはなりませんけれども、その辺のところをご理解いただいた中で、地域のご意見などがあるとすれば、その辺も学校なり議員さんを通してでも結構でございますので、意見を届けていただければありがたいというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 寄り添ったご回答ありがとうございます。

今すぐというのは、やはり保護者の方も考えてはいないというか、無理であろうというふうに想像もされていましたが、その集落に続いていく子どもたちもいるので困らないようにしてあげたいということもありまして、ご意見をいただきました。

それで通えない地域の方というのは、やはりどんどん人が減っている場所であって、どんどん生きにくい状況を感じている方なんだろうなというふうに思っていて、そこをどう救っていくのが町をつなげていくことにつながるのかなというふうに私も感じていますので、対象者は少ないことなんですけれども、それに対してできる限りのフォローをしてあげたらいいかなというふうに感じているところです。よろしくお願いいたします。

部活動は教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場と、文科省からの文書にありました。そのとおりだと思います。子どもたちの成長に必要であり重要な機会を奪うことなく大切にしていきたいと、私も思っています。

今回の健康診断もそうなんですけれども、今回の乗り合いタクシーについても、恐らく新規事業として実施したとしても、元々バスの利用の人数は少ないので利用件数はさほど多くはないと思っています。ですが、こういう町民へのサービスがあるのとないのとでは、保護者や生徒、またその親御さんであったり、その対象の方の安心感が全く違うものになるのだらうと思っています。ファミリーサポート、その他の事業もそうですけれども、利用がないから必要がないというのではなくて、対象者たちは利用しないように常々努力しているけれども、どうしてもものときには助けてほしいという保険のようなものになっているのだらうなというふうに思いますので、その事業が必要なものなのだとことを町全体で分かっていたらなというふうに思っています。

この助けを求めないように自ら極限まで頑張るといふ、そういう現象というのは自己責任であるとか、自助とかを推す社会がつくり上げたものだなというふうに感じていまして、この必死に頑張っている方に手を差し伸べられるような状況が整っていることが、多くの住民にとっての優しいまちづくりにつながっていくのかなと考えていますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、橋本議員のほうからあったとおりでというふうに、私も考えます。

事業の評価というふうな部分では利用がない、例えば3年間利用がなかったのでこの事業の見直しを図ると、見直しは必要だというふうに思いますが、一方でやっぱり一方的に廃止する方向だけではなくて、必要性に応じてはその部分、利用がない部分であっても受皿として準備しておくという方法もあるというふうに考えます。

なかなか町の事業全体を全て受皿を準備しておくというふうなことも難しいですし、あとは、個別の対応をどこまで行政が町が行うべきかというふうな線引きも難しいと思います。

その中で、やはり判断をしながら相談させていただき、その受皿なり解決の方法について知恵を絞っていくというふうなことが必要だというふうに、今のやり取りをお聞きしながら考えたところでもありますので、忌憚のないご意見を今後もお寄せいただくことをお願いしたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

町長のお考えをお聞きできて、とてもありがたく思っています。見直しも私も必要だと思いますし、受皿をずっと準備しておくというのも大変だというのも、重々に分かります。町民の方が「助けて」とすぐ言えるような、苦しむ前に大変な状況になる前に手を挙げられるような町であったらいいなというふうに思っています。

大江町の子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、家庭教育が基本であると思えます。それに対して学校と行政からのサポートも必須であることは、皆さんがご承知のとおりであります。少子化に伴って生徒や保護者ともに声を上げる人も少なくなっていくことが推測されますが、それでも困難を感じている人に寄り添うことのできる町であること、それが魅力的な町につながっていくと思います。これからも、一人でも多くの町民の方が日々を笑顔で過ごすことができるように、皆さんの声をお聞きし、提案を差し上げていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

これで一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで橋本彩子さんの一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 毛利 登志浩 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番、毛利登志浩でございます。

9月定例会に当たりまして、議長に一般質問の通告をやっておりましたが、ただいま議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

これまで7名の議員の中で新型コロナウイルス感染症に対する町の対応、あるいは関係者の対応について感謝の言葉が述べられておりました。私も原稿の中にその部分を書いておりましたが、原稿に沿って私も感謝を申し上げたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症が日本に上陸しましてはや1年以上たったというふうに思っております。いまだに終息の糸口すら見出せず、最近ではデルタ株が猛威を振るい、全国の新型コロナ陽性者が増大している状況にあるようであります。

幸いにして、大江町は町当局、あるいは関係者のご努力によりましてここ数日、陽性者が出ておりません。また、ワクチンの接種率に至っても高齢者をはじめ、若者層にも普及し、県内でも10位の接種率にあることは関係各位のご理解とご尽力であるということで感謝を申し上げたいというふうに思っております。

秋も深まりまして、田んぼの稲穂もこうべを垂れる爽やかな季節となりましたが、新型コロナウイルス感染症が一刻も早く収束し、穏やかな日常生活が送れるように願いたいというふうに思っております。

それでは、通告しております超高齢化社会にどのように向き合うのかについて一般質問をさせていただきます。

人生100年の時代に入ったと言われている昨今、人は誰しも、健康で長寿を迎えたいと願っていると思います。厚生労働省の資料によりますと、2019年現在、日本の75歳以上、いわゆる後期高齢者の数は約1,500万人と推計され、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には約2,200万人になるだろうというふうに見込まれております。

さらに、2030年には少子高齢化がさらに進み、人口の約3分の1が65歳以上の高齢者になるということに予想されているようであります。必然的に高齢者支援と労働力人口の減少が浮き彫りとなり、大胆な政策対応が求められることは必須の課題であるというふうに理解しております。このことがいわゆる2025年、2030年問題というふうに捉えているところであります。

少子高齢化の背景となる素材は、当然ながら出生率の低下と高齢化率の延伸にほかなりま

せん。社会構造の変容に適切に対応することが望まれているところであり、抜本的な施策展開が急がれるところであるというふうに理解しております。

2030年問題で大きくクローズアップされるのが、労働者人口が大きく減少するということであり、必然的に大きな打撃を受けるのが旅館業などの観光業界、介護業界、医療業界の人手不足、建設土木業界の高齢就労者などと言われており、産業全体において人手不足になるということだと思います。このことは高齢者の貧困が深刻化するリスク、高齢者世帯における生活面でのストレス、農村部の衰退、医療サービスにおける問題など、高齢者を取り巻く環境が著しく阻害される事態に陥るといっても過言ではありません。

大江町の高齢化率は、令和元年に39.6%となっており、令和7年には42.4%と見込んでいます。高齢社会が現実のものになったということで、町では今年3月に第9期老人福祉計画、第8期介護保険事業計画、第3期地域福祉計画を策定し、事業展開の理念を打ち出しております。

当然、高齢者の中には高齢者夫婦世帯、いわゆる高齢者のみの世帯、独り暮らし高齢者、認知症高齢者、在宅により介護されている高齢者、施設入所による介護高齢者、デイサービス利用高齢者など様々であります。

次のことから、5項目について、町長の考え方をお聞きしたいというふうに思っております。

1番目に、高齢者福祉で特に重要な要素を担う民生委員の多様性に鑑み、この民生委員を補佐する補佐役を町長名で配置し、民生児童委員の成り手不足、あるいは民生児童委員の補佐役としての機能を充実するべきではないかというふうに思っておりますが、どう考えるでしょうか。

2番目に、施設介護の多様性に鑑み、対応できる施設の設置が望ましいと考えておりますが、健康福祉課の説明によると、民設民営による小規模多機能型介護施設、いわゆる在宅のほうに重きを置いた施設だというふうに思いますが、その設置の計画があるというふうに聞いております。ただ、民設民営といってもお金、建設費がかかるわけでありまして、調べてみますと、この施設の財源的には県の補助金が3,000万円ほどあるというふうに聞いておりますけれども、町の支援が私は必要だというふうに思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

それから、皆さんもご承知のとおり、介護保険料が現在、月額基準額で6,050円というふうなことで据置き状況にあります。その据置きの中で補填とする、不足すると見込まれて

いるのが、その部分については準備金から取り崩すというふうになっているようでございますが、令和3年度の見込み、あるいは令和5年までの据置きの中でどのように見込んでいるのか、その状況をお聞きしたいと。

4番目に、地域で見守る、事業所との連携は必須と考えておりますけれども、どのような取組をしているのか。加えて、健康維持、健康寿命の延伸について具体的な施策の取組をお聞きしたいというふうに思います。

5番目に、いわゆる高齢者が子どもを見守るというところとちょっと変でございますが、子どもを見ているというか、いわゆる8050問題ですが、この8050問題というのはささやかれて10年ぐらいになるかなというふうに思うんですが、本町の実態と、そしてどのような対応、あるいは支援をしていくのかということについて町長の所見をお伺いしたいということで、壇上から5項目について、よろしくお聞きしたいと。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、毛利議員のご質問にお答えしたいと思います。

今年4月1日現在の本町の高齢化率は39.3%、65歳以上の独り暮らしの高齢者数は366人、これは年々増加傾向にあるというところであります。このため、地域における高齢者に係る課題は以前にも増して複雑、そして多岐にわたっており、これから高齢者を地域でどう支えていくか大きな課題だと捉えております。

ご質問いただきました順番に沿って質問にお答えしたいと思います。1点目につきましては、高齢化社会の進行に伴いまして、日頃から高齢者の見守りにご尽力いただいている民生児童委員の活動であります。これは非常に大変なご負担をおかけしているというふうに認識しております。今後は、民生児童委員をサポートする役割、体制づくりが必要なことだというふうに考えております。

一方で、民生児童委員をはじめ、地域における様々な役職の担い手が不足しているという現象が顕著でございます。これまでの質問の中でも区長さんの成り手とか、そういった部分でお話がありましたが、民生児童委員についても同様であるというふうなことです。

今後は、地域における福祉に対する意識の醸成を図るとともに、現在、特に複数地区を担当している民生児童委員さんの方々からは、高齢者に関する情報収集、そして情報交換などなかなか難しい課題だと思いますが、現時点では各地区の区長さん、または隣組長さんなど、

地域の方々の現在の役職の方々と連携を図りながら見守りを継続していきたいというふうに思います。この部分では新たに、特に複数区を担当している民生委員さんの区域については、その辺のところを十分区の方と連携を取りながら進めていくことを考えたいと思っております。

2点目につきましては、現在、計画されている町内における小規模多機能型介護施設の整備であります。サービス提供基盤の充実の観点から大変喜ばしいことだというふうに捉えております。

令和2年度に策定した第8期介護保険事業計画の中にも新たな施設に係る今後の介護給付費を見込んだところです。施設整備の支援というふうなことでは、第一に財源的なものが一番かなというふうに思いますが、県の補助金、地域密着型介護施設等整備交付金、これを活用したいというふうなことをお聞きしております。この部分については、県とのやりとりの中で町としてしっかりと支えていきたいというふうに思います。

また、設置時における町の独自の支援については、これまで整備をされてきた施設が様々ありますが、これと同様に現時点では町として特に独自のかさ上げというふうなことではやっていけないのかなというふうに考えています。

しかし、今後運営上、必要な経費が生じてくるかと思えます。国・県の補助事業を検討するとともに、近隣市町村の状況を勘案しながら、その後の支援について十分に考慮していきたいと考えております。

3点目ですが、現行の第8期介護保険事業計画の中で、既にご案内のとおり、令和3年度から令和5年度の介護給付費見込額を推計した中で、第1号被保険者に過度な負担とならないように介護給付費準備基金を一定額取り崩すことにより、第7期計画と同額の1月当たり6,050円に据え置くことにいたしました。

令和6年度から8年度までの次期第9期計画以降につきましては、議員からお話がありましたとおり、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題、総人口の3分の1を後期高齢者が占める2030年問題、及び現役世代の人口が激減と言われる2040年問題を抱えており、これまで以上に介護給付費の増加が予想されますが、介護保険料の設定に当たっては、できる限り保険料の負担を少なくできるよう、今後の本町の人口や被保険者数の推移を見極めつつ、介護給付費準備基金の残額を考慮しながら適切に判断していきたいと思っております。

4点目につきましては、高齢化社会においては、行政の力だけではなく、地域全体で高齢者を見守る体制づくりが必要と考えております。大江町では、平成29年度に郵便局との間に

包括連携協定を締結し、地域を常時循環している郵便配達業務などの資源を活用しながら高齢者の見守りを共同で実施しているほか、認知症サポーター養成講座、徘徊高齢者声かけの訓練、認知症にやさしいお店登録事業などを通して、地域住民、事業所の協力を得ながら高齢者の支援を展開しているところであります。

また、健康維持、健康寿命の延伸については、平成26年度に策定したいきいき健康行動計画21大江、計画期間は平成27年から令和6年になっておりますが、これに基づき、生活習慣病対策に加えてスポーツへの参加を促進しており、高齢者については介護予防事業を推進しております。

具体的なことを申し上げますと、お達者教室、そして健康維持教室、認知症予防教室、そしていきいき貯筋教室、こういった事業を実施しながら、介護が必要な状態にならないように高齢者の運動機能の向上に努めてきたところであります。

5点目につきまして、8050問題であります。この背景にはひきこもりの長期化、高齢化があり、ひきこもりの要因としては、単に不登校の延長という形だけではなくて、精神疾患や障害が関係している場合や、非正規職員や派遣職員の雇用の問題など、なかなか一度レールから外れると戻れずと元に戻れない社会的な構造にも要因があるのではないかと考えております。

このため、ひきこもり支援に当たっては、単に労働支援だけではなく、ひきこもりの方が今、何を考え、何を必要としているのかを的確に把握し、その状況に合った適切な支援を行っていくことが重要だと思います。

本町においても、近年、ひきこもりに関する様々な相談が出てきていますが、現実的な問題として対応に当たって、いかにしてひきこもりの方と接触できるか、するか、これが大きな課題であります。ひきこもりの方が相談しやすい体制づくりを保健所などと関係機関と連携を図りながら、根気強く実施していきたいと考えております。

これからの高齢者福祉対策は、大江町のみならず全国的に大きな課題であります。これからは、地域全体で高齢者を見守る体制づくりが必要となります。誰もがいつかは高齢者になることを考えれば、他人事ではなく我が事として捉える意識づくりを醸成しながら引き続き関係事業を展開してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ご答弁ありがとうございました。

かなり冷たい答弁だなというふうに思っております、これから詰めていきたいというふうに思います。

民生児童委員の関係ですが、ご案内のとおり、厚生労働大臣の委嘱というふうになっており、本町では34名の民生委員が委嘱されておまして、民生児童委員というのが児童を見守るというふうな中では2人が委嘱されている、そういった中で一つの集落、単独集落を担当する民生委員は15名です。それから、2つの区を担当している民生委員は10人なんです。3つ以上の区を担当しているのが7人ということで、この3つ以上には梨木原が6集落を担当しているという実態があります。藤田は280世帯ぐらいあるので2人が配置されていると。

こういう中で、先ほど役職の成り手が少ないというふうな中で、民生児童委員も成り手が少なく、後任者を選ぶには非常に大変だというふうなお話もお聞きしております。そういった中で、私が何ぼ少なくとも6つの集落を担当しろと言われてたらちょっとできないというふうなことを思うんですよね。6つの集落で91世帯があると、それを1人の民生委員がやるということになると、その世帯ごとの実態をまず把握しなければならないし、高齢者の介護の状況も判断しなければならないし、そういうふうな難しい仕事をやはり1人でやるというのは非常に大変であって苦痛も伴う、精神的にも参るという状況の中で、やはり先ほど町長が区長さんの手助けを借りながらというふうな正当な答えみたいなことを言うておりますけれども、区長に頼るというふうなことでは、何の委嘱状もないし、その権限もないしというふうな中で、町がある程度こういうふうによくの集落を担当するとか、あるいは戸数的に100戸を超えるというふうな状況の中では、次の民生委員を担うであろうサブ的な補助員というか、それを考える時期なのではないかなというふうに思うだけけれども、その点は町長、どうお考えですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、世帯数の割り振りもそうなんです、エリアの広さというのも一つあるのかなというふうに思います。今言われた梨木原地区を含む6地区というふうなことでは、資料によりますと88世帯というふうなことです。大体今、多少ありますが、80世帯ぐらいのところが多いようでございます。

あと、34人の民生児童委員さんをお願いしているというふうなことについてはちょっと確認しなければなりません、民生委員の配置の人数というふうなところでは、たしか基準の中でも一番多い人数の部類が34名という配置の人数だったというふうに記憶しております。その辺のことを考えれば、民生児童委員の配置というふうなことでは、町としてはこれまで

できるだけ多くの方をお願いしながら、1人の担当としては分散できるような形を取ってきたのではないかと考えております。

あと、後継者の育成というふうなこと、それから、今回も民生委員さんの任期切れがあり、大変苦勞をして民生委員さんを委嘱することになりました。地区によってはその切替え時期に間に合わず、少し遅れた形で委嘱をせざるを得ないというふうな現状も出ておりました。それだけやはりなかなかお願いできるような現状の人が少なくなっているというふうなこと、または町としての努力もまだまだ足りないのかなというふうにも感じております。

これはあくまでも例えばの話なんですけど、複数集落の部分について、よく役職の中で正の役職と副の役職というふうな役職を置いて、正の方の次には副の方が務めるというふうな具合でサポートをしながらローリングしていくというようなやり方の役職もあるかなと思います。

ただ、民生委員の場合は、今言われたとおり、大臣からの委嘱というふうなこともありますので、権限、身分というふうな部分ではどう整理していくかというふうなことは課題だと思います。その中で先ほど申し上げましたのは、やはり区長さんが中心となって区の状況を一番知っておられるのではないかとというふうなこと、そして、民生委員さんと区のほうとの協力というふうなことでは、区長さんのお力をお借りしながら、その部分を補っていくというふうなことがまず求められるのかなというふうなことで考えております。

将来的な部分については、もっともっと研究しなければならないというふうに思いますし、場所によってはエリアの組換えなどもしながら、整理していかなければならない問題もあるかというふうに思います。ぜひその辺のところをご理解いただく中で、詰めながら相談していきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） この頃ですけれども、地球温暖化によりまして非常に自然災害が多発していると、九州地方が非常に大きな被害を被っているというふうな中で、令和2年7月災害では死者が63人、行方不明者が16人、被害家屋が1万戸というふうなことに報道されておりますが、つい最近、8月14日から1週間程度、同じ場所に積乱雲が次々と発生し、帯状に重なり大雨が降るというふうな、いわゆる線状降水帯が発生しまして、長崎県の西海市、西彼町の高齢者の2名の死亡が確認された。うち1人は73歳の独り暮らし女性なんですけれども、この方が民生委員に怖いから来てくださいと連絡したということで、2人とも亡くな

ったという事件がありました。

東日本大震災では、56名の民生委員が死亡しているという実態があるんですが、先ほど言ったように、例えば1人の民生児童委員しかいないわけですから、その方におっかないから来てくださいますとか助けを求めたときに、例えば補助員がいた場合に2人で行くといつて危ない状況だったらすぐ連絡するとか、1人の判断でなくて、2人の補助員と民生委員が手助けすることによって非常時の事件なんていうものは防げるのではないかななんて思ったりするんですよ。

だから、ここのこの事件は、私は非常にショックだったんですよ。消防とか警察とか、あと、いろんな手助けを求める機関があるわけだけれども、一番独り暮らし老人にとって支えになるのは民生委員なんですよ。だとすると、その辺のことを踏まえて、今後の民生児童委員の在り方、いわゆる厚生労働省の配分がどうなっているか分かりませんが、その厚生労働省の委嘱とは別に民生委員を補助する方を町単独で委嘱するというか、そういうふうなものも考えていただきたいなというふうに思っております。

2番目の第8期大江町介護保険事業計画の基本目標4の中に介護保険サービスの推進、いわゆる居宅介護支援を伴う小規模多機能型居宅介護というふうなことを基本目標として掲げていると。

読んでみますと、居宅において自立した生活を営むことができるように、居宅またはサービスの拠点において通所や短期間宿泊により、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事生活相談助言などを利用する施設だというふうにしておりまして、このサービス提供事業者のサービスを推進していきますと、そして、大江町では令和4年から5年度に新たな事業所を建設予定であります。あたかも町で整備するようなことを書いてあるんですよ。

ただ、ここの中には民設民営だなんていうことは書かれておりません。目標がそうであって、どういうことをやるかということになると、デイサービスを中心に訪問介護を行うと、ショートステイを組み合わせ、在宅で生活支援及び機能訓練を行いますというふうな中で、今施設介護というような中でらふらんす、大寿荘等々があるわけですが、訪問介護というふうなことを重点に置いた中で、高齢者をサポートするというふうな施設が町では必要だということでこれに、計画に載せていると。その計画の推進については民設民営だなんていうことはどこにも書かれていないと。

これを例えば民間の医療法人が手を挙げてやるというふうなことで個々に載せていると思

うんだけれども、その建設事業というのは非常に莫大なものになるというふうに私は捉えているんだけれども、先ほど申し上げましたように、県の補助金の3,000万しかないというふうな中で、今のところ町では支援は考えていないということではあるんだけれども、片や町民全般、ゼロ歳から100歳以上、いわゆるその方々の町民全員の医療を診ていただく診療所に対しては8,000万の町の補助金を出して支援したいと。

片や老人といっても、高齢者といっても、やっぱり身障者もいるだろうし、年齢幅もかなり大きいと思うんですね。それに対して町は必要なんだけれども民間にお願いするんだと、町はお金を出しませんと、こういうふうな施策ではちょっと私は冷たいんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、るるご質問の中ではありましたが、今回話題となっている施設については、地域密着型というふうなことで小規模多機能型居宅介護施設というふうな位置付けでございます。一つの事業所のほうで訪問、そして通いによる、そして泊まりの3つのサービスを利用者が状態に応じて組み合わせながら在宅生活を支援するというふうな形の施設でございます。

今、最後にご質問にありました町としての計画の中で、町としての財政負担を伴わないというふうなことはというご質問がありましたが、私は財政的な負担は一番目に見える形での負担だというふうに思いますが、やっぱり施設の設置に当たっては、様々な許認可業務から施設の立ち上げに向けての手续があるかというふうに思います。また、運営に当たっても様々な課題が出てくるものもありますし、もちろん介護保険との関係での財政的な負担というふうなものも出てきます。その辺をトータル的に捉えていただく必要があるのかなというふうに思います。

現時点で、先ほど答弁させていただいたとおり、例えば県の補助金がある中で、さらにプラスアルファの町単独の補助金を捻出した形ではどうなんだというふうなことでありますが、今のところについては、これまでの施設との均衡を図るというふうな意味合いからもちよっと難しいのかなというふうに捉えているところです。

ただ、設置をしていくというふうなこと、必要性、この部分については十分に認識をしておりますので、ぜひ計画期間内にこういった施設ができることを望みながら、町としても財政的な負担は厳しいとしても、そのほかの部分で総合的に支援をしていければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 今後、来年度になるのか、再来年度になるか見てみたいと思いますけれども、高齢者福祉というふうな観点の中、あるいは障害者福祉等々の中においてどのように町としても支援をしていく必要があるのかというものをそれなりに町としても検討していただきたいというふうに思います。

3番目の問題でございますが、第7期の介護計画、あるいは8期の計画というふうな中で、保険料の月額基準額6,050円を据え置きするというふうな計画があつて、その保険、財源が不足するというのであれば、約6,000万円の準備基金からの繰入れというふうな中で7期、8期の計画をつくつたということの中で、2年度の決算状況はこれからの審議になるわけですが、見たところ、2年度決算では1億3,900万円の準備基金であつたんですが、2年度決算で1,500万円を追加できるようになつたということ、1億5,499万9,000円の準備基金が整っているということの中で、どういうふうに推計したのか分かりませんが、いわゆる在宅でなくて施設サービスの利用の代償がこの保険料に作用してくるというふうに理解しておりますけれども、3年度の現在の状況を踏まえながら、5年以降の第9期の計画ではどのように準備基金を確保して、要するに1億5,400万から6,000万円を取り崩さなければならないというふうになつた場合でも大体1億3,000万ぐらいは残ると、7期の計画で据置きした金額のときの準備基金と、それ以上になるというふうな中で、今後のいわゆる今8期ですが、介護保険の計画というか、見通しというか、それをどのように捉えて準備基金をこのぐらいが必要だというふうに理解しているのか、ちょっとお聞きしたいと。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 介護保険の保険料を決める際に3年間の計画を立てる、この部分において、要は支出の部分となる介護保険料の支出がどの程度になるかという推計をしながら立てていくわけでございます。今回の8期の計画の中では、保険料は据え置く、そして基金の中から6,000万円程度の支出を図れば、8期の部分については保険料を値上げせずに給付額を賄うことができるのではないかとというのが8期計画でございます。

将来的に次の3か年となる第9期計画の部分についてどう考えていくかというふうなところですが、初めに申し上げましたとおり、なかなか介護保険の事業費というふうな部分の推計は非常に難しいです。先ほどお話がありましたとおり、基金についても毎年度プラスになっていくというふうなことは第7期の計画の中でも想定はしておりませんでした。しかしな

がら、結果的にこの3か年の部分については基金の残高を上積みすることができた、これはあくまでも結果論だというふうに思います。事業に穴を開けるこのないように確実な事業計画を立てながら推計し、そして、基金も今あるものを一定程度活用しながら次の介護保険料については少し値上げをせざるを得ないというふうなことも出てくる場合があるかというふうにと思いますが、その際は十分に検討し、相談をした中で進めていくというふうなことであります。

今のところ具体的な数字でやり取りできる、推計できるというふうなところではまだ8期が始まったばかりでありますので、聞いているところでは、今年度、3年度の介護保険事業についても、そう大きく昨年度に比べて増加するというふうなことは見込めない、現時点では見込めないというふうなことでありまして、介護保険事業としてはいい形で今年度は進められるのかなというふうに思います。その要因として大きく挙げられているのが、やっぱり新型コロナウイルスによる施設利用などの利用控えなどもあるのかもしれません。そういったことを全体的に見ながら、今後の推移を見守っていきながら計画を立てていきたいと考えております。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 介護保険については、先ほど申し上げましたように、施設介護の費用がどの程度に見込まれるのかというふうなことが焦点だと思いますが、私は、基金は最低でも1億は欲しいというふうな中で、1億を堅持しながら保険料との兼ね合いをどうするかということ議論していただければなというふうに思います。

4番目の地域で見守る事業所等々ということで、郵便局さんとの提携等々もお話がありましたけれども、いわゆるコロナ禍の中で地域の老人クラブ活動が停滞していたり、社会福祉協議会のお茶飲みサロンですか、そういうふうなものも停滞ぎみだというふうに私は理解しているんだけど、いわゆる前に社会福祉協議会で訪問ヘルパーをやっていたということの中で、現在は介護施設等に委ねているというふうな実態があるようでございますが、先ほど申し上げたいいわゆる小規模多機能型居宅介護施設というものは、いわゆる訪問による在宅時のケアというものを視野に置いた中でやりたいというふうなことなんでしょうけれども、地域の事業所といっても床屋さんみたいなものもあるわけ、理容師さん、そういうのは子ども110番なんていうような形で教育委員会のほうと連絡を密にしているというふうなこともあると。

地域にとっては、小規模ながら事業所を構えているというふうなものもあると。町中では商

店さんもあるというふうな中で、近年特に問題になっている認知症の徘徊、これらをどういふふうに見つけてサポートしていくかというふうなのも課題であると思うので、各地域の事業所、店舗等々について、いろいろと模索しながら連携していただきたいなというふうなことで取り上げたのでございまして、時間がないので次に進みます。

いわゆる8050問題、先ほど冒頭で申し上げましたが、10年ほど経過しているというふうな中で6090かというふうにも思うんだけど、時代は流れているので、やっぱり80代の両親が50歳の子どもを見守るといふか支援するといふふうなことは、非常に時代時代において変わりないというふうに理解しております。

そういった中で、全国的にはいろんな事件が発生していると。子どもが親に立ち向かっていったとか、親が死亡に至るような事件を起こしているかというふうな中で、大江町でもこの8050問題というのは表にはあまり出ないんだけど、やっぱり地域に入っていくとかなりのこういった世帯が見受けられるというのを実感しており、そういった中で答弁書によると、引きこもりに限定したような形で支援を行っていくというふうなことがあるんだけど、これこそやっぱり連絡協議会というふうなものとか、いろんな横とのつながりの中で堂々と問題化といふか、表に出すといふのはどうかと思うんだけど、皆さんが共有しながらどういふふうな福祉社会を目指していくかというふうなことが大事だといふふうに思うんです。

それで、老人福祉計画とか地域福祉計画を読んでいる中で、具体的にといふか、8050問題に対してどのように取り組むといふふうな記述が全然ないんだけど、その辺は触れたくないといふんだか触れる時期ではないと捉えているのか、全然そういったことは大江町には見当たらないといふふうに理解しているのか、その点の認識を町長にお伺いしたい。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 様々な計画の中で8050といったような言葉が見当たらないのではないかとご指摘でございますが、その8050なり9060なのかでございますが、割合、比較的最近社会問題化された課題なのではないかというふうに思っております。それは表に出なかった案件が多かったのか、問題として気づかなかったのか、そういうところは様々な理由があるかというふうに思いますが、今回のこういったご指摘を受けながら確認をしていきますと、やはりこれまでもそういった相談はあったが、深刻の度合いがそれぞれ状況によって違うといふふうなこと、また、対応の仕方も様々なことが求められるといふふうなことだと思います。十分にプライバシーにも配慮しなければならないということもありますし、また、その

家庭ならではの様々な事情というふうなこともあるかと思えます。

そういったことに配慮しながらご相談いただいている部分については、先ほどお話になっております民生児童委員さんなり、地区の方、親戚の方、そういった方々と連絡を取りながらその対応を一つずつしていくというふうなことがまずは必要なのかなというふうに思えます。そうした中で、それぞれの分野があると思えます。そののところをそれぞれが協力し合いながら解決に少しでも結びつくようなことに取り組めればというふうに思っておりますので、決して計画書にないからというふうなことではなくて、その部分についてもさらに情報収集しながらやっていかなければならない課題だと感じております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） いろいろとご答弁をいただきましたけれども、いわゆる少子高齢化社会というふうなのが蔓延しているんだけど、そして、小さな市町村においては人口減少をどうするかというふうな中で問題を整理しながら、人口問題あるいは少子化に対応する施策というものがどうあるべきかということで注目されている時代ではありますけれども、やはり高齢者の皆さんの福祉対策がない限りはちょうどいい幸せを実感できる大江町にならないというふうに私は思うんです。私が高齢者だから言うのではないですよ。そういうふうな金も当然福祉施策の中で高齢施設、ましてや施設サービスについては金もかかるというふうなものももちろんですが、やはり少子高齢化の中で人口減少もそうですが、少子化対策も必要ですが、高齢者を忘れてはならない、忘れてはいないけれども、そういうふうな同じような感じで地域社会を構築していってもらいたいというふうなことでございます。

以上で一般質問を終了します。

○議長（菊地勝秀君） これで毛利登志浩君の一般質問を終わります。

2時15分まで休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 宇津江 雅 人 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。

質問に先立ちまして、一言述べさせていただきます。

この民具農耕具につきましての一般質問は、今年の6月定例会で毛利議員のほうから質問されておりますので少し重複する点も見受けられるかもしれませんが、どうかご理解のほどお願いしたいと思います。

また、これは明日、あさっての喫緊の問題ではなく、将来に向けましての方向性はどうかというようなことを主に重点を置きお聞きしたいと思います。

初めに、ほんの数十年前までにはかやぶき屋根の民家が見られ、当時に使用されていた生活用具、いわゆる民具や農工具などはほとんど見受けられなくなりました。使用してきたのは、今日団塊の世代と言われるような私たちが最後ではないかと思えます。時代の移り変わりと言えはそれまでですが、失われていく中、何か後世に残していくものはないかと考えられたのが文化財であり、今日の文化遺産と言われるものであります。

人間が生活の中で作り上げた全てのものであり、その貴重な生活道具を町民から寄贈されたものは私たちの祖先以来、生活を助け、育んできました。一度失ってしまうと二度と手には入らないものであります。このことを後世に伝え、話していくことも文化財の一面と考えます。

今年の7月19日に総務文教常任委員会協議会の一環として、寄贈民具等の視察を行いました。民具関係の視察ルートは、平成18年に廃校となりました旧七軒東小、平成25年に廃校となりました旧本郷西小、平成19年に開館しました歴史民俗資料館であります。膨大な数量の民具が保管されていることに圧倒された次第です。そして、これらは町の宝の持ち腐れにならないよう、将来にかけて少しずつ整理し、展示し、及び管理していく必要があると考え、質問に至りました。

今では使われなくなった昔の日用器物や生産用具を貴重な文化財として後世に伝えようと平成8年頃から収集活動を開始し、千数百点にも及んでいると聞いておりますが、ここは民具収集に協力していただいた町民の方々のためにも展示されるよう、検討していく必要があ

ります。

また、第10次大江町総合計画第4章の基本目標に、「ひと」歴史を紡ぎ未来を拓く“まちびと”づくりの実現とありますので、ここはぜひ学校教育や社会教育の面からも検討する課題と考えます。

寄贈された生活用具と農耕具は、保管場所にそれぞれ共通した種類と同じものが数件あり、専門家で見てください、まとめることも必要と感じました。

例えば、炭火アイロン、下駄、飯炊き釜——これは羽釜と申しますけれども、臼と杵、鉄瓶、徳利、湯たんぽ、行火、養蚕の機織り機、竿ばかりや農具の犁、田の草取り機、千歯扱き、唐箕などなどは同じものであり、4台から5件と数件見られました。

民具等はほかに、平成15年に開館した小倉交流館に展示されておりますが、これは本郷西小学校の主に学校区の地元から集められたものであります。旧七軒東小、旧本郷西小に、あるいは歴史民俗資料館2階に保管されている民具等を町の文化財保護委員会に検討していただき、旧本郷西小、ここをリフォームし、メインに利活用し、展示してはどうかと考えますが、所見を伺います。

例えば、教室ごとに生活用具コーナー、農機具コーナー、養蚕コーナー、古文書コーナーなどの分類に区分し、展示するのも良いかと思えます。また、元校長室には、古文書保管場所とするのもよいでしょう。

そこで、7月22日の地元新聞記事に稲作や養蚕の道具紹介の見出しで、白鷹町に長年の懸案でありました歴史民俗資料館が完成と掲載されておりました。それによりますと、旧中山小体育館に保管されていた稲作や養蚕の道具、歴史資料を保存、展示する施設で、それらを活用した体験企画も予定しております。

愛称は「あゆみしる」で、7月23日に開館しました。早速先日、見学に行ってきました、常設展示は約120点で、農耕具や養蚕具、そして、かつて存在した養蚕伝習所の関連文書を展示しております。

工事関係費ですが、資料館は旧十王地区コミュニティセンターを改修し、木造2階建て2階に古文書の保管室を設置し、延べ床面積は900平方メートル、総事業費は1億3,968万円です。ただし、総事業のうち、国の地方創生拠点整備交付金6,036万5,000円ほどを活用しており、令和2年度に着工し、今年の7月に開館に至りました。

当町におきましても、ぜひこのような国の地方創生拠点整備交付金を活用した民具資料館（仮称）の建設はどうか、伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 宇津江議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問が旧七軒東小学校に保管してある民具と、それを展示するための新たな民具資料館の建設についてということですので、宇津江議員からもありましたが、前回6月の定例会で毛利議員からご質問があった内容と一部答弁が重複する箇所もあると思いますが、ご理解いただきたいと思います。

6月議会で毛利議員から、どこに向かうのか、寄贈民具、農耕具というご質問をいただき、その後、7月の総務文教常任委員会の視察で、旧七軒東小学校、旧本郷西小学校等をご覧いただき、たくさんのご指導をいただきましてありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

さて、視察でもご覧いただいたように、旧七軒東小学校につきましては、町で所有している民具や遺物、町民からの寄贈品等を多数保管しております。今年度の予算の中で旧七軒東小学校に保管してある民具の一部を旧本郷西小学校に移動する予算を計上しており、天気との相談にもなりますが、今月中にも移動を開始する予定としております。

移動しなければならない理由としては、町として例えば事業者から七軒東小学校の校舎を利用して起業したいなどの申出があれば、そして、それが町民にとって有意義な活用であれば、貸付けや譲渡をして利活用を図りたいと考えているという点が挙げられます。

地域の方々からも施設の有効活用を望む声も寄せられておりますので、関係団体等の意見も参考とさせていただきながら、今後の有効活用について検討してまいりたいと考えております。

現在の状況では、学校、例えば民間のノウハウを活用して利用していただくためにご案内したとしても、今現在は民具を保管していることと、校舎自体が避難所に指定されていることから、すぐには利活用できない状況にあります。そのためにも、保管してある民具については、今後の利活用を考慮し、保存に耐え得るもの、また、歴史的、文化的価値のあるものからまずは本郷西小に移動させていただきたいと考えているものであります。

業務の進め方としては、民俗分野に詳しい専門家から意見を聞きながら、特に貴重な民具を優先して旧本郷西小学校に移動する予定です。

なお、民具の数が膨大であり、また、旧本郷西小学校には既に様々な物品が収納されてお

り、全てを移動することが難しいと考えております。そのため、今年度は貴重な民具を可能な限り旧本郷西小学校に移動することとし、移動し切れないものについては来年度以降取扱いについて検討してまいりたいと考えております。

さて、議員ご提案の新たな民具資料館についてですが、ご紹介いただいた白鷹町の施設は、同町初の民俗資料館であるのに対して、本町には歴史民俗資料館という貴重な文化財がございます。これは、ご存じのとおり、十郎畑において青苧と生糸生産によって財を成した斎藤半助家を現在の地に移転復元し、昭和54年に開館したものであります。同年8月には町の文化財に指定し、町の歴史を知る貴重な建造物として観光や教育に活用してまいりました。その資料館の2階には機織り機など、当時の十郎畑で利用されていたものをはじめとする民具を数点展示しております。これらの中で資料館に以前からあったものについては、常設展示という形で広く訪れた方々に見ていただいております。

その歴史民俗資料館と七軒東小学校の民具の関係についてですが、これまでも季節に合わせたものを七軒東小学校から資料館に持ってきて飾り、来館者の目を楽しませるようなことを続けてまいりましたので、季節や必要に応じて民具等を紹介、展示する、あるいは学校における学習に活用するなど、これまで以上に活用できるように考えてまいりたいと存じます。

また、ほかにも小倉交流館では地元の民具を展示しており、旧本郷西小学校も合わせると、町内には合計3か所民具を展示、収納する場所があることとなります。

したがって、議員ご提案の新たな民具資料館については、もちろん今の状況はベストではなく、整理検討、あるいは統合する余地もあるわけですが、現段階で民具資料館を新たに建設するという事は教育委員会といたしましては難しいのではないかと考えているところです。

現在は、せっかくの民具が常設展示されていないことや、利活用という面で不十分であるというご指摘も感じておりますが、その点を改善していくためには、場所や経費、運営方法や人的配置など、大きな課題となってまいりますので、議員からいただいたコーナーを設けた展示など、検討していかなければならないことだというふうに感じているところであります。

なお、今後は先ほども申し上げましたが、歴史民俗資料館や各種施設における季節によるミニ企画展などを検討してまいりたいと思っておりますが、小中学校や老人福祉施設への貸出しなども考えられるかと思っておりますし、また、物によっては、例えば各種イベントに積極的に貸し出すなど、寄贈者の思いに寄り添いながら、様々な活用を行うことを可能な限り考えてまい

りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

さらに、現在、七軒東小学校に保管してある民具については、ほとんどが用途別、材質別にデータ化、デジタル写真化が進められており、移動に際しては後世に伝えるべき文化的価値を考慮に入れながら整理を進めるとともに、まずは旧本郷西小学校へ移動、保管してまいりたいと考えております。

今後の方向性としては、先ほどの白鷹町の例のように、近隣に類似施設があるものですから、本町の特徴や特性を生かした民具、例えば青苧に関わるものとか、舟運に関わって生み出されたものであるとか、ある程度本町に特徴的なものをメインにしながら進めてまいりたいとも思っておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 次に、追加質問ということで二、三点お願いしたいと思います。

ただいま、今年度中に東小学校から西小学校に移送するというようなことであります。その際はぜひ種類ごとに教室に置いてもらっていただければありがたいと思います。

そこで今、本町には3つあるんですけども、私は、十八才の小倉交流館のあります民具展示場は非常に見やすく整理されていると思います。それから、民俗資料館、元十郎畑の斎藤家、これの民具等につきましても2階にあるわけですけども、あと、1階にも青苧関係の資料、これは青苧関係の資料は非常にすばらしいものにできていると私は思っています。

ただ、2階にある分、なかなかばらばらになっているような感じで、あれは七軒、いわゆる斎藤家だけの民具ではなくて、あの中にいろいろ昔の役場の表札というんですか、漆川村役場とか左沢町役場とか、あと消防関係のあれとか、あるいは日露戦争行っったときの帽子とか、そういったものもあるわけなんですけれども、私は、それはそれとして新たに本郷西小学校を利活用という面からリフォームして、もちろんお金もかかることであると思いますが、そこをメインとしてやっていただければありがたいと思います。

場所的にも、あそこは周りが、周囲が山あいには囲まれており、ああいう民具を町場のほうに持ってくるとなるとやっぱり土地の問題とか面積、広さがそれなりに必要となりますのでちょっと厳しいかなとちょっと私、個人的には思っております。

そういうことである方向性を持っていただきましたら、ぜひとも国の先ほど申しあげました地方創生拠点整備交付金ということですね、地方創生関係の交付金にはいろんな種類がございます。加速化交付金、推進交付金など、この拠点交付金につきまして、実は私も詳しくは知らなかったんですけども、町のいわゆる元銀行跡、いわゆる今のATERA、これを

リノベーション、いわゆる大規模な改修をするときに4,500万ほどこれを活用しているんですね、調べましたら。あと、皆さんも行っている方おられると思うんですが、寒河江の慈恩寺に、慈恩寺テラスというすばらしい博物館というか、できました。これもこの交付金を利用して1億3,600万ほど国から下りております。

こういうことですので、ぜひこの交付金関係は政策推進課で、主体は、資料館関係は教育課にあると思うんですけれども、その辺の連携を取ってこの交付金を利用していただきたいと思いますが、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 具体的な地方創生拠点整備交付金の使い道云々というふうなことになる、私が答えるのはちょっと難しい部分がございますが、使えるものかどうか、また、本郷西小学校とにかく七軒東小学校の民具を今移すというふうなことでおりますので、その使い方、あるいは展示の仕方については今後検討するというふうなことで、宇津江議員からいただいたアドバイスなども参考になるかなというふうに思っております。

その使い道云々については、またというふうな具体的なものが見えかけているようなところはございますが、その部分などは今の宇津江議員から提案のあったものが使えるものかどうか、また、どのような整備をしていくかということがまず大事だというふうに思いますので、それは今後検討させていただくというふうなことになるかと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。

それに関しまして似たような形ですが、隣の西川町の旧川土居小学校ですね、これも廃校になっていますけれども、これも内部改造しまして、今、西川町の歴史文化資料館というふうなことで、ここの中身も見てきたんですけれども、民具というのはほとんどありませんでした。ただし、西川町の歴史ですかね、西川町は昔、鉾山があったそうです。鉾山とか、それからいわゆる鎌倉時代の大江公の先祖の方が寒河江のほうへ来たというふうなことで、それも安中坊という場所に行った、隠れたというか、住んでおられたそうです。それに関しては大江町も非常に関係あるようなことであります。こういった資料館を西川町はやっていません。食堂なんかも金、土、日提供しているよと。

ですから、本郷西小も今教育長が言われたような形で方向性を持っていただければありがたいなというふうに思っております。

あと2件ほどお願いしたいんですが、文化財保護委員会というのが町にあるわけですけれ

ども、この活動、こういった例えば民具資料館などをやるとなりましたら、文化財保護委員会のお力なども借りて検討していかれると思うんですけども、この委員会の構成メンバーとかはどういった方々になっているか、それから今の活動ですね、どのようなことをやっているか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 文化財保護委員会の活動についてというご質問でございますけれども、現在は年に2回程度の会議をしております、今年度は8月18日に1回目の委員会を開催しております。

委員会は5名の構成メンバーの方であります。町の有識者の方が中心ですが、小中学校の先生で歴史を教えていただいた先生方、それから、県の文化財課というところで専門的に仕事をなさっていた、今年から入っていただいた渋谷孝雄先生という、今は高畠町にあるうきたむ風土記の丘考古資料館の館長さんに入っていただきました。十八才の清野家にある最上家親宛行状というのがございますが、これの歴史的な価値、それから、橋上遺跡出土の縄文中期から後期にかけての大珠というアクセサリーのようなものがあるんですけども、これについて、これを町の貴重な文化財として指定したいというふうに諮問をこちらのほうでして、それに対して答申を受けるような、そういったことで活動していただいている、調査をしながら活動していただいているということでもあります。

これまでの活動としては、例えば昨年度は町指定文化財の調査として全員の参加をいただき、その保存状態なども見ていただいたり、今後の活用の仕方などについてもアドバイスをいただいている、そういう活動をしてございますが、先ほどあった民具の整理などについてもご意見をいただくというふうなことの予定でおるところであります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 委員会の構成として5名の委員会というふうにお伺いします。

それで、その5名の委員会のメンバーの方で最近お亡くなりになられた方がいらっしゃるというふうにお聞きしたわけですけども、ぜひそういう後任というか、そういった方も早く探していただければありがたいなと思います。

それで、大江町には、別に歴史研究会というのがありまして、この中にも非常に元先生やられた方とか詳しい方がいらっしゃいますので、ぜひこういった方々との委員になられるような方がおられましたら、ぜひ推薦していただければと。

あと、今月に教育文化課の職員が白鷹町の先ほどの資料館へ研修というか、行かれるとい

うのお伺いしているんですけれども、これはやっぱりこういった方向性を見いだすために研修へ行かれるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 今、宇津江議員からお話があったのは、9月8日に行く予定というふうなことだというふうに思いますが、確かに白鷹町に行く予定にしておりますけれども、この内容は今、旧七軒東小学校に保管してある民具について、今後遺していくべきものや、教育委員会として教育的に利活用できるものなどを見極める、そういうアドバイスをいただくというふうなことで白鷹町に学芸員さんがおりますので、そういう方への聞き取りといたしますか、そういう話合いを持ちながらというふうなことで白鷹町のほうに行かせてもらうような予定になっているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 最後にさせていただきたいと思いますが、こういったたかが民具とか農耕具と言われればそれまでなのかもしれませんが、私たち団塊の世代というか、先ほども申し上げさせていただきましたんですが、小学校、中学校の時代は、これは現役で、唐箕のとか千歯扱きとか現役で頑張っておったわけです。私自身もそういった道具を利用して米作りに励んできました。ということで、一つのやっぱり後世に遺して、説明文とかいろいろ書いて落とすところも必要かなと思います。

それに併せまして、大江町にはもちろんこの町に行っても歴史年表というのはあるわけなんですけれども、ちょうど小倉交流館に行きましたら歴史年表立派なものがありました。ああいう年表をちゃんと整理していただければあれかなと、そういったものも併せて展示していただければありがたいなというふうに思っています。

中世の山城を今一生懸命やっただけでいいんですが、なかなか発掘調査でも出てこないというふうに伺っています。また、小漆川城というか、あれの酒井公が鶴岡から来たというふうに伺っておりますが、なかなかそういった資料が全くというか、ほとんどないというふうに伺っていますので、その辺のところも大江町を基本的な歴史というものを大事にしていくというような面で歴史をしっかりと把握しておく必要があると思います。

といいますのは、来年のご存じだと思うんですけれども、NHKの大河ドラマで源頼朝の鎌倉何とかの13人なんていう大河ドラマになるそうです。その中の別当で大江広元という人が、今で言う官房長官みたいなものなんですけれども、この方の長男が、親広という方が逃げてきて富沢に隠れたり、それから西川の安中坊に行ったり、最後は寒河江の殿様になるんです

けれども、その末裔が貫見御館山というところで自刃されるわけですが、こういった歴史もあるわけです。実際に、ですからこういったものを整理して展示するのもいかがなものかと思えます。

じゃ、最後に教育長、所見をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 感想しか述べられませんが、大江町は小さな川が最上川大江となって流れるという大江と、大江町は大江家の、今あった大江家の大江じゃないかというふうな誤解もあるような、そんな町でございまして、誤解といいますか、そういう大きな範囲であることと、大江家との関わりというのも十分あるような町でありますので、そういう意味の大切さはもちろん後世に伝えていかなければならないと思えますし、イメージ図ではちょっと、学校には年表というのがあるんですね。学校には必ず何年にどうなったというのが廊下を書いてあるんですが、そういうものなどが町史には乗っているわけですが、一目で見て分かるようなものがやっぱり、例えば民俗資料館やそういう資料館などのところにあたりすればいいかななどというふうには思いますし、とても大事なことをご提案いただいたなというふうに感じているところです。

〔「以上で終わります」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで、宇津江雅人君の一般質問を終わります。

3時5分まで休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（菊地勝秀君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番、菊地邦弘です。よろしくお願いします。

まず、冒頭に、先月行われました花火大会、規模は縮小でありましたが、大変すばらしいという町民の声でありました。来年は100年大会、いろんなどころからご寄附をいただきながらも盛大にできることを願ってやむばかりであります。

また、聞くところによりますと、20代後半の女性があした、2回目のワクチンを終了するというのでありまして、担当部署の健康福祉課、町長並び担当部署の方々、また、白田病院さん、あかざクリニックさんのご尽力に敬意を表する次第であります。

それでは、久しぶりの秋晴れのように、すがすがしい気持ちで質問させていただきたいと思えます。

新型コロナウイルスとの戦いが1年半余り、日頃の挨拶がワクチン打ちましたかのような日々でもあります。また、感染力が強いとされるデルタ株の影響もあり、収束の気配は見えない中、継続した感染対策、経済支援等が必要であろうと考えるところです。

そのような中で様々の活動自粛を強いられ、新しい働き方やライフスタイルを模索している方は少なくありません。ワクチン普及により穏やかに収束に向かうと思われませんが、人々の価値観や仕事はリモートワーク中心となれば、大江町に住もう、戻ろうとか、都市圏から地方への移住などを検討している方も大勢いるかと思えます。

我が町大江町の資源を磨き、その魅力を大いに発信し、時代の変化を的確に捉えながら、移住・定住や関係人口の拡大に向け、前に進むべきと考えるところです。さらに、時代の潮流をつかみチャンスと捉え、促進につなげていきたいものです。

その中で、1番、質問させていただきます。

他の市町村も移住・定住者の獲得のために様々な魅力ある取組をしている中で、本町でも昭和47年から52年の集落再編事業で下モ原、山崎団地を整備し、それから、令和元年のあおぞら団地まで宅地造成の分野では計11か所事業展開してまいりました。

加えて、あおぞら団地以外に住宅を取得した際の借入金に対する助成や、移住・定住に向けた賃貸住宅の家賃補助制度があります。この施策は一丁目一番地であり、もっともとお得感があるように考えたいところです。あおぞら団地、町内に土地を求め新築、自宅敷地内と人それぞれ考えが違います。目的に合わせ、あおぞら団地の特典に準ずるぐらいの思い切った施策が必要と考え、伺います。

また、定期的にタウン誌等へのコマーシャルも大変重要だと考えております。

以上で、壇上からの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 移住・定住の施策につきましては、様々なことを今年度から追加して始めたりというようなことで現在進行形、努力中であるというふうな中で、菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、ただいま菊地議員がご指摘になったとおり、世の中が変わってきていると感じます。オンライン会議やリモートワークの普及、ワーケーションをはじめとする新しい働き方など、感染対策をきっかけとした価値観の変化といってもいいものが様々な分野に影響を及ぼしていると感じています。

昨年度、一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センターでの移住相談を通して、県内に移住した人の人数が前年度に比べましてほぼ倍増していると聞いております。新型コロナウイルス感染症拡大と時を同じくして、都市部における地方移住の傾向が加速しているものと考えられます。

これは、山形県だけのことではなくて、都会に住む特に若い人たちの価値観が変わってきている、変化をしてきているというふうなことが背景にあると思います。これまでの会社一辺倒の働き方から自分の生き方を考え、自分自身が今後の人生を見つめ直した場合、家族との関係、自分の生き方、周りとの人間関係、こうしたことを様々選択する中で、こうした動きが今、コロナの感染の状況と同じくして、さらに加速していると考えからであります。

菊地議員からの1つ目の質問として、大江町では、今年度より移住者向け家賃補助、そして、町内に住宅を新築する方への住宅ローン補助を始めました。住宅ローン補助につきましては、補助対象期間を3年間として、所得税の住宅ローン控除額と同額を補助するものであります。

定住を促すことを趣旨とした本町独自の施策であります。また、リフォーム補助をはじめとする空き家の利活用補助金につきましても、今年度も継続して町独自の上乗せなども考えながら実施しております。この補助金は、近隣市町よりも補助率が高い部分もあり、充実度が高い補助制度であると考えております。

これから移住・定住の推進に係る事業については、現段階で町の財政規模としては重点を置いた施策展開を図っていかなければならないと考えておりますし、まずは今年度から始めた事業、そして従前から取り組んでいる事業、そういったものを評価しながら、さらなる効果の検証をし、取り組んでいきたい。そして、また、来年度からの事業に生かしていきたい

と、こう思っております。

本町における移住・定住促進のPRというふうなことがありましたが、これは大江町では少し後れを取った感が私としても思っております。これまでも町のホームページなどで様々な情報発信はしてきておりますが、新たに始めましたSNSを通じた情報発信、そして、様々な機会に開催されている移住セミナーや、それから置かせていただいているパンフレットなどを通じて取組をさらに行っていかなければならないと考えますし、また、ターゲットとする世代にいかにつけていくか、情報を周知していくかというふうなことでは、議員からありましたタウン誌などを通じたような方向も一つの方法かと思えます。

今、庁舎内でもそのPRに関して、副町長を中心に検討を様々行っております。今後、宅地造成事業特別会計予算などにもPR経費を置いておりますので、その部分を活用した子育て住宅施策と併せてリニューアルしたホームページや若い世代の情報伝達のSNS、こうしたものを続けてまいりたいと思えます。こうした積極的なPRにより、先ほど申し上げました移住・定住促進施策の効果がより顕著に発揮されていくのではないかと期待をしております。

事前の通告では2つほど書いてあったんですが、1問目の答弁としてはこのようなことで答弁させていただきたいと思えますが、日頃様々な場面で菊地議員とも意見交換をさせていただいておりますが、いかにしてこの大江町に若い人を呼び込みながら移住・定住を進めていくか、そして、少子化の対応としてそういった世代の子育て世代が多く住んでいただけるようなことにつながっていくかというふうな思いについては私も同じ意見ですし、この議場の中にいらっしゃる議員、そして執行部の職員全員そういう思いで取り組んでいると思えます。ぜひ同じ方向を向きながら、不足な部分はお互いに補足し合いながらこの施策を進めて充実したものにして、現実的な数字として表れることを願い、この場からの答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

今年から住宅ローン補助、家賃補助というものが4月からできまして、そのほかに団地造成をしたところに家を建てれば特典がありますよと、そのほかに敷地内とか土地を求めて家を建てたりしたときに、こういうローンなんかもうつくっていただいたと思うんですけども、そのほかに住宅支援制度というのはいまもともとありまして、町内に新築した場合に10%、最大50万、あと、西山杉を利用したら50万、リフォームなんか最大25万で、いっぱい子ど

もがいれば最大40万あります。

その中で、よく若い人が、さあ、家建てっぺなというふうな場合にぴんと来るような数字がぴたっとあるとお得感が得られるような、その方々に納得しやすいようなものがあればいいのかなと思うんです。住宅ローンを3年で、30万、30万、100万くらいですか、90万ね、そのほかにここに町内の新築にしたらということで50万、西山杉使ったらうん万と、分からないそうですよ、どこ見たらいいんだか、何だかって。分かりにくいと。それが他町村ではいろんな中で150万とか、県外から来たら150万あげる、移住したら200万あげるとか、一つのものの中に非常に明確に出ていると思うんです。

だから、そういう中で確かに団地を造成して、これはもう団地を造成するというのは、確かに人口減少と定住促進には最大の効果があるとは思われますけれども、団地を造成した場合に、造成費用もかかっているわけでありまして、特典というのもこれぐらいになったときに一番は、団地を造成したときに若い人たちが団地を造成して、そこに団地に住めば子どもさん交付金とか、そういうようなものが非常に思っているんですね。そのほかに該当ないわけですよ。でも、確かに分かります、団地を造成した分造成費がかかっていることと、そこに来ていただきたいということがあるので確かに分かるんですけども、その辺りのを含めて考えていかなければ、もっと明確にお得感があるようにまとめて、団地は団地でこういうのがあるんですけども、そういうような形の方向も考えていかなければならないのかなというふうなことを思うんですけども、その辺りは今後どうするかもしれないんですけども、町長、どういうふうに思いますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 団地の分譲特典として、どうぞ、お座りください。団地の分譲特典としてあおぞら団地の場合は子どもさん交付金だとか、早得交付金だとか、あとは建築に係る西山杉や町内業者の方の特典、それから、温泉なりあおぞら団地の場合はソーラーパネルへの支援等々があります。

これまで、先ほど質問の中にもありましたが、大江町の定住施策の柱として、宅地分譲事業を町として展開しながら移住者を呼び込んだり、人口の流出を防いできたという戦略でもって大江町の定住施策が中心に進められてきたというふうに思います。

その中で、やはり分譲地を造成し、販売するというふうなことになった場合、分譲をいかに進めるかという課題と、進めた先にはいかに早く住んでいただくかという、この2つが団地分譲の大きな課題だというふうに思います。造ってしまえば終わりというふうなことでは

なくて、そこまでが団地分譲の事業としての町の役割だというふうに思いますし、住んでもらって一つの生活圏ができれば地域として成り立ってくるというふうなことだと思います。

分譲を促進するために様々な施策、大江町ではこれまで特典と言われるものをつけながら呼び込みを図ってきたというふうな経過でございます。

そのところは今の団地造成を今後も進める上で一つの形かなというふうに思いますが、そこだけに頼るといふところを脱却し、また、もう一つ大きな柱が必要なのではないかと考えてのが、今年度から予算措置をさせていただいた住宅ローンの補助、それから賃貸住宅への移住者についての家賃への補助なり、子どもさんがいる場合の追加というふうなことでの考えさせていただいた支援策であります。

この部分はまだまだ取組の途中だというふうに思いますので、ぜひ様々若い方の意見、実際お住みになる、そういった方のターゲットとなる世代への聞き取りなども進めながら、そちらのほうの意見も重要視しながら進めていくべきだというふうに思っておりますので、これからのこれまでやっていることの点検をしながら次につなげていくまだステップの段階だと私は思っておりますので、ぜひ次のステップの何かを進められるように庁内でも十分勉強させていただきたいというふうに思いますけれども、皆さんからのご意見もいただきながら、それも生かしていければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

私も団地造成を行いながらというのは重々理解するところでありますので、ただ、いろいろちょっと声を聞きますと、新しい団地の中に何か行くのやんだんだずというような若い人たちもいるので、寒河江さ、家建てたとかよ、東根さ、家建てたと、あら、残念というところで、この子だくさん交付金というものが非常に見るんですね、団地のチラシの中に、だから、これを同じように準じて敷地内とか土地を求めてとか建てる人たちに同じようではないけど、気持ちぐらいをこの名称が少しあったらいいのかなとも思ったりもするので、今後の検討として進めていただきたいと思います。

その中で、先ほど11か所団地ということで、最近の美郷団地、藤田地区団地、あおぞら団地、この中で町の中を回ってみますと、その前にやっぱり団地造成というのはすばらしいですね。美郷団地に行くと、土日なんか徐行していかないと危なくて、子どもたちがわんわんいてね。藤田団地もそうだと思うんです。やっぱりすばらしいこれは施策かなと思います。

その中でちょっと気になるのが、在来工法住宅建築補助、大江町型住宅とか年々違ってく

るんですけれども、きりりタウンの美郷の場合は在来工法住宅建築補助金、藤田地区のときは大江町型住宅建築奨励補助金、あおぞら団地に至っては、町内建築業者住宅補助金、西山杉云々と、この中で、これ利用する方が結構少ないんですね、こちらのほうの町内は。ということはハウスメーカーを選ぶ方が少し多いのかなというふうに思います。ただ、きりりタウンの中では在来工法のほうが8件というふうに出ているんですけれども、藤田地区とあおぞら団地に至ってはなしというところから一つ思ったんですけれども、9月6日の新聞なんですけれども、移住が若者に関心がすごく高いと、内閣府は地域の経済2020-2021を発表した、22年卒業予定の大学生や大学院生の57%が、テレワークなどで働く場所が自由に決められる場合には地方に住みたいというデータをきちんと載せている新聞もありました。

その中で、大江町の業者の方々を立てていただきながら、西山杉も使いながらという中で、全国の自治体でいろいろと取組があるのが家をあげます制度とか、あと、定期借地権というものを利用していろんなところに各集落に農振地を含め宅地に変更すればほぼゼロ円で利用できる土地がいろいろあると思うんですけれども、その中で移住者とかの方々には定期借地権というものが非常に有利ではないんだろうかというものと、この中身はいろいろと分かっているんじゃないかなと思いますのでそういうのが一つ。

それと、家をあげます制度というのはすごく面白いなと思った中で、鳥取県とか東京都の奥多摩とかいろいろ、島根県とかなさっていると思うんですけれども、子育て世代をターゲットに譲渡型住宅を推奨しているんですね。

というのは、移住してけねがとなったときに、手を挙げたときに、じゃ、どここの土地に建ててあげますよということで家賃をもらうんですね、5万、6万ぐらい、町で建ててあげると。そのときに、町内の建築事業者なり西山杉をばんばん使って町では建てればいいわけであって、それでその移住、手を挙げた方には5、6万ぐらいの家賃をもらって、20年ぐらい住んでくださいと、20年ぐらい住んだらこの家をあげますよと、例えば2,000万ぐらいかかったとして、20年ぐらいで1,200万とか300万ぐらい戻ってくると思うんですけれども、そういうようなものが功を奏して29件のようなところもあるみたいなんですけれども、考え方は様々なのかなと思ったりもしまして、こういういろんな制度があると思いますので、それは他町村のいろんな施策とか何かは重々にいろいろ調べて分かっているんじゃないかなと思いますし、全国でもこういうちょっと面白い、これでどんどんと複式学級がまぬがれたとかいろんなところがあるみたいなので、その辺りも調べていただいて、進めていただけたらいいかなと思います。

先ほど毛利議員が移住・定住もありますけど、高齢者も大事、確かに大事なところだということでありましたけれども、やはり若者がいけば経済はかなり回っていくと思います。やっぱり施策として、揺り籠から墓場までのような考え方はやっぱり持たなければならないと思いますけれども、経済を回す上でもそういう取組を、全国的な取組がいろいろありますので、その辺あたりも調べていただいて反映していただくといいかなと思います。

来なかったら来ないで、土地を貸しますよとか、そうすると建てるのはあなた方が建ててくださいとか、じゃ、町で建てますよ、家賃もらいますよと、子どもが3人ぐらいいたら5,000円くらい引きますよとか、そのかわり20年は住んでくださいと。借地権のほうは50年くらい住まなきゃならないと思うんですけども、そんなところでいろいろ調べていただいて、いろんなこれからの施策としてつなげていただいて、少しでも移住者なり、それよりもここに住んでいて町外にアパートを持ったり何かしているような人たちに、どうせ家を建てるんだったら大江町さ、来たらいいべというような、分かりやすいものと、今言ったような制度も考えながら取り組んでいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

それで、続いて2点目ですけれども、2つ目、コロナ禍で注目を集めている都市部からの地方の多様な移住スタイルは体制づくりが重要になってきます。テルメ温泉が新しくなり、道の駅再整備になる近くで、最大1か月ぐらいはお試し移住ができる施設として年数がたってちょうどいい柏陵荘を少し改築して貸し出し、早急にコンシェルジュ機能を整備し、受入れ姿勢を強化すべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 2問目の質問の前に、1問目の最後のほうに様々なことを教えていただきました。我々も先進的な事例というふうなことでは、今はその町のホームページ等を見れば大きな施策の目玉としてその町自体がPRもしておりますし、新聞記事などについても見られる時代です。

私は、いい事例についてはまねすべきところはまねをしながら、この町に住んでもらえる方を多く確保していきたいというふうなことでは思っております。ただまねをするだけではなく、大江町的なオリジナリティを持った形でやっていかないとこれは成功しないというふうに思います。

なかなか私は、この大江町という地理的条件については左沢線のこともありますし、山形空港のこともあります。山形まで車で30分程度という利便性、そういったことを考えれば、通勤や生活圏としては十分に勝負できる地理的条件はあるのかと思います。ただ、やはり

村山地域の中の一つの小さな町という、そして大江町というイメージがうまく伝え切れていないのかなというふうな気が非常にしてなりません。ぜひ明るい町、住みやすい町としてイメージを持っていただけるようなPRの戦略が必要だと思っております。

具体的な施策はもっともっと研究させていただきたいと思っております。

質問の2問目にありました部分であります、今のコロナ禍の中でリモートワークなどの部分もあるというふうなことで、柏稜荘などを利用したそういった施設として活用したらいいかがというふうなことのご質問であります、菊地議員のほうからは既存施設の利活用という観点から例えば柏稜荘という施設についての言及かなというふうに思います。

宿泊体験できる施設としての活用であります、柏稜荘は昭和56年のオープン以来、40年の経過というふうなことで、ご存じのとおり、施設の老朽化により令和3年3月をもって施設の利用というふうな部分では終了したというふうに捉えております。

この廃止は、今後、利活用というふうな部分ではちょっと施設の整備、修繕、そういった部分についてはなかなか財政的にも厳しいというふうな結果の中での判断でありますので、この建物については解体をする方向で検討したいと今のところは考えております。

お試し住宅というふうなアイデアの施設については、ほかの町の例などもあるようですので、今後、別途こういった施設ができないかというふうな思いもありますので、検討してまいりたいと思います。ぜひ、様々な形で調査研究させていただくことを考えながら進めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

いろいろお菓子屋さんなんかに行っても、ありますよね、いかがですかと。何でしたっけ。

〔「試食」と言う人あり〕

○2番（菊地邦弘君） 試食、試食があると思いますけれども、試食をすると何か買わなきゃなんないかなと心情的に思ったりするところがありまして、私も仕事柄、美郷団地に神奈川から来たんだとか、いろんな方々とお会いすることがあります。そういった方々から紹介していただくなり何なり、どんどん間口を紹介していただいて移住した方、あと、新規就農で来られた方とか、そういう人たちから紹介していただいて、まずは試しに来てみたらよかんべと。建物がなければ何ともならないことであって、そういう施策も非常に重要なんじゃない

いかなと、だから、その一つとしてテルメ温泉が新しくなると、道の駅も新しくなると、あそここの柏稜荘、何とか潰さないでちょっと直して、ここに住んでみたらと。そうすると、温泉は近い、道の駅はある、セブンイレブンはある、この上ないところで、ここはいい町だなんてなるんじゃないかなというふうに思ったりもしたので、そこが無理であれば、やっぱり老朽になっているので。ただ、もったいないのは露天風呂、あそこももったいないですね。皆さんすごく気にかけているので、それはしょうがないんでしょうけれども、その場所がすごく立地がいいのかなと思ったりもしたのでそこを挙げさせていただきましたが、お話しするところがきちんとあるというのを捉えながら、紹介させていただきながら、来ねえかと、あと人口も増えるかもしれないしというところで考えたところです。その辺りもこれからの検討課題としてやっていただきたいなと思います。

その中で、今移住・定住のコンシェルジュはまだ決まっていらっしゃらないですね。まだいらっしゃらないですね。このコンシェルジュの役目というか、その部署については県外とか町外とかじゃなくて、町内の人でもこういうのは可能なことではないでしょうか、その辺りちょっとお伺いしたいなと。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 試食のお話がありました。試食については、本当に例えとしては非常にいい表現なのかなと思って聞きました。

実は移住・定住の話をするときに、新規就農者の招き込みが非常に大江町はうまくいっているというふうに評価されています。これは、研修所、寮というふうな形で、いわゆるお試し住宅ではありませんけれども、大江町で実際に体験してみるというふうなことでは、そういった機能も持ち合わせている例だというふうに思います。

この新規就農者の取組などももっと幅を広げた一般町民を移住・定住というふうなことで迎え入れるための一つのモデルになるシステムかなというふうに思っています。なので、お試しの住宅というふうな部分ではそれも空き家にするのか、新たな大江町型住宅というふうなことでやるのか、既存の施設を利用するのか、そこは検討しなければならないと思いますが、一つ面白い取組のものになっていくのではないかとこの可能性を感じているところであります。

それから、コンシェルジュの話がありました。地域おこし協力隊につきましては、一定の要件があります。それは、町外からというふうなことで、都市部からこういう大江町のような町に移住して、地域おこし協力隊としての任務を担うという一定の要件がありますので、

町内の方については残念ながら、町内在住である方については地域おこし協力隊というふうな募集の要項には該当しないというふうなことになります。

地域おこし協力隊というふうな組立て方を今しているのですが、なかなかやはり地域おこし協力隊というふうになれば、その人の人生そのものが選択として大江町に3年間移住をして、その業務に当たるというふうなことで大きな決断になってくるんだと思います。やりたい気持ちはあってもとか、今の仕事を捨ててもとか様々な事情があって来るんだと思います。今のところ、なかなか覚悟も含めて難しい状況になっています。

かといって、このまま見つけられないまま年度が終わってしまうというふうなことにもいいかなと思いますので、ちょっとそれからの辺のところ、今、菊地議員さんからもありましたが、地域おこし協力隊というふうな形でなくても、例えば会計年度職員というふうな形で住所要件とか、そういったものの条件を外した中でお手伝いをいただくようなことをできる人材が探せないかというのも、ちょっと半年過ぎようとしている段階では考えなければならぬものかなというふうに思っておりますので、その辺も検討しながら進めたいと思いますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

やはりそういうことかなとは思ってはいるんですけども、それでも行政というのは前に進んでいかなきゃならないと思います。そこはそこで考えてもらって、あらかた来ないかなというところであるかもしれないんですけども、そうした場合にこの町にも有識者なり学識者なりたくさんいると思います。その方々の意見を、今、会計年度と言いましたけれども、そういうようなこともあると思うので、少しの報償で、それはそちらのお考えですけども、そういう中でそういう方々を来ていただいて、移住・定住並びに、これから道の駅とか温泉とか、総合的にアドバイスしていただくようなものも考えていったほうが進んでいくのかなと思ったり、かえって職員以外の方が入ったりすると斬新な観点があったりとか、マイナスになっては駄目ですけども、マイナスになるような方ではなくて、いっぱい私存じ上げていますので紹介したいと思います。

それは別として、そのようなことで非常にこの町、最後ですけども、左沢駅が簡易委託として大江町は踏ん張っていると思います。ただ、やっぱり乗車率というのは、これは仕方がなく数字が出てくるのでJRさんの考えというのも確かにあると思います。その中でもい

ろんなことを考えて踏ん張っていると思います。左沢駅は始発駅であって終着駅でもあるんですよ。そういうことから、非常にそこをメインに売り出して移住・定住にもつなげていくものがあつたらいいのかなと思います。

団地造成だけではなくて、あそこのヤマザワの裏に空き地ありますよね。あそこにマンションとかそういうのも建てちゃって、どうぞいろんな方々、思い切って団地ばかりじゃなくて、今まで定期借地権とか、あとは建ててあげるとか、あとはマンションを建てるとか、いろんな考えはいっぱいあると思います。雪国ですので2分で駅に行けるとか、あとは最大の花火大会がきれいに見えるとか、いろんなことがあると思いますので、左沢駅をもっともっとPRして何かにつなげていくようなものでないと、どうも置き去りにされているような形で見受けられるので、その誠意もJRには伝わるのかなとも思ったりもするんですけども、その辺りも考えていただいて、これからの施策としていただきたいと思います。

最後、最後と言っていますけれども、それともう一つ、移住に関しては非常に、方々が移住した場合に、その集落に溶け込めないような場合も出てくるかもしれないので、その辺りも行政と地域で柔らかいような全てがこれさんない、これさんないとかじゃなくて、そこら辺も非常に大きな課題だと思いますので、その辺りも含めながらいろいろと考えていかなければならないのかなと思います。

いろんなことを申し上げましたけれども、いろいろとチャレンジしていただいて、まねするところはまねするでいいと思います。やっぱり揺り籠から墓場までですので、その中でどこかの部分が一番重要かということではなくて、そのものそのものでそれなりの声を聞いたものを施策として反映していただいてやっていただきたいなと思いつつ質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これを菊地邦弘君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの13日月曜日まで議案調査等のため、本会議は休会とします。

9月13日月曜日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

令和3年第3回大江町議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年9月13日(月)午前10時開議

- 日程第 1 議第56号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第 2 議第57号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第 3 議第58号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の制定について
- 日程第 4 議第59号 大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第60号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 6 議第61号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議第62号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議第63号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議第64号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第65号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議第66号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第67号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 決算特別委員会設置及び付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 橋本彩子君 | 2番 | 菊地邦弘君 |
| 3番 | 藤野広美君 | 4番 | 櫻井和彦君 |
| 5番 | 関野幸一君 | 6番 | 毛利登志浩君 |
| 7番 | 宇津江雅人君 | 8番 | 伊藤慎一郎君 |
| 9番 | 結城岩太郎君 | 10番 | 土田勵一君 |
| 11番 | 菊地勝秀君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 松田清隆君 | 副町長 | 榎英毅君 |
| 教育長 | 犬飼藤男君 | 総務課長 | 五十嵐大朗君 |
| 政策推進課長 | 鈴木利通君 | 税務町民課長 | 阿部美代子君 |
| 健康福祉課長 | 伊藤修君 | 農林課長 | 秋場浩幸君 |
| 建設水道課長 | 櫻井洋志君 | 教育文化課長 | 西田正広君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 清水正紀君 | | |

本会議に職務のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------------------|-------|
| 議会事務局長 | 金子冬樹君 | 議会事務局 庶務主任 兼庶務係長 | 伊藤美幸君 |
|--------|-------|------------------------|-------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎議第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、議第56号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第56号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更についてご説明いたします。

西村山広域行政事務組合で運営している交通災害共済事務は、不幸にして交通事故に遭われた場合に見舞金を支給する相互扶助の理念に基づいた公的な保険制度であります。安価な掛金という利点もあり、昭和54年から多くの町民の皆様からご利用いただけてきましたが、近年は人口減少や民間保険の充実など、社会情勢の変化を背景に加入率が極端に下がっており、今後の事業の在り方について検討が加えられた結果、事業を廃止する結論に至ったところであります。

これらの経過と今後の廃止手続の流れについては、6月定例会の行政報告で資料を準備し、

説明させていただきました。

資料3の新旧対照表をご覧ください。

今回の規約変更は、事業の廃止に伴い、西村山広域行政事務組合規約の第3条、表の中の交通災害共済に関する事務を削除するものです。あわせて第13条第1項第5号、共済会費を削除し、これに伴い、同項中の号番号を繰り上げて整理するものです。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第56号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 交通災害共済が廃止されるというふうなことでの規約変更でございますが、私は広域の議員として行っているわけですけれども、その中で基金に類似するとか、準備基金等々を各市町村に配分するというふうな説明を受けているんですが、この規約の変更というのは、令和4年4月1日から施行するというふうになっております。ということは、その準備基金とか、その配分というのは、令和3年度中に各市町村に配分するというふうに理解してよろしいでしょうか。そして、金額は大体どのくらい配分になるのか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

交通災害共済事業につきましては、本年度をもって加入申込みが終了します。その後、見舞金の事務処理は残りますけれども、令和5年度末をもって完全に事業がなくなるということでございます。

ご質問のあった基金でありますけれども、令和3年3月31日現在で9,582万円ほどあります。この基金につきましては、事業が終了後、それまでの市町ごとの会費の納入割合に基づいて分配されることになっております。大江町の会費の納入額の割合は11.16%でありますので、単純に案分しますと1,000万円程度、分配される見込みとなっているところであります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ということは、令和5年度まで事故等が起こるかもしれないというふうなことでの基金とか、それを令和5年度までは留保しておくという理解でよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 令和5年度まで見舞金の事務処理が残りますので、それが終わってから、令和6年度になってから分配という流れになるかと思えます。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第56号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第57号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） おはようございます。

議第57号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについての詳細をご説明申し上げます。

別冊としてお配りしております、大江町過疎地域持続的発展計画（案）に沿ってご説明させていただきます。

最初に目次をご覧ください。

計画書の構成として、1、基本的な事項に、町の概況、人口及び産業の推移と動向、町の行財政の状況、地域の持続的発展の基本方針、基本目標、そして計画期間について記載しております。

2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までは、それぞれの分野における現況と問題点、その対策、具体的な計画について記載しております。

なお、この計画の形態は、総務省から示された計画作成例に基づいたものでありますことをご理解いただきたいと思います。

本町の過疎の状況について、若干ご説明いたします。9ページをご覧ください。

本町の人口は、昭和50年の国勢調査時点では1万1,801人で、その後、減少率には幅がありますが、一貫して減少してきております。

11ページには、令和2年3月に策定した大江町人口ビジョンによる人口の展望を掲載しておりますが、2040年に合計特殊出生率が2.07に回復し、社会移動が均衡した場合であっても、2060年には4,235人となる見込みであります。

こうした状況を改善するためには、生産年齢人口のうちでも、将来の大江町を担う15歳から29歳の若い世代を中心とした取組を強化しなければならないと考えており、移住・定住対策や子育て支援、雇用の創出、産業の振興などを果敢に推し進めてまいりたいと考えております。

また、今回の新法施行に伴う変更点といたしまして、15ページの(5)地域の持続的発展のための基本目標、(6)地域の達成状況の評価に関する事項や、(8)公共施設等総合管理計画との整合などについて、新たに記載する必要性が生じております。基本目標については、第2期大江町まち・ひと・しごと創生総合戦略と同じ数値で設定しております。

16ページ以降には、各分野における現況と問題点、それに対する対策とそれに沿った計画、公共施設等総合管理計画との整合を記載しております。

2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を例にご説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

移住・定住に関する分野と地域間交流に関する分野について、それぞれの分野での現況と問題点を整理し、その対策を記載しております。計画については、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組む具体的な事業について、総務省の示した区分に従い、記載したものであります。また、この分野での大江町公共施設個別管理計画との整合を記載しております。

18ページの3、産業の振興以降、40ページの13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、同様の形式で記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、41ページ以降が過疎地域持続的発展特別事業として位置づけるソフト事業を再掲したものであります。こうしたソフト事業をハード事業と併せ取り組むことで、より一層の過疎対策、人口減少対策として効果的に進めていくこととしております。

なお、本計画に記載しております事業につきましては、あくまでも現時点において町で取り組む可能性のある事業であり、今後の国や県の動向、社会情勢の変化、本町の財政状況を勘案し、変更する場合があると思われませんが、適宜柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第57号の質疑を行います。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 過疎地域の定義でありますけれども、財政力指数に基づく財政要件、それと人口減少率、あるいは若年者率を勘案した人口要件によって定義されているわけでありまして、人口が減って、老人が増えて、また若年人口が減り、かつ地域財政力も減っている。様々な要件を政府が認めた場合に限り、過疎地域というふうになるわけであります。

県内では現在、19市町村が過疎地域に指定されております。町長の議案上程のときに、過疎からの脱却に向けて対策を講じていくと。これまでも過疎からの脱却に向けてずっと延々とやってきたわけでありましてけれども、そういう力強い提案をいただいたわけでありましてけれども、町長は大江町過疎地域持続的発展計画（案）、令和3年度から令和7年度のこの案で過疎から脱却できるのかなと。ちょっとお聞きしたいのと、その辺の脱却ができるかどうかということについて。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） お答えします。

説明の中で過疎からの脱却というふうなことを申し上げました。今回の新過疎法の制定に当たっては、そこの部分が今までの過疎法とは大きく違う法の制度だというふうに理解をしております。これまではできるだけ過疎というふうなところを抑え込むための事業を様々やっていくというふうなところが主といたしますか、そういうところが大きかったのかなというふうに思いますが、今回の法律の改正に伴って、過疎からの脱却という言葉が非常に今回の法整備の目的として掲げられております。

なので、結果としてどうなるかは分かりませんが、ただ、人口の推計なども先ほど説明させていただきました。そんな中では、なかなか厳しい状況は続くのかなというふうに思いま

すが、精いっぱいその人口減少対策や過疎からの脱却というふうな部分に向けて頑張っていきたいというふうなことでございます。できるのか、できないのかというふうな極論的な答弁ではございませんが、そういうことでご理解いただければというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

過疎からの脱却に向けて頑張っていくと、こういうことではありますけれども、例えば財政力指数が平成25年から平成27年の3か年平均で0.5以下、これが過疎の要件になっている。0.5というのが。人口減少率もありますけれども、13ページには財政力指数というのがあって、平成22年度が0.263、平成25年度が0.264、それから令和元年度が0.281、令和2年度は0.284らしいですね。ということで、0.5にはまだまだ程遠い。0.5に今後、10年かかってもなれるのかなという心配があるんですけども、なっていたきたいんですけども、15ページに、先ほど課長も説明がありました（5）の地域の持続的発展のための基本目標ということで、目標ですから、あくまでも。

雇用創出数が、平成27年から令和元年までに51人の基準値、これを目標として令和3年から令和7年度までには60人に、9人増やしたい。なかなかこれだって一つ考えたって難しい。転入者数も145人の基準値に対して170人、5年間で25人の増に向けて頑張っていくと。それから、転出者、これは低いほうがいいわけで、225人の基準値から200人に、25人抑えたいと、こういうことですよ。それから合計特殊出生率、これが1.29、これを1.43までに上げたい。そういう目標を掲げて持続的発展に資していきたいと、こういう気持ちは十分分かりますけれども、これをかなえたとしても、過疎からの脱却というのはまず無理であろうというふうに思いますけれども。

そんなことで、今課長がいろいろ説明しましたけれども、移住・定住なんかにも問題点がありまして、コロナウイルス関連によって首都圏からの地方への関心というのが非常に高まりを受けている。そういうことで、積極的な発信、あるいは受入れ体制の整備が必要だということで、頑張ってくださいとしか言えませんけれども、目標に向かって頑張っていたきたい。だけど、脱却までには程遠いということをお覚しておく必要があるのではないかなというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 今、結城議員のほうからご意見としていただきました。

当然、今年度から新たな法律ということで、持続的発展というような、これまでの自立促

進から持続的発展というような法律の名称も変わりました。それは国のこれまでの流れの中で、そのような形になってきたのかなというふうに十分に感じております。今後5年間、令和7年度までの計画を今回お認めいただければ、それに基づいた、過疎からの脱却を目指してというところの部分については、十分に頭に入れながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 所管でありますけれども、大変申し訳ないと思うんだけど、昭和50年から過疎地域というふうなことで、これまでも環境整備、あるいは道路の環境とか、いろいろな施策をやってきたわけでございます。

過疎地域になって、ほかのなっていない市町村と比較して、何がメリットあるのかなというふうなことでございますが、1つは、過疎債の適用が受けられるというふうなことで、交付税に70%の補填があるというのは皆さんご承知だと。あとはこの後出てくる固定資産税の免除というのが具体的に現れてきているわけでございますが、今回の新たな計画によると、持続的発展施策というふうなことを全面的に出しているようでございますが、いわゆる先ほど申し上げた過疎債の発行、あるいは固定資産税の課税免除以外に、大きく取り上げている16ページの移住関係、移住者用のいろいろな施策を持続的発展の施策区分の中で示しております。具体的な計画もそれなりにやっていこうというふうな計画でございますが、この計画によって財政的にどういうふうなメリットが出てくるのか。いわゆる移住関係で空き家をリフォームするというふうな具体的な事業を行った場合、それは過疎債として適用になるというふうな理解でよろしいのか。

それから、大きな問題というか、大きな課題として、やっぱり人口減少と産業の振興というふうなことだと思ってしまうんだけど、具体的に財政的に、この計画をつくって持続的発展をした場合、どういうふうなメリットが考えられるのか。いわゆる国土交通省のほうから別枠で移住・定住の補助金とかが出るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

この過疎計画を立てたことによる国からの支援というご質問かなというふうに思っております。大きく申し上げますと、これまでと同じような、今議員おっしゃったとおり、過疎対策事業債の発行ということで、ハード、あるいはソフトの部分については、平成22年の改正

によりまして、ソフトの部分についても過疎債を充てられるというような大きな部分については同じでございます。

ただ、ソフト事業については、若干使える範囲というのが、国のほうで方針は示しておりますけれども、具体的にどの部分というのは今後、県なりと相談しながらですけれども、地域の持続的発展に資することがなく、効果が一過性である事業に対する経費については、ソフト事業からは除くとなっておりますけれども、この辺のところは今後、対応については協議していきたいと思っておりますけれども、大まかな部分についてはこれまでと同様です。

具体的な部分については、移住・定住で取り組めば、その部分が手厚くなるのかということですが、全体の過疎対策債の部分での取組については、当然、町のほうでどこに重点的に置くかということですので、国からの特別な枠があるということではございません。ただ、全体の国の枠の中で、県の枠もありまして、県の枠の中で、各市町村にということがありますので、その辺のところは十分に県のほうとは打合せを行っていきたいというふうに思っております。

あとは、支援措置としては、これまでもあった国庫補助率のかさ上げということで、教育施設であったり、児童福祉施設などについては、ほかの過疎地域でない部分よりも補助率はアップの状況がございます。

あとは、今あったとおり、国税の減価償却の特例であったり、地方税の減収補填措置ということで、その辺の部分についてはこれまでと同様、ただ、要件がある程度緩和されてきておりますので、業種の部分について、プラスアルファになった部分がありますので、その辺のところは追加になってきたところかなというふうに思っております。

あとは、今後の大きな課題ということで、当然、人口減少と、あとはそれを解決するための雇用の創出であったりとか、あとはデジタル化、今回の計画の中で、目次の部分を見ていただきたいと思いますけれども、2番と4番と12番、2番が移住・定住・地域間交流の促進、人材育成で、4番が地域における情報化、これがデジタル化になります。あとは12番ということで、再生可能エネルギーの利用の促進、これが項目立てで新たに出てきた部分ですので、国としても、この部分については過疎地域の持続的発展に向けた取組が必要だということで新たな取組になってきておりますので、その辺のところは十分に町としても取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） いろいろと説明いただきましたが、過疎債等々については、ほとんど変わらないというふうな、あと優遇についてもほとんど変わらないというふうな理解だというふうに思いますけれども、例えば、総務課長にお聞きしたいんですが、毎年、起債発行を4億、5億という程度で発行しているわけですが、この過疎債の市町村の配分というか、大江町はこれくらいにしてくださいよという縛りはあるんですか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

かつて平成1桁の頃の公共事業が華やかだった頃は、実際、原則、地方負担額の100%充当なんですけど、それに規制をかけられたことがありました。ただ、それ以降はなかったんですが、昨年度、これが満額認められなかった年もありますけれども、今年については満額認められることになっております。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、毛利議員のほうからもいろいろな部分で質問があったと思います。

ただ、基本的に何が一番必要かなと思ったときに、どうやったらこの町の人口の減少を抑えられるかというところが一番だと思っております。出生率が下がっているのも当然でありますし、若い人たちの町離れも当然、多く見られております。

その中で、町としては、移住ということで、様々な施策を取りながら、大江町に新しい人材を入れるということはやってきておりますが、なかなかそれも数字的には結びつかないというのが今の現実だと思っておりますので、実際に我々議員も様々なところで、町の人口をどうやったら増やすことができるんだとか、どうやったら減らさないようにするんだみたいなことを聞かれております。

議員それぞれの考えもあると思いますが、町長は、そのいわゆる一番の重要なところをどう思っているか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 一般質問や今年度の施政方針の中でも何度となく申し上げてきました、人口減少の時代を迎えての町の取組というふうな中では、一つは、移住・定住施策を進める。特に少子化の部分の課題は、この町全体の将来に向けた大きな課題となってくる。それが目前に迫っているのではないかという危機意識を持ちながら対応しなければならないと申し上げてきました。

なかなか少子化といっても、現在お住まいになっている方での増加というふうなことは、

現実的に難しい話だと思います。とすれば、やはり外から子育て世代の方が移住・定住していただくことによって、少子化に一定の歯止めがかけられるのではないかと。その線を模索したいというふうなことで、これまで説明してきました。

そのためには、子育ての支援を充実した町にしていくというふうなことが、そこにつながってくると。移住・定住と子育て支援という2本の柱を一つの目玉にしながら、ここ数年間の町の運営をやっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） すごく大きな課題の中で、町も、我々議員も様々取り組んでいると思っております。その中で、今、町長から、この町にも子育てとかで移住・定住をしていただくというお話がありましたけれども、本来は、この町にこれまでにいる若者が、この町で生活をしたい、この町で子育てをしたい、そういうところにもっともっと重点を置いていただきながら、まちづくりを考えていただきたいなど。

やはり町から出ていったら、身も蓋もないわけです。例えば10組の住人が出て行って、1組の新しい世帯が入ってきた。ということは、数のバランスにしても、バランスという言い方はおかしいかもしれませんが、それでは身も蓋もない。やはり町の若者がこの町で本当に、今言いましたように、生活する、子育てする、町の中をにぎやかにしていただける、そういうふうな施策を今後の過疎対策の中でも大きな部分として捉えて考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。回答は要りません。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 別に質問するわけでもございませんけれども、従来、過疎地域自立促進特別措置法というのが、今回から過疎地域持続的発展計画に変わったということでありましてけれども、以前、上田町長のときに、施政方針演説の中に、過疎の町になってよかった、安堵の胸をなでおろしたと、そんなことがあったんですよ。それは言うべき言葉ではない。気持ちは分かります。過疎債というのは有利な借金ができるわけですから、それは気持ちは分かる。

それを過疎債を使って、いろいろ町発展に頑張っていたきたいわけですがけれども、常に過疎からの脱却を考えて頑張っていたきたい。そのために過疎債というのは出ているわけなんですから、その辺、有効に使って、人口減少の歯止めとか、いろいろなところに町発展のために使って頑張っていたきたいということです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 皆さんに申し上げます。

議第57号の内容に基づきまして、質問を簡潔にまとめていただきますようによろしく願いします。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 簡潔に申し上げます。

15ページのただいまの移住・定住関係ですが、お伺いします。村山総合支庁に、くらすべ山形という移住・定住専門の係がありますが、この辺との交流、いわゆる時々行ってみて情報交換、こういったものはされておられるのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

くらすべ山形、移住・定住推進センターのほうとは、情報交換を行っております。ただ、コロナの状況もありますので、その辺のところを踏まえて、当然こちらのほうで移住コンシェルジュ等々も募集しておりますので、その辺の情報であったりとか、そういうような情報もやり取りしながら、連携した取組を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 当町には移住者がゼロということなんですが、私もお伺いしたときには、県内で米沢市が一番多い、40人ぐらいですかね。寒河江市が5、6名ぐらい、そういった状況でありまして、その各市町村の取組方、何で来てくれるのかとか、そういったものは非常に参考になると思います。ですから、時々出向いて、お話をお聞きすることなどもいいかと思います。

あと参考までですが、簡単に。私の友達が横浜で、会社の社長でおられるんですが、いろいろお話ししているんですけども、やっぱり横浜、東京は今、感染が爆発的に増えていると。そういう方の中に地方へUターン、住みたいという方がいらっしゃるんですけども、地方に行けば、いわゆる横浜、東京から来たというふうな偏見のいわゆる誹謗中傷というんですか、そういったものもある程度、なきにしもあらずじゃないかというような言葉を言っております。

以上です。回答は要りません。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第57号 大江町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、議第58号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） おはようございます。

それでは、議第58号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の制定についてご説明申し上げます。

資料4をご覧ください。

本町では、これまで過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の課税免除に係る国の減収補填措置の対象となっておりました製造業、農林水産物等販売業及び旅館業に用いる家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税について、平成14年に制定した大江町過疎地域固定資産税課税免除条例により課税免除を行ってきたところがあります。

しかしながら、既存条例の根拠法である過疎地域自立促進特別措置法が本年3月31日に失効し、4月1日から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、固定資産税の課税免除に係る新たな条例の制定が必要となったところがあります。

また、この法律の改定に合わせて、これまであった地方税の課税免除に係る国の減収補填

措置についても見直しが行われ、資料4の改定内容の表にありますとおり、適用基準の緩和や適用範囲の拡大等が行われた上で、令和6年3月31日まで適用されることになることから、これらの改定を踏まえた新規条例を制定するものであります。

議第58号の議案書をご覧ください。

第1条は、本条例の目的を定めるものでありますが、上から8行目にありますとおり、固定資産税の課税免除により産業の振興を図ることで、本町の持続的な発展に寄与することを本条例の目的とするものであります。

以下、第2条は課税免除の要件、第3条は課税免除の申請、第4条は課税免除措置の承継、第5条は規則への委任条項となっております。

なお、本条例附則第2項で、大江町過疎地域固定資産税課税免除条例を廃止し、第3項に廃止条例に係る経過措置を設け、令和3年3月31日までに新設または増設した設備等で廃止条例の課税免除要件に合致するものについては、固定資産税の課税免除を行うこととしておりますが、法律にも同様の経過措置が設けられており、国の減収補填措置の対象となるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、本条例は根拠法であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の定めるところにより、同法第8条第1項に規定する市町村計画の策定日か、それ以後の日から施行する必要があることから、本条例を公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第58号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第58号 大江町過疎地域の持続的発展に関する固定資産税課税免除条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第59号 大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 議第59号 大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、JR左沢駅の簡易委託化に伴う改正でありまして、切符販売営業時間を午前8時20分から午後4時20分までとし、現行より30分拡大することとしております。これに合わせて交流ステーションの開館時間などを改正するものであります。

資料5、新旧対照表をご覧ください。

第4条の開館時間につきましては、現在の「午前9時から午後5時50分まで」を「午前8時から午後5時まで」に改めるものです。

次に、第5条の休館日につきましては、左沢駅での切符販売業務を年間365日行うことに伴い、休館日をこれまで「1月1日」としていたものを削除し、「町長が必要と認めるときは、臨時に休館日を設けることができる」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日を左沢駅の簡易委託化が開始される令和3年11月1日からとするものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第59号の質疑を行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 確認をさせていただきたいと思います。

新しい開館時間というのが、ここにも書いてあるとおり、8時から5時までということになっていると思います。交流ステーションと改札口のところがドア1枚、いわゆるドアで仕切られると思いますが、本来、電車に乗る高校生とかが交流ステーションのほうで、電車時間までちょっと時間を待ったりとかというふうなのが見られます。2階のほうのちょっとした展示ホールの方にも椅子とかカウンターがあって、そのところにも高校生たち

がいたり、中学生はそんなに遅い時間はないと思いますけれども、中学生がその場所でいろいろな話をしたり、様々なことをしていると思います。

ということで、今後、5時になったら交流ステーションには入れないということになると、5時20分の左沢線の時間を待っている左沢高校生とかが外のほうで待機をしなければならないとか、そちらのほうに入れないということになれば、待合室もかなり手狭になるのではないかなというものがあるので、その辺のところ、交流ステーションはやっぱり5時に閉めるという考えでいいのか、また、そういう高校生たちが寒い時期、これから冬季間など、外で電車を待つような形になると思うのですが、その辺のところはどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

開館時間については、今議員おっしゃったとおり、8時から5時までということで、交流ステーションのほうについては5時で閉めさせていただきたいというふうに思っております。

実際、駅の今現在の待合室については、当然ずっと開いておりますので、そちらのほうをご利用いただくというようなことで考えてございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） その説明じゃなくて、高校生とか、そういう方があそこの狭い待合室のところで今後、電車を待つようになるのか。交流ステーションのほうはあくまでも閉めるということをするのであれば、何らかその辺も考えながらやっていただきたいなということのお話なんですけれども、どうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 今申し上げたとおりなんですけれども、高校生については待合室で待ついただくと。交流ステーションについては5時で閉めさせていただくと。この辺については様々、ご利用状況であったりとか、あとは公社さんのほうに今現在、協議をしながら、受付業務と、あと切符販売業務のほうを請け負っていただきたいということで進めておりますので、その辺のところも勘案した中で、交流ステーションの開館時間については、今現在9時から5時50分ということで交流ステーションのほうについては開館しておりますけれども、それを前倒しで8時に開けて、朝使う通勤客等々の切符販売もありますので、そちらのほうと合わせて、交流ステーションは早めに開けて5時に閉めるということをご利用

いただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今後、左沢駅のほうで、町のほうで切符販売をする。また、これまで交流ステーションのほうに置いておいたお土産とか、そういうものも現在の切符販売所のほうに移すということを聞いております。

その中で、これまでの交流ステーションのほうには、例えばお土産だったり品物を置く、現金を扱うものがない、またそこを少し展示ホールのようにしたいというのであれば、1階のスペースだけでも、もし可能であれば、学生たちがその場で待っている、そういうふうな工夫ができるのであれば、そういうふうにさせていただきたいということをお願いしたいのですが、やはりそのところはどうしても、その時間、時間ということで区切る、無理だということなのか、それとも、やはり課長が言ったように、何らかの形でそこを開けるというような形にするのか、その辺のところをもう一度はっきり聞かせてください。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

条例上も交流ステーションの開館時間は8時から5時までとする。ただし書のほうで、第6条のほうに、交流ステーションの中の会議室については延長というか、使う方がいらっしゃれば、鍵をお渡しして使っていただいて、今現状も同じような形ですので、条例上はこのようになっておりますけれども、例えば使い方として、こういう使い方が求められているというような状況があれば、条例のほうを直すということも出てくる可能性もありますけれども、その辺のところは今後検討していければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第59号 大江町交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） それでは、お諮りします。

議第60号から議第67号までの一般会計、各特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算については、各議案ごとに詳細説明を行った上で、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言の際はページ数を明らかにして発言してください。

それでは、日程第5、議第60号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第60号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明いたします。

最初に5ページをお開きください。

第2表、地方債補正の子育て支援事業と道路整備事業、橋梁整備事業は、特定財源となる

国県補助金の交付決定に伴い、事業費と発行額を精査したものです。消防施設整備事業は、西村山広域行政事務組合消防本部で導入する高規格救急自動車等への負担金ですが、同様に、事業費の精査に基づき、限度額を変更するものです。また、臨時財政対策につきましては、本年度の発行可能額が確定したことに伴う変更であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますが、それぞれの款に入る前に、人件費について一括してご説明いたします。

例年、9月補正で人件費の調整をしておりますが、本年4月の人事異動に伴う職員の給料、各種手当及び共済費の各費目間の調整など、それぞれの増減要因を反映させた結果、一般会計の人件費総額では25万2,000円の減となりました。

なお、費目ごとの説明は省略させていただくとともに、特別会計への繰出金についても一般会計での説明は省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

10ページをお開きください。

2款総務費は、1億4,375万3,000円の増額です。

1項4目財産管理費の庁舎地下タンク改修等工事費は、地下に埋設されているボイラー用の重油送油管の老朽化が著しいことから、シーズン前に改修するものであります。財政調整基金の追加は、地方財政法第7条第1項の規定に基づく積立てですが、これにより義務づけられている前年度繰越金の2分の1以上の額を積み立てることとなります。

5目企画費の12節保守点検委託料は、山里交流館体育館のバスケットゴールの安全点検を実施するものです。今回の補正では、小学校と中学校、体育センターのバスケットゴールについても同様に安全点検を実施する経費を計上しております。

14節まちなか交流館整備工事費は、予定していたブロック塀の解体工事について、工事内容を一部変更するため、追加経費を計上するものであります。

6目電子行政推進費の情報通信基盤設備移設工事費は、県道大江西川線の貫見・沢口間において、旧県道にある電力柱が撤去されることに伴い、電話柱への移設を要するほか、近年頻発する豪雨災害により、浸水被害を避けるため、電話柱の移設が必要となった箇所があることから、不足額を追加するものであります。

10目交流ステーション費は、JR左沢駅を簡易委託駅として運営していくための経費となっております。消耗品費と光熱水費、17節施設用備品購入費は、駅の事務室を引き続き活用していくための経費で、その他物販を行うための経費や、交流ステーション出入口ドアの修繕費用などを計上いたしました。

14節施設改修等工事費は、防犯カメラモニターを駅の事務室に移設する工事や、交流ステーション東側駐輪場の照明をLED化する工事などを予定しています。

11ページ下段からの3款民生費は、1,137万8,000円の増額です。

12ページをお開きください。

1項2目老人福祉費の12節樹木管理委託料は、柏陵荘の駐車場敷地内にあるプラタナスの木の成長が進み、枝折れ等が見られ、危険であるため、手入れを行うものであります。

19節老人ホーム入所措置費は、入所者が1人増えたことから措置費を追加するものです。

4目障害者福祉費の療養介護医療費についても、サービス利用者が増えたことに伴う追加であります。

中段からの2項1目児童福祉総務費の18節保育料等段階的負担軽減補助金は、本年9月から県が実施することとしている保育料の段階的無償化に合わせて、3歳未満の国基準第3・第4階層の保育料を無償化するため、認可外保育施設と幼稚園の利用者に対して補助するものです。なお、にじいろ保育園とあゆみこども園に対しても対象の保育料を徴収しないこととするため、歳入予算で保育所使用料の減額を計上しております。

19節多胎児養育支援費の追加は、ミルク代やおむつ代を支援するものですが、新たに生まれた双子1組分の費用であります。

4目児童福祉施設費の暖房設備等更新工事費は、にじいろ保育園の石油暖房機に不具合が生じているため、シーズン前に更新するための費用です。

17節、施設用備品購入費は、調理室にある冷凍冷蔵庫の経年劣化が著しいことから、更新をさせていただくものです。

4款衛生費は、1,617万円の増額です。

1項1目保健衛生総務費の19節養育医療費の追加は、未熟児養育事業の対象者が1人増えたことによるものです。

2目予防費のワクチン接種体制確保委託料とワクチン接種委託料の追加は、個別接種と集団接種に係る国からの加算交付に対応するものとなっております。

下段からの6款農林水産業費は、275万4,000円の増額です。

14ページをご覧ください。

1項3目農業振興費の元気な地域農業担い手育成支援事業補助金は、農業機械導入等に対する県の新規事業であります。団体、個人、それぞれ1件分の補助を予定しております。

5目農地費の修繕料の追加は、農林課管理のドーザー車の車検に伴う修繕費用のほか、小

倉交流館の設備修繕費用です。

14節農山村地域環境施設維持修繕等工事費の追加は、薬師ヶ池の周囲を囲んでいる木の柵の未設置箇所を解消し、安全確保に資するものであります。

11目、新規就農者支援費の施設整備等工事費は、新規就農者確保に向けた環境を整えるため、研修施設のバス・トイレ等水回り設備を改修するものであります。

P R 動画作成支援事業補助金も県の新規事業で、新規就農者の獲得に向けて、S N S 等を活用したP R 動画を制作するための補助金であります。

15ページをご覧ください。

7款商工費は、984万8,000円の減額です。

1項2目商工振興費の緊急事業継続給付金は、コロナ対策として5月の臨時議会で計上した予算で、本年2月から4月の平均売上げが一定以上減少した事業者を対象とする給付金であります。このほど申請給付手続が完了したことから、精算により減額するものです。

3目観光費の石風呂改築等工事設計業務委託料は、平成7年12月のオープン以来、約26年が経過し、施設全体の老朽化が顕著であることと、リニューアルすることで誘客面での回復、並びに健康温泉館の経営改善を図る目的もあり、改築に向けた設計業務に着手しようとするものです。

下段からの8款土木費は、2,843万7,000円の増額です。

16ページをお開きください。

2項3目道路除雪費の修繕料は、降雪期に向けた除雪体制に万全を期すための除雪機械の点検・修繕費用であります。

4目道路新設改良費の事業費の減額につきましては、財源である国庫支出金の社会資本総合交付金の交付額決定に伴い、橋上小新線のり面整備工事や、小漆川山田原線舗装補修工事など事業費を精査し、減額するものです。

5目交通安全施設費の交通安全施設等設置工事費は、中沢口・道海間の町道など、ガードレール破損箇所や未設置箇所への対応や、さきの危険箇所点検作業を踏まえ、グリーンベルトなど見えにくくなっている危険箇所の解消を図るものです。

4項2目公園費の公園維持修繕等工事費は、みなみ公園の水飲み場や車止め等の修繕のほか、森ノ宮公園や小漆川公園など、6か所の都市公園において照明をL E D化する工事を実施するものであります。

中段からの9款消防費は、1,557万3,000円の増額です。

1 項 3 目消防施設費の消防設備改良等工事費の追加は、町道藤田堂屋敷線道路改良に伴い、移転が必要となっている小見地内の防火水槽を撤去、新設するものであります。

4 目災害対策費の防災行政無線改修等工事費の追加は、総務費でもご説明した貫見・沢口間においての電力柱から電話柱への移設に伴う工事費であります。

下段からの10款教育費は、2,783万3,000円の増額です。

18ページをご覧ください。

1 項 3 目教育活動推進費の教育用備品購入費は、公益財団法人ヤマザワ教育振興基金様から、教育の振興に役立ててほしいと100万円の寄附をいただいたことから、小中学校の図書と展示パネル等の購入費に充てるものであります。

2 項小学校費と 3 項中学校費の12節学校施設点検委託料は、2 款でご説明したとおり、バスケットゴールの点検費用となっています。

小学校費の14節施設整備等工事費の追加は、劣化が著しい旧本郷西小学校敷地内にある物置小屋2棟の解体撤去費用です。施設用備品購入費は、本郷東小学校に給食用の冷却機を導入するほか、左沢小学校の校内放送設備と屋外にある時計を更新するものであります。

中学校費の設計監理委託料と施設整備等工事費の追加は、校舎屋上にある塔屋部分について、経年劣化に伴い、雨漏りするおそれが出てきたため、修繕工事を実施するものであります。

19ページをご覧ください。

4 項 2 目公民館費の自治公民館整備費補助金の追加は、地区公民館の改修に対する町単独の補助金であります。要望のあった1地区分を追加するものです。

5 項 2 目体育施設費の修繕料の追加は、町民プールや小鳥山スキー場の設備の修繕、蛍水運動公園の遊具修繕等の経費となっています。施設整備等工事費の追加は、体育センターと本郷西地区体育館のアリーナ照明をLED化する工事費などであります。

下段からの11款災害復旧費は、900万円の増額です。

1 項 1 目土木施設災害復旧費の測量設計等委託料と、20ページの災害復旧工事費の追加は、補助対象災害として町道山田原市野沢線の地滑り災害に係る積算業務を計上するほか、単独災害としては、市野沢北山線ほか3路線の災害復旧工事を予定しています。

13款諸支出金の水道事業会計補助金は、水道事業会計で支弁している人件費について追加するものです。

以上が歳出予算の概要であります。

6 ページに戻っていただいて、歳入予算をご覧ください。

9 款地方特例交付金は、本年度の交付額確定に伴い、当初予算計上額との差額分を追加するものです。

10 款地方交付税は、不足する財源を補填するため、普通交付税を追加いたしました。

12 款分担金及び負担金の老人ホーム入所措置負担金から 17 款寄附金の教育文化振興指定寄附金までと、20 款諸収入の雑入は、歳出予算で説明した内容の特定財源でありますので、個別の説明は省略をさせていただきたいと思います。

18 款の各特別会計からの繰入金につきましては、いずれも令和 2 年度決算の確定に伴う精算処理であります。

19 款繰越金は、令和 2 年度決算に基づき、未計上の額を全て計上いたしました。なお、このほかに繰越明許費に係る繰越金が 3,462 万 7,000 円あります。

21 款町債は、歳出予算で説明した内容の特定財源の補正であり、第 2 表、地方債補正でも触れていますので、説明は省略させていただきたいと思います。

以上が令和 3 年度大江町一般会計補正予算（第 5 号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） それでは、議第 60 号の質疑に入ります。

9 番、結城岩太郎君。

○9 番（結城岩太郎君） 11 ページ、交流ステーション費になるわけですがけれども、左沢駅の簡易委託については全員協議会でお聞きしたところでありましてけれども、その中で、ここにあります敷地借上料 1 万 4,000 円というのは、この説明を、場所はどの辺を言っているのかというのがちょっと分かりませんので。

それから、11 月 1 日から事務室を借り受けて簡易委託するということではありますが、この敷地料というのは年間通しての 1 万 4,000 円なのかということも併せてお願いします。

それからもう一つは、乗車券販売員業務研修負担金 3 万 6,000 円は、研修会の参加人数、これは何人を予定しているのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 交流ステーションの簡易委託化に伴う経費ということでご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、13 節の使用料及び賃借料、借地借上料 1 万 4,000 円につきましては、これは駅の待合室のほうで町の特産品を販売するためのパネルを設置して、そちらのほうで物産を紹介しながら、窓口のほうでお買い求めいただくということで、待合室にパネルを設置するための

敷地の借上料 1 万 4,000 円でございます。

実際、事務室のほうについては、借上料は発生しませんけれども、管理に伴う電気料、あるいは水道料については払っていただきたいということで、今現在、JRのほうと打合せを行っているところでございます。その関係経費については計上させていただいている部分でございます。

あと、乗車券販売業務研修負担金 3 万 6,000 円につきましては、切符を販売するに当たります、JRの研修センターが仙台のほうにございます。そちらのほうに行ってください、研修を受けていただいて、切符販売をしていただくというような経費でございます。

公社さんのほうと今、打合せを行っておりまして、公社さんのほうで今現在、5 人ほどの研修を受けたいということがございます。1 回当たり 9,000 円程度かかりますので、4 回分計上させていただいております。ただ、これは 1 回当たり何人行っても同じ 9,000 円ですので、9,000 円で 4 回分を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9 番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

敷地借上料というのは、随分安いと思ったんですけども、物産用のパネルを設置する部分と言うわけですか。何平米ぐらいあるんですか。それが 1 万 4,000 円するということですか。

それとあと、研修会の 5 人というのは、乗車券販売員が 5 人で交代勤務でやると、こういう理解をしいと思うんですけれども、この乗車券販売員というのは、株式会社大江町産業振興公社として新たに募集をすると、こういうふうになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 敷地借上料については 11 月から 3 月までの 5 か月間の分の敷地借上料で、具体的に何平米という部分については、今から JR のほうと打合せをさせていただきながら、最大でこの程度ということで JR のほうと打合せをさせていただいている部分でございます。

あとは、研修負担金の部分ですけれども、公社さんのほうではやっぱり 1 人だけではなくて、交代で行っていくというようなことで、ある程度的人数の方から覚えていただきたいということから、5 人ほどの研修を受けていただくということです。この部分については、公社さんのほうでは新たにということを考えているのかどうかですけれども、今現在いる職員の中で、当然、交流ステーションの案内業務も今現在委託しておりますので、その辺のこ

ろの部分との兼ね合いということで、今現在の職員を対象としているというような話を聞いてございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 17ページ、8款土木費の中の住宅管理費、これ今、ちょっと説明がなかったみたいなんですけれども、780万円程度の修繕料は、どこで、どういうふうに直しているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 17ページの8款5項1目住宅管理費の需用費779万4,000円の追加でございますが、こちらについては、みなみ団地6戸分というような形で修繕をしていきたいというようなものです。

みなみ団地については約20年ぐらい経過しているという中で、かなり内装のほうも傷んでいるというようなことから修繕を行うものでございますが、特定公共賃貸住宅という中で、入居されているときにはなかなかリニューアル、リフォームというのがちょっと難しいものですので、今待機されているところ、入っていないところから順次修繕のほうを進めていきたいというようなことで、作業に取り組もうとするものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

とても額が大きいので、その内訳というか、どのように、壊れたり剥がれたりしているかもしれないんでしょうけれども、もうちょっと詳しく内容をお願いいたします。

一旦住んでいて、今は空き家なんですよ。空のところからやっていくということであれば、誰か住んでいるわけですよ、前もって。その辺りの中の説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 具体的な内容になりますが、まずちょっと金額的に大きい部分が給湯関係、電気温水器ということで入っているわけなんですけれども、昨年度から結構その故障というもので、更新をしていくというようなことがありました。こちらについては入居されてからの修繕ですと、なかなか使えない期間が出てくるというようなことで、今は電気温水器なんです、ガス式に給湯方式を変えて、何かトラブルがあった場合でも町内の業者で対応できるような形にするものでございます。

それと、室内のクロスなんですけれども、大分汚れが出てきているというようなことで、その部分についても更新をしていきたいと。全室となるとやっぱり金額的にもかなり出てくるというようなことで、そのようなことで考えております。

あとキッチン関係でございますか。今、ビルトインのガスというようなことで、ガスコンロが入っているんですけれども、20年経過すると中の汚れというのなかなか落ちないというような状況でございます。新たな人が入ったとしても使いたがらないというような状況になっておりましたので、その部分についてはガスコンロを入った人が持ち込むというような形でちょっと直させていただいて、今あるグリル関係については撤去というようなことで、リニューアルを図りたいというふうなことです。

これまで入っていた人との関係ということも議員のほうから質問がありました。これまでも室内関係のクリーニングなどについては、退去する際にハウスクリーニングというような形でしていたわけなんですけれども、やはり20年経過するという中で、なかなか落ちないものが出てくるというようなこともありますので、できるだけ若い方々からも魅力ある住宅ということで、入居を促進したいというようなことから、今回、空いているところからの修繕というようなことで上げさせていただいた内容でございます。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

ちょっと私、今いろいろ聞きまして、素朴に思うんですけれども、これは町のものだということなんでしょうけれども、アパートを借りた後に、出ていくとき、すごく経費がかかりますよね、敷金だの礼金だのの中から引かれたほかに、さっきも言っていましたけれども、クロスを変えたりとか、そういうふうなものについては、入居している方々は、そういうようなことはやっていかないということなんですか。そういうのは該当させていないのか、もう少しお知らせください。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 退去時のクロスの修繕に関してでございますが、入居された方が壊したとか、壁をちょっとぶつけてへこんでしまったとか、あと、お子さんが落書きをしたとか、そういった部分、あとたばこのやにとか、そういった部分については入居者の負担で貼り替えというような形でさせていただいております。クロスについては耐用年数が6年というようなことで、かなり20年ということ長く使っている状態ではあるんですが、そういったことも鑑みて、ちょっと汚れがなかなか取れにくくなっているというよう

なことで、今回、一度ハウスクリーニングは入っていただいているんですけども、そういった経年劣化の部分がございまして、このたび町として入居されていないところについてはリフォームをかけていくというようなことでの対応でございまして。

○議長（菊地勝秀君） 4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 18ページ、10款1項3目17節教育活動推進費で100万円、これは7ページが一番下にある教育費寄附金の教育文化振興指定寄附金の100万円なんですけれども、これは備品費という形でやっていたのは、ひもつきか何かで備品費に組み込まなきゃいけないのか、それとももう購入予定があって、備品を購入するということで執行予定であるかと、あと実際にもうこれが決定して、予定しているのであれば、何をするのか、何を購入するのか、それを教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

ヤマザワ教育振興基金さんからいただいたものについては、本町では100万円ということでございます。今回、本町のほかに、寒河江市と朝日町にも寄附があったというふうに聞いております。それぞれの町で教育に必要な部分に充当するというので、例えば寒河江市であつたら各学校で必要なものを考えてスポーツの用品等を買ったというふうに聞いております。

本町におきましては、各学校と相談した結果、今、大江町では読書に力を入れているので、やっぱり読書用の備品を購入させていただいてはどうかというふうなことで各学校と話になりました。それで、この100万円を活用させていただきまして、まず子どもたちに本を紹介する展示ディスプレイの棚であるとか、それから図書展示用のパネルであるとか、そのほかは読書そのものに使える本の購入ということで、各学校と相談して購入させていただきたいというものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 各学校の展示用ディスプレイ、パネル等ということですか。例えば左沢小学校であれば、ホールのほうに大きな本棚があつて、本も結構充実しているんですけども、そのほかに何かを、そのほかのパネルを購入することなんですか。改修ではなくて。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 改修ではなくて、そのほかに購入させていただくということ

でございます。

○議長（菊地勝秀君） 8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 7ページをお願いします。7ページで、元気な地域農業担い手育成支援事業ということで236万8,000円入っていますけれども、出のほうを見ますと、元気な地域農業担い手育成支援事業ということで354万5,000円ということで出ていますけれども、その中身を見ますと、国県支出金が296万円、それで一般財源が59万3,000円ということになっています。それで、当初予算の追加でこれは来たのか、それから、歳入の236万8,000円はどういう名目が入ってきているのか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 元気な地域農業担い手育成支援事業関連のご質問だと思います。

こちらは地域農業の持続的発展を図る主体的な取組に対する補助事業でありまして、まず1つは、14ページの歳出のほうにつきましては、事業費の県から3分の1、町が6分の1というふうなことで補助をするものであります。ですので、7ページの県の補助金については、県の補助金分、事業費の3分の1が歳入として入りまして、歳出のほうはそれに町の6分の1の上乗せ分といいますか、そちらを加算して補助するものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 歳入のほうからお聞きしますけれども、261万8,000円、これが県からの補助金で入ってきたと。これは全体事業の中の3分の1が入ってきたということなんでしょう。としますと、歳入のほうで236万8,000円が、大体その3分の2の財源がどこから出るのか、あるいはここで予算化になっているのが元気な地域農業担い手育成支援事業で255万4,000円しか出ていないと。だから、歳出のほうも聞きますけれども、この支援事業というのは、農機具の説明があったけれども、何なのか、何台なのか、その数も教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、事業の内容についてご説明いたします。

この元気な地域農業担い手育成支援事業は、このたびの具体的な事業につきましては2件ほどありまして、1件につきましては共同利用する防除機、スピードスプレーヤーの購入が1件と、あとは6次産業化のための芋の掘り取り機や真空包装機の購入1件の合わせて2件でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 質問の仕方が悪いのか分からないけれども、歳入で県のほうから県

補助金という形で261万8,000円が入ってきたと。これが3分の1だとすると、600万円の予算が歳出のほうで出てくるのかなと考えているわけなんです。その仕組みが分からないから聞いているんです。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長、明快に回答をお願いします。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、明快になるか分かりませんが、まず、この事業につきましては、事業費の3分の1の部分については県の補助金ですので、歳入のほうに県の補助金分として236万8,000円。それに町の負担分というのが事業費の6分の1を上乗せして補助しなさいというふうな事業でございますので、その6分の1分をプラスして、歳出のほうで補助金として計上しているということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） それでは、簡潔明瞭に質問したいと思いますが、12ページの民生費、児童福祉費の負担金、補助及び交付金、86万2,000円というふうにあります。いわゆる保育料、3歳以上が無料化になったという中で、ゼロ歳児からの対応という中で、県の主導でやりたいというふうなことだと思うんですが、ここの保育料等段階的負担軽減補助金という意味が、いわゆるゼロ歳児だけを本年度対象にするのか、1歳まで含めるのか、2歳も含めるのかというふうな段階的負担軽減なのか、あるいは副食費の関係で、おやつ代等々は除いての、まずは段階的だからというふうな、この86万2,000円の中身をお聞きしたいと思います。

それから、14ページの新規就農者支援費の中の工事請負費が187万円計上されておりますが、詳細説明の中では、ちょっと聞き逃した点もあるので、この新規就農者の部分での工事請負費というのはどういうものなのかというふうなことでお聞きしたい。

続きまして、8款、16ページの道路新設改良費、委託料が650万円、工事費が290万円、合わせて950万円の減額になっている。社会資本の関係の国の補助金が減額になったというふうに説明がありましたけれども、7ページの歳入を見ますと、土木費国庫補助金というふうなことで、社会資本整備総合交付金の1,600万円の減額が計上されております。ということで、歳入が1,600万円減額になったのに、支出のほうで950万円の減額しかないということになると、当然、一般財源の投入というか、そういうふうに理解するんだけど、先ほどの説明だと、橋上線とか、小漆川線とか、ここを断念したというふうな説明があったんだけど、その点を詳しく説明願いたい。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 最初に、伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、お答えいたします。

12ページの3款2項1目児童福祉費の保険料等段階的負担軽減補助金の内容につきましては、これは令和元年10月に開始をされました国の幼児教育等無償化で対象となった3歳児から5歳児の部分、それを除いて、今回の対象はあくまでも3歳児未満の方の保育料になっております。

大江町の場合は、所得の階層によって1段階から10段階まであるわけなんですけれども、1・2段階は既に完全無償化になっていると。今回の対象は、あくまでも階層の中の3階層、4階層、5階層の部分が対象となります。国で言うと3・4階層になるんですけれども、その部分を段階的に無償化するというものでございます。

今回、支出のほうで補助金で上がっている部分については、認可外保育所の部分の保育料と、あとは幼稚園で実施をしている2歳児の預かり保育事業、この分が計上されて86万2,000円になっていると。町が直接関係あるにじいろ保育園、あゆみこども園分については、まず一旦、保育料を納めてもらって返還するんじゃなくて、もう最初から保育料は徴収しないという考え方で、今回、歳入のほうの保育料のほうで170万円の減額をさせていただいているということで、今回はあくまでも3歳児未満の3階層から6階層の部分の保育料について対象としているところでございます。

以上です。

〔「何人ですか」と言う人あり〕

○健康福祉課長（伊藤 修君） 今回の86万2,000円の部分については、認可外については1名、あと幼稚園の預かり保育については4人となってございます。

にじいろ保育園とあゆみこども園の3歳未満については、にじいろ保育園が11人、あゆみこども園が39人、対象者は50人となっているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 続いて、秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 新規就農者支援費の施設整備等工事費につきましては、旧寄宿舎、新規就農者の独身男子寮ということで使わせていただいておりますが、その浴室とトイレの改修工事の工事費でございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 8款の4目道路新設改良費でございます。

社会資本整備総合交付金の減に伴いまして、当初から予定しておった橋上小鉦線、あと小

漆川山田原線の舗装に関しては、ちょっと今年度は実施できないかなというようなことでの修正をかけさせていただいております。

そのほか、単独事業という中で、藤田堂屋敷線の交差点の協議に関する委託が増加したというようなこと、あと橋上小鉾線において道路のり面のコンクリートが落下してきたというような事案が発生しておりますので、それに対応するための委託、あるいは工事というようなことで上げさせていただいております。

加えて、沢口柳川旧道線、ちょうどやまさあべ前でございますが、道路が一部陥没といえますか、少し下がっているというようなことがありますので、そちらのほうの工事についても対応させていただきたいというようなことで、新たに追加をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 櫻井課長、歳入の中で社会資本整備総合交付金が1,600万円ほど減額になっているということなわけです。1,612万2,000円の減だと。そして、支出になると950万円の減額しかしませんよということの中で、700万円ほどの歳入の減をどこで補填するんだということをお聞きしているわけですけども。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

歳入の部分の国庫支出金というふうな部分では1,611万2,000円、この部分について、支出のほうでの部分については、社会資本整備総合交付金を活用した事業を取りやめたり、減額をした中での事業というような形に対応させていただくというようなことで基本的には考えております。

それに加えて、新規に単独事業で取組が必要だというようなことでの増額、こちらについては一般財源という中での対応というような形で考えているところでございます。よって、4目の財源内訳にあるとおり、一般財源700万円というような形での多額な一般財源を要するわけですけども、安全・安心な道路というような形での取組というふうなことでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 補正予算の編成の中でこういうふうになったと思うんですけども、総務課長、私が言っているのは、いわゆる国庫補助金が1,600万円の減になったと。だけ

ども、支出のほうではそれに対応する減額が950万円しかない。そこの部分の説明を求めているんだけど、よろしくをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

7ページのほうで、歳入の1,611万2,000円の減でありますけれども、この減額補正の充当先につきましては、16ページの8款2項4目のほうの財源内訳で997万4,000円を減額しております。それに加えて、この上の道路除雪費のほうでも564万4,000円減額しております。この2つで1,561万8,000円の減なわけですが、それでも50万ほど減額の充当先が足りないわけではありますが、予算書のつくりの関係で、支出のほうで補正がなければ、その財源充当も現れないことになっておりますので、あと残り50万円の充当先につきましては、後ほどお調べして報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

総務課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 毛利議員のご質問で説明が足りなかった分についてご説明いたします。

7ページの国庫補助金の社会資本整備総合交付金1,611万2,000円の減額であります。この減額の充当先につきましては、16ページ、8款2項3目の道路除雪費でマイナス570万8,000円、4目の道路新設改良費で997万4,000円の減、あと午前中も申し上げましたとおり、この予算には現れておりませんが、8款2項6目の橋梁維持費のほうでも43万円の減額ということで、トータル1,611万2,000円の減であります。

この中で、8款2項3目の減額の数字がありませんけれども、ここにつきましては同じ7ページのほうにあります歳入のほうで、いきいき雪国やまがた推進交付金、こちら6万4,000円の追加についても充当しておりますので、8款2項3目の財源としましては、マイ

ナス564万4,000円ということになります。

結果として、国庫支出金、起債を減額しておりますので、その分、一般財源の持ち出しが増えたというようなことになります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 引き続き議第60号の質疑を行います。

伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 16ページをお願いします。16ページの8款土木費について、道路除雪費、修繕費ということで150万円ほど追加になっておりますが、これは追加の部分であって、当初予算もあると思うので、合計で年間どのくらい修繕費にかかっているのか、今年度の場合を教えてください。

それから、これに該当する除雪機の関係、何が何台あるのかも教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 8款2項3目道路除雪費の修繕料でございます。150万円の追加になりますが、当初予算で750万円置いておりました。150万円の追加ということで、この予算が通れば900万円というようなものになります。

今回、当初予算も含めての修理をしていきたいと思っているものが、ロータリー除雪車、これが6台、あとドーザーが4台になります。あと昨シーズンの豪雪ということも踏まえて、令和3年度になりまして修繕したものもございますので、道路の関係で修繕しているところも含めての900万円というような中での対応でございます。

あと今シーズン、令和3年度のシーズンの修繕料ということも踏まえて、そちらのほうは180万円、例年並みというような形の中で、900万に含めて対応していきたいというようなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。大体年間800万円ぐらいかかるということ考えていいのかな。

あとそれから、私この前ちょっと指摘したというんじゃないけれども、除雪が終わってから6月頃まで野ざらしにしておくものですから、格納庫はないのかなんていう質問をしたことがあったんですが、今現在は、あるだけの除雪車を格納する設備があるんですか。もしもあるなら、早めに整備が終わったらしていってもらいたいと思いますが、その辺よろしくお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 例年の修繕の関係ですが、ほぼ同じぐらいかなというふうには思っておりますが、特に昨年度の豪雪ということで、ちょっと不具合が出ているところが多いようにも感じております。雪の状況によって、その辺の修繕の多い、少ないというのは出てくるかなと思います。

あと、除雪機の格納庫でございますが、夏場に草刈り等々、あと道路の整地の関係などに使っているものを除いては、全て車庫のほうにしまっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 2件お願いいたします。

11ページの総務費から、18節負担金、補助及び交付金の乗車券販売業務研修負担金についてお伺いいたします。

先ほど5人の方が受講されるということで、1回9,000円で何人でも受けられるということで、4回分というふうにお聞きしました。仙台に行つての研修ということで、この研修を受けられた方以外に急遽入られることになった場合、この5人の方が受けた研修を教えてくださいまして切符を販売することは可能なかどうか、免許みたいなものがあるのか、それとも1回行って教えてもらえば、それを人に教えて、その方が切符を販売することができるかどうか、教えていただきたいと思ひます。

あと、18ページの小学校費の中の14節工事請負費の施設整備等工事費、本郷西小学校の物置の劣化が著しいため撤去されるということなんですが、これは今後も使うものが物置に入っていたのかどうか、整備等工事費の中に新しく物置を置く費用も入っているのかどうか、お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 11ページの2款1項10目交流ステーション費の中の18節負担金、補助及び交付金の乗車券販売業務研修負担金についてのご質問にお答えしたいと思います。

こちらのほうは、先ほど申したとおり、4回分を計上しております。公社の職員の方、5人の方から行っていただくということです。ただ、これをするに当たって、免許等々は必要はありません。ただ、専門的な知識、乗車券の種類であったりとか、そういう部分を受けていただいたほうがスムーズに行くというようなJRさんからお話がありましたので、これ

を1人2回程度受けていただきたいなということで予算化しているところでございます。

万が一、例えばその5人以外の方ということになれば、もう一度、予算を計上させていただいて、研修を受けていただいたほうが間違いがなく、スムーズに行くのかなというふうに思っておりますので、伝えずでなくて、もう一度、研修に行っていたほうが間違いなく切符販売の業務が行えるのかなと、今現在は思っているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 18ページ、10款2項小学校費の1目学校管理費の工事請負費29万円につきましては、総務課長からも説明がありましたように、旧本郷西小学校の使われていない小屋を解体するというものでございますが、この中には使われていないラインマーカー、昔学校だったときに使っていたラインマーカーでありますとか、運動会で使っていた机とか椅子などが入っております。なので、これらはもう使わないということであれば一緒に撤去していただいて、使えるようなものがあれば、学校の中に保管するというような措置を取りたいというふうに考えております。

小屋につきましては、もうぼろぼろで解体するしかないということで、新たに何かを建てるという予算ではございません。解体費用でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 12ページの3款1項2目の委託料、樹木管理委託料100万円と、もう一つ、同じページ、3款2項4目の工事請負費で暖房設備更新工事193万円についてお伺いしたいと思います。

まず最初の樹木のほうですけれども、先ほどの説明で、柏陵荘のプラタナスというふうにお伺いしたと思いますけれども、これは何本かということと、伐採方法はどんなものかお伺いしたいと思います。

暖房のほうに関しては、にじいろ保育園の暖房機だというふうにお聞きしたと思いますけれども、何基あるかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えいたします。

最初の3款1項2目老人福祉施設の12節樹木管理委託料につきましては、総務課長の説明にもあったとおり、老人福祉センターとテルメ柏陵に行くところの階段があるんですけれど

も、その上部のほうに植われているプラタナスの木、3本分でございますが、その分の枝打ちを今回行うものでございます。

あともう一点の3款2項4目児童福祉施設費の暖房整備等更新工事につきましては、これは平成12年に設置をしているものでございますが、その中の9台を今回更新させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 柏陵荘のところの樹木は、あそこは柏陵荘が運転しなくなると、携わる人がいなくて、落ち葉とかが落ちたときに掃く人もいないということで、木を切るんだというふうにお聞きしていたんですけれども、枝打ちとなると、根っこからじゃなくて、途中からの枝打ちだと思うんです。そうすると、いろいろなところの街路樹を見ていると、そこから新しい枝がまた出てきて、葉っぱが落ちてということが毎年発生するのではないかなというふうに思いますけれども、柏陵荘のところは運転、しばらくはしないというふうになると思うんですけれども、その辺の管理はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 確かに柏陵荘は営業のほうは閉鎖しておりますけれども、基本的には町営住宅の方がちょうどあそこのプラタナスの木の間の階段を通過してテルメ柏陵のほうに温泉に入りに行かれるという状況もありますので、今の状況ですと、かなり柔い木なので、ばたばたと枝が落ちてきて降りかかってくるような状況があるので、まずはせめて枝打ちをしていきたいと。

確かあれは左沢中学校の時代から植えられていたものということで、かなり思い入れのある方もいらっしゃるかと思いますので、まずは伐採ではなくて、枝打ちをした中で管理をしていって、またそれ以上、何か影響があるようであれば、当然その先のことをもう少し考えていきたいなと思っているところです。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 通る方が、やっぱり雨が降った後とかは滑って危ないというふうには聞いていますので、その辺の管理は十分をお願いしたいと思います。

あと、先ほどの暖房のほうなんですけれども、古いほうの建物の9基ということなのか、あとこの暖房の入替えは建ってから初めての更新なのか、お伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 今回の暖房の更新工事につきましては、旧わかば保育園の暖房設備になります。これが平成12年に設置でございますので、21年ほど経過をしているという中で、今回9台分を更新させていただくものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 3点ほど質問させていただきます。

まず15ページになります。商工費の中の商工振興費ということで、緊急事業継続給付金ということで、春に予算を取っていただきました。その中で1,768万8,000円ほど減ということで、給付するための基準のハードルが高かったのか、それとも、町の業者の方々にきちんと連絡というか、宣伝がなっていなかったのか、その辺のところをお聞きします。

また、予定数としてどのぐらいの件数を予定して、実際どのぐらいの応募があったのかもお聞きしたいと思います。

次に18ページ、教育費の中で小学校、中学校、また体育館と、学校施設点検委託料ということで、先ほどお話を聞いたときにバスケットゴールの点検だということなんですけれども、なぜその点検を今することになったのか、またその点検で結構金額がかかるんですけれども、どのような点検をし、また、点検で不備なところがあったときには、すぐ改修をしていただけるのか、お聞きしたいと思います。

あともう1点になります。中学校費の中の施設設備等工事費ということで300万円、今聞いた話によりますと、屋上のひび割れということで雨漏りがすると。本来、中学校とか学校の建物は何年に1回とかは点検とかしていると思います。中学校の建物に関しては古い建物なので、ここ数年の間に、多分、耐震とかいろいろなものの調査はしていると思うんですけれども、そのときにひび割れ等が見つからなかったのか、また今後、このひび割れを修理していくと思うんですけれども、中学校の建物は古いということで、今後このような修繕が毎年出てくるような気もするんですが、その辺のところに関して回答をお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 7款1項2目商工振興費の負担金、補助及び交付金の緊急事業継続給付金の減額についてのご質問かと思えます。

まず、予算が4,400万円で、5月の補正予算で計上させていただいて、お認めいただいた想定の数と申しますか、基準となる考え方ですけれども、昨年度、商工業者支援交付金のほうを交付させていただきました。

そのときは、12か月、1年のうちの1か月でも20%以上減額していればというような条件のもとで行ったところ、大体180事業所ございました。そこから今回、今年度の状況を勘案しながら、今年度の事業につきましては、3か月平均の売上げが20%ということで、3か月平均ということで、若干昨年よりは厳しいというか、ハードルが上がったというような部分で、若干減るのかなということで、160事業所程度の想定の中で、補正予算のほうを計上させていただいたところがございます。結果的には108件の申請がございました。このたびはこの108件の金額で2,631万2,000円ということで行っておりますので、1,768万8,000円の減額ということです。

この原因は何ですかというようなご質問かと思えますけれども、全体的に見ると、当然業種によってばらばらです。その中で小売業、理美容業、建設業の方が昨年よりも件数が減っているということは、その辺のところは、昨年よりは、経済的に景気と申しますか、売上げが減っていないというような状況で、昨年と同様の売上げだという事業もございましたので、その辺のところでは結果的には申請がなっている状況です。

PRというお話もございましたけれども、商工会を通して、あるいは町の広報、あるいはホームページで周知を行っておりますので、隅々まで事業の中身についてはご理解いただいているのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 18ページ、10款2項学校管理費の中の学校施設点検委託料でございますけれども、先ほど説明がありましたように、バスケットゴールの点検ということでございます。

議員ご質問の、なぜこの時期の点検になったかということでございますけれども、実は4月に北九州のほうでバスケットゴールの落下事故がありまして、子どもさんがけがをするという事故が起きました。それを受けまして、5月に文部科学省のほうから県のほうに、学校環境における工作物及び機器等の安全点検についてというふうな依頼が出されました。県からの通知を受けて、町のほうで、このたびバスケットゴールを全て点検させていただくというふうなことで、今回計上させていただいたものでございます。

どのような点検をするのかというご質問でございますが、リング、それからワイヤー、バスケットゴールの溶接部、フレーム、金具、ボルト等、バスケットゴールに係る全ての部分について、目視はもちろんですが、触診、打音、あと振動などの点検を全て行うと。

つり下げ式のバスケットゴールについては、足場を組んで点検しなくてはならないということもありまして、少々高額になっているというふうなことでございます。

続きまして、中学校の屋上に関する施設整備等工事費の追加でございますけれども、点検は3年に一度、大規模な点検を行うわけですけれども、これまでそこで発見されなかったということで、今回見つかったものでございます。

雨漏りというふうな言葉がありましたけれども、今現在、まだ雨漏りはしておりませんで、ひび割れの部分を改修させていただいて、雨漏りしてしまうとまた大変な金額がかかりますので、それを防止するためにも今回させていただきたいということで、計上させていただいたものでございます。

今後こういう修繕がたくさん出てくるのかということでございますけれども、中学校を廃止するわけにはいきませんので、まず大事に使っていくということで、学校施設の長寿命化計画に従いながら大事に使わせていただきたいと思います。その上で、修繕も今後出てきたところについては適切にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

商工費の部分の緊急対策の部分に関しては、課長から説明がありましたけれども、去年より少しだけハードルが上がったかなという感じで、その分で減ったということが分かりました。ただ、今後また何かあるときには、まだまだ厳しい業種がありますので、その辺のところを考えていただきながら、また再度支援していただけるのであれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育のほうのバスケットのゴールになりますけれども、結構うちの町のバスケットゴールは、どちらかと、壁のほうから押し出して支えておくというものになっていると思ひます。以前、中学校のボードを木製のボードからクリアのボードにしたとき、重量が耐え切れないということで、ワイヤーで支えてもらったということも、私がちょうど、自分の息子がバスケをしていたときにそのような工事をしていただいたという記憶があります。

その中で、それからもう20年、30年たっている中で、そこはやっていると思うんですけども、今回のような事故がなかったら、再度点検するということはなかったと思ひます。でも、やはり体育センターなんかのゴールも結構細いやつで延びたりするんですけども、あれも結構揺れるというか、そういうのがありますので、その辺のところを今後どういふ

にしていくのか、やはりきちんと、がっちりしてもうまくないと思うんですけれども、どうしたら安全に使えるかということもお願いします。

あと、課長から、つり下げ式というのがあったと思いますけれども、つり下げ式はほとんど学校でも体育センターでも使わなくなっていると思いますので、そういうところは、やはり危ないということがあれば、外してもいいのかなと思っております。

あと屋上の件ですけれども、今、長寿命化によってということで、粛々とやってくれているところだと思いますけれども、やはりどこまで延ばせるかということもあると思います。やはり四十数年、校舎が建っている中で、そろそろかなり危険な箇所も出てくるのではないかと考えております。やはり子どもが学習をする場でありますので、補修でどこまで延ばせるかということもあると思いますけれども、あるときには大きな決断をしなければならないと考えておりますので、どこまでその補修費を修繕をするのかも、なかなか言えないと思いますけれども、その辺のところをどう考えているか、お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） バスケットのゴールにつきましては、ご指導大変ありがとうございます。不備が見つかった点につきましては、子どもたちにけがをさせるようなことがあっては絶対になりませんので、見つかった暁には、きちんと修繕、工事等で対処させていただきたいというふうに考えております。

それから長寿命化でどこまで延ばせるのかということですが、ちょっとなかなか私の口からは答えづらいというところもあるのですが、やっぱり子どもが少なくなっているこのご時世の中で、適正な学校の規模というものがあろうかと思えます。その中で、中学校だけでなく、いずれ小学校のほうと併せて考えなければならないという時期も来るかとは思いますが、それまで適切にやっぱり中学校を安全に使えるように、こちらとしては整備していくという方針でございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 19ページの公民館費です。18節の負担金、補助及び交付金で、自治公民館整備費補助金（追加）ということで、要望があったというふうにお聞きしましたけれども、この内容について、最初をお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 19ページ、社会教育費の公民館費についてお答えいたします。

自治公民館整備補助金ということで、今回申請があったのは小鉾の公民館でございます。小鉾の公民館が昨年度の大雪で屋根の軒先が折れたということもあります。あと併せてトイレのほうが大分老朽化しておりますので、改修させていただきたいという相談がございましたので、このたびこのような金額を上げさせていただいたところです。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 小鉾公民館の整備費というようなことで、今年の大雪で屋根の軒先が損傷したということだと思います。その補修、修繕と、それからトイレの改修ということだと思うんですが、これは水洗式にするのかな。大変いいことであります。

よろしくお願ひしたいというふうに思いますが、この負担割合というのが、町が3分の2、地区が3分の1の負担、こういうふうに条例で定められていると思うんですけども、3分の1イコール、248万円というのは3分の1にしますと82万6,000円になるんだよね。小鉾区は10軒しかないんですよ。その10軒でこの82万6,000円を負担しなければならない。そうすると、1軒当たり8万2,600円の負担になってくる。それで1戸当たりの額としては大きいんじゃないかなと、大き過ぎるといいますか。そのほか区費、月3,500円が12か月あって、年に4万2,000円を負担していると。

戸数の少ない集落としてかなり重い負担金というのがありまして、年金生活者もいるわけです。それから、コロナ禍で仕事がなくて、厳しくなって、そういう会社員もいるわけです。1軒当たりの8万2,600円の出費と、これは大変酷ではないかなと、こういうふうに思いませんか、町長。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 大変酷かどうかはちょっと一旦置かせていただきまして、まず今回、ルールにのっとって、要綱に従って、我々としては補助金を支出させていただくということでございます。ここに至るまでには、小鉾区の区長さんと何回か相談させていただいて、いろいろお話をさせていただいた上で、こういうふうに出させていただいているということでございます。

確かに1戸当たり、年金生活者の方もいらっしゃるということで、8万2,600円、金額だけ聞くと非常に重いと。当然重い金額なんですけれども、その辺は積立てなさっているとか、区でどのような工夫をなさっているのか分かりませんが、負担をかけないような形で、区のほうでも区長さんを中心に進めていらっしゃるのかなというふうに考えているところです。

こちらといたしましては、今回ルールに乗った形での予算計上ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ストレートに、大変だと思わないかというご質問でございますが、それは大変だと私は思います。でも、それぞれの区で持っていらっしゃる公民館、あるところ、ないところはあるかというふうに思いますが、それぞれ計画的に積立てをしたり、改修の予定を立てたりというふうなことで、工夫をしながらしているというふうなことは知っていますし、また、集落活性化交付金なども公民館の維持管理費のほうに充てさせていただいているというふうな区も多くありますので、その辺のところは工夫をしながら、先ほど課長の答弁にもありましたが、区長さんのほうとも十分協議をした中で、こういったことで町としては支援をしていくというふうなところに落ち着いたというふうに聞いておりますので、ぜひその部分をご理解いただきながら、集落からも協力をいただければというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。大変だと思うと、こういう感じ方ですよ。実際大変なんですよ。

集落活性化交付金もいただいている。確か16万幾らぐらいだったと思うんですけども、これは到底足りないわけです。今、小さな集落ということで、限界集落みたいな感じで、頑張って生き抜いている状況なわけです。

だから、条例で3分の1というのが、何かそういうことでなくて、弱い者を助ける意味で、条例改正といたしますか、行うなどして、小さい集落は小さい集落なりに、大きい集落と負担が同じくなるような費用負担割合と、そういうふうに私としてはしていただきたいということなんです。

大江町の町民の幸せ、あるいは公平・公正な出費になるようにやっていただきたいというところでは、どうでしょうか、その辺。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 公平にというふうな部分のお話でございますが、いろいろな公平の見方があるのかなというふうに思います。

先ほど申し上げた集落活性化交付金であります。それは小さい集落ほど配分が大きくなるような工夫をして始められた事業であります。しかしながら、一部では、世帯の多い区にどうしてこんなに少ないのだろうかという議論もあります。

そうした中で、今回の自治公民館の補助事業につきましては、町の補助事業としての要綱でございますので、その部分に沿ったような形で支援をさせていただくというふうなことで、区長さんのほうともいろいろ話をさせていただいた中でのことであります。

現段階において、気持ちの部分と、実質、実務の上での部分は、ちょっと今は分けて考えざるを得ないのかなというふうなところが正直な気持ちでございますので、そのところは今後、検討課題というふうなことも含めて、考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 簡潔に申し上げます。

14ページ、6款1項3目元気な地域農業、これ先ほど、団体1件、個人1件とありますが、団体はどのような団体なのか。また、個人は新規就農の方なのかどうか。あと金額、トータル355万円。これは団体が幾らで、個人が幾らなのか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 元気な地域農業担い手育成支援事業でありますけれども、団体1件につきましては、OSINの会さんでございます。個人の1件については、新規就農者といえますか、若手の農家の方というふうに申し上げておきます。

この補助金の内訳としては、団体のOSINの会のほうが297万円、個人の方が58万4,000円で、355万4,000円でございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございました。

県からの支援事業、これは毎年あると伺っています。この中で、団体、個人、そのほかに女性農業者の活躍促進の取組という項目もあります。大江町にも新規就農の方で女性の方、独立しておられる方もおると伺っていますので、この辺はどのようにお考えなのか。

あと、認定農業者、新規農業者、こういった全体に、いわゆるこのような元気な地域農業

担い手育成支援事業、こういうものがあるんですというようなPR、広報ですね、皆さんに周知されているかどうか伺いたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今議員ご指摘のとおり、この事業のメニューの中には、女性農業者の活躍促進の取組というメニューも確かにございまして、そういった取組ができないかということで、町内の女性農業者の方等ともいろいろ検討しましたけれども、このたびはこの取組はしないというようなことで、今回は先ほど申し上げた2件の事業になったところでございます。

この事業につきましては、これは今年度から新たに創設された事業でございます。国の地方創生推進交付金を活用した県の事業ということで今年度から開始されたものでございます。お知らせ版等でこの事業の広報等はしてございます。

以上でございます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第60号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第5号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、議第61号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○**税務町民課長（阿部美代子君）** 議第61号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

8款1項5目償還金1,656万7,000円の増額は、令和2年度保険給付費等交付金の実績に基づく返還金1,638万7,000円と、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減少世帯への国民健康保険税の減免及び令和2年7月豪雨被災者の医療費の一部負担金免除に係る災害等臨時特例補助金の実績に基づく返還金18万円を追加補正するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

7款1項1目繰越金は、令和2年度決算見込みにより3,679万4,000円を追加補正するものであります。

6款2項1目基金繰入金は、7款1項1目繰越金の補正額3,679万4,000円から、歳出の8款1項5目償還金1,656万7,000円を差し引いた残額2,022万7,000円を基金繰入金より減額するものであります。

以上でございます。

○**議長（菊地勝秀君）** 議第61号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（菊地勝秀君）** これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（菊地勝秀君）** 討論なしと認め、採決します。

議第61号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**議長（菊地勝秀君）** 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第62号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第62号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

歳出の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金138万5,000円の追加は、令和2年度の後期高齢者医療保険料のうち、令和3年3月から令和3年5月収納分について、令和3年度に山形県後期高齢者医療広域連合へ納入することとされていることから、当該分を追加するものです。

3款2項1目一般会計繰出金5万9,000円の追加は、令和2年度決算見込みに基づき、精算分を一般会計へ繰り出すものです。

これらに対する歳入につきましては、4款1項1目前年度繰越金を令和2年度の決算見込みに基づき144万4,000円追加するものです。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第62号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第62号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第63号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第63号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

下段の6款1項1目償還金は、概算交付を受けていた介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び支払基金交付金等の精算に伴い、超過して交付されていた負担金等の返還金として5,087万2,000円を追加するものでございます。

6款2項1目一般会計繰出金は、令和2年度の決算に基づき、超過して繰入れされた町負担分を精算するため、363万円を追加するものでございます。

次に、上段の歳入についてご説明をいたします。

3ページ上段の8款1項1目繰越金は、返還金等の追加に伴い、不足する財源を補うために、前年度繰越金を5,450万2,000円追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第63号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第63号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、議第64号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第64号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに歳出予算からご説明させていただきます。3ページをお開きください。

1款1項1目宅地造成費は、前年度の決算に伴う前年度繰越金の追加により、一般会計への繰出金を49万1,000円増額するものでございます。

次に歳入予算についてご説明申し上げます。上段をご覧ください。

2款1項1目繰越金は、前年度の決算に伴い、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第64号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 歳入のほうで、前年度の決算で、繰越金が49万1,000円という額、それを一般会計へ返しますよというふうなことなんですが、いわゆるあおぞら団地の区画が20ぐらいあって、その半分ぐらいが分譲になっているというふうに承知しているわけですが、せっかく繰越金が出て、既決予算の中でPR等々の予算も計上しながら、鋭意分譲のために頑張っているというふうに理解しますけれども、49万1,000円ぐらいはそういうふうなPRのためとか、いろいろな売手手段に使っていただきたいなと思うんだけど、参考までに、現在その20区画中、10か11、残っている状況の中で、問合せとか、今年度分譲する見込みだというようなことで、宅地造成事業の会計の中に財産の売払収入が出るとうれしいなというふうに思うんだけど、その辺の状況についてお聞きしたい。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） こちらにつきましては、今年度はあおぞら住宅団地というふうなことで進めているところでございます。特別分譲1区画を含めて20区画ということで準

備させていただきます、12区画が分譲済み、残り8区画というような状況です。

昨年度については2区画、分譲がされました。今年度についてはまだ年度途中でございますが、1区画というようなことでございます。今年度については、分譲についてゴールデンウィークからと夏のお盆の時期というようなことで進めてきておりますが、去年辺りからもそうなんですけれども、コロナの関係で問合せも結構少なくなっているというような状況で、今年度の予算としては4区画を売りますよというようなことであるわけなんですけれども、今現状としては1区画のみ、問合せについてもなかなか伸び悩んでいるというような私の受け止め方しております。

そうした中で、この49万1,000円を分譲のPRに使ってみてはというような、非常にありがたいお言葉でございますが、このコロナというような時期、どこまで続くのかなというのが見えない中でございますので、その中でPRというのがどこまで効果があるのかなというようなことを考えますと、そのタイミングなども含めて、ちょっと検討させていただきたいなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第64号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第65号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正

予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第65号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出のほうからご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

2款1項2目処理場管理費は、大江町浄化センターの屋根破損に伴います修繕及び塗装などの処理場補修工事費805万2,000円を追加するものでございます。

3款1項1目下水道建設費は、本年度の支給見込みにより給料から共済費までの人件費を27万円追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。3ページをご覧くださいと思います。

1款1項1目負担金は、本年度分の受益者負担金の賦課決定に基づき、45万円を減額するものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳入歳出の補正に伴いまして682万3,000円追加するものでございます。

4款1項1目繰越金は、令和2年度の決算に基づき、前年度繰越金を194万9,000円追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第65号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 4ページの工事請負費の805万2,000円なんだけれども、屋根の破損というふうな説明があつただけだけれども、原因は何だったんですか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 屋根の破損の原因でございますが、令和2年度の豪雪によりまして、屋根の部材、屋根をとめる金具と申しますか、そういうものがあるんですけども、重さに耐えられずにそれがちょっと開いてしまったということで、屋根の長尺の部分がちょっと落ちてきているというような状況が3月下旬ぐらいに見受けられたというようなことから、その部分を補修するものでございます。原因としては、豪雪による屋根の破損というようなことで見ております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 一般的に、家庭の家屋もそうですけれども、豪雪で軒先が折れたとか、そういうような場合は保険対応できるんです。公共施設全般について保険に加入しているというふうに理解しているわけけれども、今回の場合は、全部じゃなくても、一般財源、そして一般会計から680万円も繰り入れるということなんだけれども、公共施設の保険適用はならなかったんでしょうか。総務課長にお聞きします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 町村会のほうの公有建物災害共済に加入しております。やはり豪雪、豪雨、いわゆる災害的なものと対象になるかと思しますので、これから手続きをしたいと思いますが、今回は歳入のほうの計上はまだしていなかったというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 今からの災害の、豪雪のために破損したんだという手続きをとることですか。取らないということですか。最後のほう聞こえなかったんですけども。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 大変失礼いたしました。これから手続きをしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第65号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議第66号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第66号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の詳細について、ご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

最初に下段のほうになります。1款1項1目一般管理費は、農業集落排水事業に従事する職員体制を変更したことに伴い、給料等を252万6,000円減額するものでございます。

2款1項1目維持管理費は、故障したマンホールポンプ設備の修繕について、保守点検業務と併せて行うべく、委託料を135万円追加するものでございます。

次に歳入についてご説明申し上げます。上段になります。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出の減額及び前年度繰越金の追加に伴い、355万4,000円減額するものでございます。

4款1項1目繰越金は、前年度決算に基づき、前年度繰越金を237万8,000円追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第66号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第66号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第67号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、議第67号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第67号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の、支出のほうからご説明申し上げます。

1款1項4目総係費は、今年4月1日付人事異動に伴う職員の給与、手当等を調整するため追加するものでございます。

収益的収入につきまして、1款2項3目他会計補助金は、支出の補正に伴って追加をするものでございます。

次に、資本的支出についてご説明を申し上げます。

1款1項1目増設改良費は、大山自然公園へ水道水を供給する加圧ポンプ、こちらのほうが故障し、修繕不能というようなことから、ポンプ更新工事を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第67号の質疑を行います。

毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 大山自然公園の加圧ポンプの更新というふうなことで550万円計上されていますが、これは既存の加圧ポンプが何年経過して老朽化したというふうなことなのか。何年度に設置して、何年経過しているのか。

それから、3ページの資本的支出の中の既決予算が1億4,800万円で、550万円追加して、1億5,300万円だというふうな中で、この550万円の財源の内訳というのはどうなっているのか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） まずはポンプでございますが、平成5年に設置したものでございますので、27年ぐらい経過しているというようなものでございます。

それと、資本的支出の補正予算額550万円の部分に関しまして、2ページの第4条、資本的支出というところになりますが、そちらのほうに記載されております。予算第4条に定めた資本的支出の予算額を、次のとおり補正するというようなことなんですけれども、括弧書きで書かせていただいておりますが、そちらの部分については資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきまして、留保資金のほうで補填するというようなことで、予算ということでは調整させていただいているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 一般的に公営企業の事業をする場合に、企業債というものを充当するというのが一般的なわけですが、勘定留保資金で補填するということの中で、令和3年度の9月、今現在で、この勘定留保資金というのはどのくらい持っているんですか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

今現在ということになりますと、ちょっと調べてみないと分からないところもございまして、後ほど回答させていただければなと思います。申し訳ございません。

○議長（菊地勝秀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時08分

○議長（菊地勝秀君） 25分まで休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時25分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き議第67号の質疑を行います。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 先ほど毛利議員のほうから質問がありまして、今現在というようにご質問でしたので、確認できるかどうかということで調べたところですが、今現在と申し上げますと、なかなかちょっと確認できないということで、今年度当初の段階での見込みというようなことでのお話をさせていただければと思います。

補正予算書の2ページのほうに記載しておりますが、第4条のほうに過年度損益勘定留保資金3,595万6,000円、それと当年度損益勘定留保資金4,525万8,000円、この留保資金を補填して建設事業を行うというようなことになっておりますが、当年度損益勘定留保資金、こちらのほうの年度当初での資金の額でございますが、6,195万1,000円でございます。そのうち4,525万8,000円を補填したいというようなことで、この補正後においては1,669万3,000円残るといような状況でございます。

大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第67号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員会設置及び付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第13、決算特別委員会設置及び付託です。

お諮りします。

議第68号から議第75号までの令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定について計8件の議案は、議長を除く10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、令和2年度の決算認定に係る議案8件は、議長を除く10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

決算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場におきまして、本日14時35分に招集します。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で、予定された本日の議事日程は全て終了いたしました。

決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議は休会とした上で、本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時29分

令和3年第3回大江町議会定例会

議事日程(第5号)

令和3年9月15日(水)決算特別委員会終了後開議

- 日程第 1 決算特別委員会報告
- 日程第 2 議第68号 令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議第69号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議第70号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議第71号 令和2年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議第72号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議第73号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議第74号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議第75号 令和2年度大江町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 発議第2号 大江町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 請願第4号 米の需給調整に関する請願
- 日程第12 要請第1号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書の議決について
- 日程第13 要請第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

日程第13まで同じ

- 追加日程第1 発議第3号 米の需給調整に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について

追加日程第3 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書の提出について

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 橋本彩子君 | 2番 | 菊地邦弘君 |
| 3番 | 藤野広美君 | 4番 | 櫻井和彦君 |
| 5番 | 関野幸一君 | 6番 | 毛利登志浩君 |
| 7番 | 宇津江雅人君 | 8番 | 伊藤慎一郎君 |
| 9番 | 結城岩太郎君 | 10番 | 土田勵一君 |
| 11番 | 菊地勝秀君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 松田清隆君 | 副町長 | 榎英毅君 |
| 教育長 | 犬飼藤男君 | 総務課長 | 五十嵐大朗君 |
| 政策推進課長 | 鈴木利通君 | 税務町民課長 | 阿部美代子君 |
| 健康福祉課長 | 伊藤修君 | 農林課長 | 秋場浩幸君 |
| 建設水道課長 | 櫻井洋志君 | 教育文化課長 | 西田正広君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 清水正紀君 | | |

本会議に職務のため出席した者

| | | | |
|--------|-------|------------------------|-------|
| 議会事務局長 | 金子冬樹君 | 議会事務局 庶務主任 兼庶務係長 | 伊藤美幸君 |
|--------|-------|------------------------|-------|

開議 午前11時25分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の事業日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎決算特別委員会報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、決算特別委員会報告です。

議第68号から議第75号までの令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定、計8件の議案に関して、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

4番、櫻井和彦君。

○決算特別委員会委員長（櫻井和彦君） 決算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議第68号から議第75号までの令和2年度大江町一般会計及び国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、宅地造成事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算及び水道事業会計の決算について、慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

令和3年9月15日、決算特別委員会委員長、櫻井和彦。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 皆様、決算委員会、大変ご苦労さまでした。

◎議第68号～議第75号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、議第68号から日程第9、議第75号までの令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定、計8件に関する決算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定するというものであります。

それでは、決算認定8件まとめた質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

まずは、採決の方法についてお諮りします。

議第68号から議第75号までの決算認定8件については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

それでは、一括して採決することに決定しました。

令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定、計8件について、これを委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、議第68号から議第75号までの決算認定8件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎発議第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、発議第2号 大江町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、宇津江雅人君。

○議会運営委員会委員長（宇津江雅人君） 発議第2号 大江町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

今回の主な改正内容につきましては、国の第5次男女共同参画基本計画に基づき、性別にかかわらず、議員が活動しやすい環境の整備を求められたこと、また国の規制改革実施計画等に基づき、行政手続における押印義務の廃止の検討を受けたものになっております。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

1ページにつきましては、条文を追加したことによる目次の改正になります。

1枚めくっていただいて、2ページをご覧ください。

第2条につきましては、議会への欠席事由を明文化するとともに、母性保護の観点から、産前産後の欠席期間を規定するものです。

第17条、第73条につきましては、地方自治法の改正により、本規則で引用していた条文にずれが生じたものを整理するものです。

第89条につきましては、請願者の利便性の向上を図るため、押印の義務を見直し、署名、または記名押印に改めるものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

第125条につきましては、現状に合わせ、会議録の配布に係る条文を追加するものです。

以降の改正は、条文を追加したことによる条の整理であります。

以上、地方自治法第109条第6項及び大江町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたしますので、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 発議第2号の質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第2号 大江町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第4号の請願審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、請願第4号 米の需給調整に関する請願を議題とします。

請願第4号について、産業厚生常任委員会委員長より審査の結果を求めます。

9番、結城岩太郎君。

○産業厚生常任委員会委員長（結城岩太郎君） 請願審査報告。

1、件名。請願第4号 米の需給調整に関する請願。

2、審査の経過。令和3年第3回定例会で付託されました本請願について、9月9日、産業厚生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

3、審査の結果。本委員会は、全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和3年9月15日、大江町議会産業厚生常任委員会委員長、結城岩太郎。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 請願第4号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

請願第4号 米の需給調整に関する請願について、委員長の報告は採択すべきものです。

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎要請第1号の要請審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、要請第1号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書の議決についてを議題とします。

要請第1号について、総務文教常任委員会委員長より審査の結果の報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○総務文教常任委員会委員長（毛利登志浩君） 要請書に基づく総務文教常任委員会での審査の報告を申し上げます。

件名。要請第1号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書の提出についての議決であります。

審査の経過。令和3年第3回定例会で付託されました本要請につきまして、9月10日、総務文教常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果。本委員会は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和3年9月15日、大江町議会総務文教常任委員会委員長、毛利登志浩。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 要請第1号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

要請第1号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書の議決について、委員長の報告

は採択すべきものです。

本要請を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、要請第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎要請第2号の要請審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第13、要請第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

要請第2号について、総務文教常任委員会委員長より審査結果の報告を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○総務文教常任委員会委員長（毛利登志浩君） 要請書に基づきまして、総務文教常任委員会の審査の報告を申し上げます。

件名。要請第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

審査の経過であります。今回の定例会で付託されました要請について、9月10日、総務文教常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果でございますが、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和3年9月15日、大江町議会総務文教常任委員会委員長、毛利登志浩。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 要請第2号の質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

要請第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、委員長の報告は採択すべきものです。

本要請を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、要請第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

[「議長」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 発議があります。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 意見書提出の発議をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎日程の追加

○議長（菊地勝秀君） ただいま結城岩太郎君から発議第3号 米の需給調整に関する意見書の提出についての議案が提出されました。また、毛利登志浩君からは発議第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について及び発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りします。

ただいま提出のあった議案3件を追加日程として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 米の需給調整に関する意見書の提出についてから発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての件を追加日程として議題とすることに決定しました。

議案書配付のため暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 追加日程第1、発議第3号 米の需給調整に関する意見書の提出についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提出者の説明を求めます。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ただいま書記朗読のとおりでありますので、ご可決のほどよろしく
お願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第3号 米の需給調整に関する意見書の提出について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本意見書は原案のとおり提出することに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 追加日程第2、発議第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提出者の説明を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 発議第4号の意見書提出については、先ほど書記が朗読のとおりでございますので、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本意見書は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 追加日程第3、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提出者の説明を求めます。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 発議第5号の意見書提出につきましては、ただいま書記が朗読のとおりでございますので、ご可決くださいますようよろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本意見書は原案のとおり提出することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第3回大江町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年1月14日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 橋 本 彩 子

署 名 議 員 菊 地 邦 弘